

夜女具佐。珠奴久麻泥爾。比流久良之。欲和多之伎氣騰。伎久其等爾。許己呂豆吳枳互。宇知奈氣伎。家波禮能登里等。伊波奴登枳奈思。

高御座安麻能日繼登云々、此下にも、多可美久良安麻能日嗣等、天下志良之賣師家類、須賣呂伎乃可未能美許等能云々、とあり、此は高御座に大坐まして、天下しろしめし賜ふ、天之日繼天皇といふ意のつゞきなり、大殿祭詞に、高天原爾神雷坐須皇親神魯企神魯美之命以旦、皇御孫之命乎天津高御座爾座旦、天津璽乃劍鏡乎捧持賜天、言壽宣志久、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐旦、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食言寄奉賜比旦、云々、續紀一卷文武天皇詔に、此天津日嗣高御座之業止、現御神止大八島國所知倭根子天皇命、授賜比負賜布、貴支高支廣支厚支大命乎、受賜利恐座旦、此乃食國天下乎、調賜比平賜比云々、などあるにて知べし、さてその高御座と云ものは、内匠寮式に、凡毎元年正前一日、官人率木工長上雜工等、裝飾大極殿高御座、蓋作八角、角別上立、小鳳像、下懸以玉幡、每面懸鏡三面、當頂著大鏡一面、蓋上立大鳳像、總鳳像九雙、鏡二十五面云々、とあり、本居氏云、高御座は、天の御座といはむが如し、高とは、天をいふ、たゞ高きよしにはあらず、天皇の御座は、即高天原にして、天照大御神のまします御座を、受傳へますよしをもて、高御座とは申すなり、といへり、登は、にてといはむが如し、天之日繼にてと云意なり、○可未能美許登能、天皇は、現御神に座ますがゆえに、かく申せり、既くあまた出たり、○伎己之乎須は、所聞食なり、所知看と云に同意なり、これも既く委註り、○久爾能麻保良爾、五卷に、許能提羅周日月能斯多波、云々

企許斯遠周久爾能麻保良爾叙云々、九卷に、言借石國之眞保良乎委曲爾示賜者云々、など見えたり、抑この語は、もと古事記倭建命御歌に、夜麻登波久爾能麻保呂波多々那豆久阿袁加岐夜麻基母禮流、夜麻登志宇流波斯、(書紀には、此御歌を、景行天皇の大御歌として、麻本呂波を摩保邏麻、とあり)とあるに本づきたるなり、麻本呂波と云言意は、麻は眞、呂波は助辭と聞えて、同記應神天皇大御歌に、知婆能加豆怒袁美禮波、毛々知陀流夜邇波母美由、久爾能富母美由、とある、國の富に同じく、大和國は、青山四周るがゆゑに、倭者國の富と詔へるにて、その富と云は、保々麻留、府保語茂留、など云ると同意にて、もと含まり隠れるを云古言なり、かくて此集にいへる國之眞保良は、必ざる意にてよめるにはあらず、たゞ國といふことを、彼御歌の古語を假て、言を文りなしたるのみなり、猶此言の義、本居氏國號考に、甚詳に辨へいひたるを見て考べし、さてこれまでの意は、天皇の所知看天下の中に、此越中の國に云々、といふ謂なるを、かく文にいひなせるなり、○山乎之毛は、乎は之と云むが如し、之毛は、多かる物の中をとり出ていふ助辭なり、此は諸國に山の多かる中にも、この越中は、ことにすぐれて、山が多さに、と云意につゞきたり、○佐波爾於保美等は、佐波は、多きことを云古言にて、多に多みと重ね云り、同じ意の詞をも、言異なれば、重ね云る事、古言に例多し、豫兼而とも、木末之上とも、奥方之上とも云類なり、(後の物語書どもにも、いといたうなど云ること多し)等は、助辭なり、○百鳥は、數々の鳥を云、五卷、六卷にもよめり、十六には、千鳥とも百千鳥ともよみ、十七には、朝猶爾五百津鳥多底、暮猶爾知登理布美多庭、ともよみたり、古今集にも、百千鳥さへづる春は物ごとにあたらたまれどもわれぞふりゆく、○春佐禮婆、此一句は、上の百鳥能の前へうつして心得べし、春になれば、百鳥の來居て鳴聲を聞て、憐む謂なり、

○伎吉能可奈之母は、聞之憐愛もなり、可奈之は、數種の春鳥の聲を、めでうつくしむ意なり、母は、歎息辭なり、○伊豆禮乎可云々は、春鳥の聲をほめて、さて霍公鳥と孰れを取わきて、ことに賞むと云るにて、霍公鳥の晝夜聞ど、飽ず怜きことをいはむ下形なり、貫之集、五月五日、鳥の音はあまたあれどもほととぎす鳴る聲は五月なりけり、〔頭註、(は、此歌よりよまれたるにやといへり、)〕
○比流久良之は、晝令暮にて、終日の謂なり、○欲和多之伎氣騰は、夜令巨雖聞にて、終夜聞ことを謂り、○許己呂豆吳根豆は、岡部氏云、豆は字の誤なり、豆と宇と違ふべし、見安てふ本に、ウゴキテと有は、其見し本に、宇とありしことしられたり、毎聞におどろきて、心の動くよしなり、○字知奈氣伎は、打敷にて、打はいひおこす辭なり、○安波禮能登里等云々は、嗟乎可憐の鳥や、といはぬときなし、となり、九卷に、搔霧雨零夜乎霍公鳥鳴而去成何恰其鳥

反歌。

由具敵奈久。安里和多流登毛。保等登藝須。奈枳之和多良婆。可久夜思努波牟。

歌意、何方をばかりと、往方定めなくて飛渡りゆくとも、今の如く鳴て往ならば、何處にても、わが此如あはれの鳥といひて、うつくしむ如くにや、きく人毎に、一すぢにめで興ぜられむ、といへるなるべし、(或説に、ほととぎすは、本より行方もしらぬものながら、さりとともこゝに又立かへり鳴わたらば、かく慕むといへるなり、といへれど、いかゞなり、)〔頭註、代匠記、かくばかりあはれと思ふ人のやどを〕
字能花能。開爾之奈氣婆。保等得藝須。伊夜米豆良之毛。名能里奈久奈倍。

開爾之奈氣婆は、卯花の開時に必鳴者、と云なり、之の助辭に、ことに力ありて聞ゆ、(元曆本に、登奈倍は、此は名告鳴につれて、と云ほどの意と聞えたり、)○歌意は、卯の花のさく時に、必時をたがへず、名告鳴につれても、さても奇妙なる鳥やと、いよ／＼めづらしく、めで興ぜらるゝなるべし

保登等藝須。伊登彌多家口波。橋能。播奈治流等吉爾。伎奈吉登余牟流。

伊登彌多家口波は、甚慨ましくあるは、と云意なり、彌多家伎波と云ては、後世の詞づかひになるなり、口波と云て、ねたけくあるは、と云ふ意にいふ古言の定なり、彌多口は、古事記に、嫉妬、(仁徳天皇條)書紀に、爲慨憤時、(神武天皇卷)慷慨、(履中天皇卷)所嫌之、人、(崇神天皇卷)靈異記に、惻、(彌太武)遊仙窟に、故々、などあり、○治濁音の字を用たるは、取はづしてかけるなるべし、清て唱べし、○歌意、ほととぎすの、甚ねたましくおもはるゝは、橋の花散時に、しきりに來鳴響て、物思はするゆゑぞ、と云なるべし

右四首。十日。大伴宿禰家持作之。

行英遠浦之日。作歌一首。

英遠浦、此のみに出たり、越中にあるなるべし
安平能宇良爾。餘須流之良奈美。伊夜末之爾。多知之伎與世久。安由乎伊多美可聞。
多知之伎與世久は、起重奇來なり、(起し來寄來と云にはあらず、)○安由乎伊多美可聞は、東風が疾さに敷もなり、安由は、十七の東風伊多久布久良之、と云歌の自註に見えたり、聞は、歎息辭なり、○歌意は、英遠の浦によする白浪の、いよ／＼高く重に寄來るは、東風の疾く吹故にてかあらむ、

てもいみじく浪の高きことや、となり

右一首。大伴宿禰家持作之。

賀二陸奥國出金詔書歌一首并短歌。

出金は、續紀に、天平勝寶元年二月丁巳、陸奥國始貢黃金、於是奉幣以告畿内七道諸社、四月乙卯、陸奥守從三位百濟王慶福、貢黃金九百兩、と見ゆ、○詔書は、同四月甲午朔、天皇幸東大寺、御盧舍那佛像前殿、北面對佛云々、勅遣左大臣橋宿禰諸兄、白佛云々、天皇羅我命、盧舍那佛像大前仁奏賜部止奏久、此大倭國者、天地開闢以來爾、黃金波人國用理、獻言波有登毛、斯地者無物土念部流仁、聞看食國中能、東方、陸奥國守從五位上、百濟王敬福伊、部内小田郡仁黃金在、奏氏獻、此遠聞食、驚伎悅備貴備念久波、盧舍那佛乃慈賜比、福波倍賜物爾在止念閉、受賜里恐理戴持、百官乃人等率天、禮拜仕奉事遠、挂畏三寶、乃大前爾恐美恐美毛、奏賜波久止奏、とある、それにつゞきて、從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣、現神御宇倭根子天皇詔旨宣大命、親王諸王諸臣百官人等、天下公民衆聞食宣云々、食國乃東方陸奥國乃小田郡爾、金出在止奏且進禮利云々、といと長き詔詞あり、上なるは、佛像に詔賜へるにて、下なるは、もろくの人に宣聞しめ賜へる詔なり、今はこれ等をいへり、此長歌は、その詔の詞を、多く摘とられたり、なほ歌の下にいふべし

葦原能。美豆保國乎。安麻久太利。之良志賣之家流。須賣呂伎能。神乃美許等能。御代可佐禰。天乃日嗣等。之良志久流。伎美能御代御代。之伎麻世流。四方國爾波。山河

乎。比呂美安都美登。多豆麻豆流。御調寶波。可蘇倍衣受。都久之毛可禰都。之加禮騰母。吾大王能。毛呂比登乎。伊射奈比多麻比。善事乎。波自米多麻比。久可禰可毛。多能之氣久安良牟。登於母保之豆。之多奈夜麻須爾。鷄鳴。東國能。美知能久乃。小田在山爾。金有等。麻宇之多麻敵禮。御心乎。安吉良米多麻比。天地乃。神安比宇豆奈比。皇御祖乃。御靈多須氣豆。遠代爾。可里之許登乎。朕御世爾。安良波之豆安禮婆。御食國波。左可延牟物能等。可牟奈我良。於毛保之賣之豆。毛能乃布能。八十伴雄乎。麻都呂倍乃。牟氣乃麻爾麻爾。老人毛。女童兒毛。之我願。心太良比爾。撫賜。治賜婆。許己乎之母。安夜爾多敷刀美。宇禮之家久。伊余與於母比豆。大伴能。遠都神祖乃。其名乎婆。大來目主登。於比母知豆。都加倍之官。海行者。美都久屍。山行者。草牟須屍。大皇乃。敵爾許會死米。可弊里見波。勢自等許等太豆。大夫乃。伎欲吉彼名乎。伊爾之敵欲。伊麻乃乎追通爾。奈我佐敵流。於夜能子等毛會。大伴等。佐伯氏者。人祖乃。立流辭立。人子者。祖名不絕。大君爾。麻都呂布物能等。伊比都雅流。許等能都可佐會。梓弓。手爾等里母知豆。劔大刀。許之爾等里波伎。安佐麻毛利。由布能麻毛利爾。大王能。三門乃麻毛利。和禮乎於吉豆。且比等波安良自。等伊夜多豆。於毛比之麻左流。大皇乃。御言能左吉乃。聞貴美。

葦原能美豆保國乎、此二句は、既くあまた處に出たり、保の下、能字などを脱せるにや、又なくて

も、能は訓付べし、○安麻久太利は、天降なり、天孫邇邇藝命の降臨をさして申せり、天慶六年、日本紀竟宴歌に、安志波羅能美都保能爾々智發耶布留、賀美武計與度蘇阿麻句多志鷄流、と見ゆ、こゝは詔詞に、高天原爾天降坐之、天皇御世乎始天、中今爾至麻氏爾、天皇御世、天日嗣高御座爾坐氏、治賜比惠、賜來流、食國天下乃業止奈母、神奈我良母所念行久止宣、大命、衆聞食宣、(高天原爾の爾は、余字の誤寫にて、もとは余利なりしが、後に利字を、脱せしなるべし、)とある、これなり、○之良志賣之家流は、所知看けるなり、○御代可佐禰は、次の句の下にうつして心得べし、皇祖の神尊の天日嗣と御代重ね所知來君の御代御代、と云意なればなり、○天乃日嗣等は、天之日嗣にて、と云意なり、○之良志久流は、上古より今世まで所知看來、といはむがごとし、○伎美能御代御代は、御代御代の天皇を申せり、○之伎麻世流は、布座在なり、集中に、敷座國と多くよめり、○四方國爾波とは、京畿にむかへて云るなり、爾波は、對ることありて云詞なればなり、○山河乎は、山と河がの意なり、乎は之と云むが如し、○比呂美安都美等は、廣さに淳さにの意なり、廣は河につきていひ、淳は山につきていへり、等は例の助辭なり、○御調寶は、諸國より貢上るところの、山海の奇物を云、○可蘇倍衣受都久之毛可禰都は、數へ盡さむとしても、員多きが故に、數へ盡すことを得ず、と云意なり、初句より此までは、皇孫降臨より、御代々國家の豐饒ませるさまを、ほめ白ていへるなり、○之加禮騰母、此より下は、聖武天皇の盧遮那佛像を造らせ賜へることを云り、この佛像は、天平十五年に、紫香樂宮にて創させ賜ひしが成ずて、十七年に、平城に都移させ給へる後につくらせたまへる、東大寺の五丈の大佛なり、續紀に、天平十五年十月辛巳、詔曰云々、粵以天平十五年歲次癸未十月十五日、發菩薩大願、奉造

盧舍那佛金銅像一軀云々、乙酉、皇帝御紫香樂宮、爲奉造、盧舍那佛像、始開寺地云々、と見えたるが、紫香樂に都うつりのこと止にしかば、十七年に、平城に都移されてのちつくらせたまへる、その大像に、ことごとく金泥を塗裝むとおもほしめして、金をもとめさせ給ふに、金の少からむことを、憂苦みおもほしわたるに、勝寶元年(天平二十一年)二月と四月に、陸奥國より黄金若干を貢りたれば、天皇太じく喜びおはしまして、みな大佛の料に用ひさせ給へり、○毛呂比登乎云々(八句)は、詔詞に、盧舍那佛作奉止爲氏、天坐神地坐祇乎祈禱奉、挂畏遠我皇天皇御世、治氏拜奉、利、衆人乎伊謝奈比率氏仕奉心波、禍息善成、危變氏全、平牟等念氏、仕奉間爾、衆人波不成登疑、朕波金少牟止念、憂都々在爾云々、(我皇より以下九字、誤脱あるべし、)とある意なり、佛像を造らしめ賜ふに付て、衆人を勧め誘ひ賜ひ佛の加護にて、禍息て善成、國家全平ならむ基を開し賜ふ謂にて、善事を始め賜ひて、といへるならむ(略解に、善事を始め賜ひては、諸のよきことをなし始給へるなり、くがねかも云々は、諸の善事の中にも、黄金を得ば、國民樂からむと思食てと云なり、といへるは、ひがことなり、と中山嚴水いへり、)○久我禰可毛とは、久我禰は、金なり、こゝにかく見えたれば、故我禰と云は、や、後の訛にて、久我禰と云ぞ、古なるべき、久我殿の久我をも、今はこがと唱めり、可は疑の辭、毛は歎息辭なり、○多能之氣久安良牟、此は詔詞の如く少氣久安良牟とあるべきを、かくあるはいかゞなり、若は多能之と云に、少の義あるか、(等毛之と云にも、樂き意なると、少き意なるとあればなり、又は等母之とありけむを、等母を多能に、寫誤めたるにもあらむか、樂ならば、多奴之とあるべしともいふべけれど、はやく此頃は、奴を能といへることもあれば、其はともかくもいふべし、)猶考べし、佛像

に金泥を押むとおもふに、金は皇朝には出ず、異國より渡來るのみなれば、足じかと憂ひ惱みおもほすよしなり、○登於母保之且は、と所思而なり、(前句は、牟にて句絶て、登は、此句に付て訓べし、)○之多奈夜麻須爾は、裏惱すにて、詔詞に、念、憂都々在爾、とあるに、あたれり、之多は、裏心、裏思、裏戀、などの裏にて、言に出さずして、心一に思ふを云り、さればこゝも、御心の裏に惱ましくおもほすよしなり、○鶏鳴は、まくら詞なり、既あまた出たり、○小田在山爾は、小田郡に在山なり、かく詔詞の次下に、閏五月甲辰、出金山神主小田郡日下部深淵授外少初位下、と見えたり、神名式に、小田郡黄金山神社、(頭註、享深三年戊戌、大坂小山屋平左衛門云、聖武天皇の時金出しに有、はわれ大明神と云宮あり、一山悉く金なり、人取ことならず、神甚をしみ給ふ故なり、)○麻宇之多と云、小山雜談、金銀など皆石中にまじりある其石を、くだきえりて金銀をとる其石を礦と云、)○麻宇之多麻徹禮は、奏賜へればの意なり、賜は尊む方にいふが定りなれど、尊き方に對ひて、自いふにも云る事多し、詔詞に、小田郡仁黄金在奏且、獻云々、とあるこれなり、○御心乎安吉良米多麻比は、裏惱ましたまひし御心を、晴け明らかめ賜ひなり、さて此二句の下に、しばらく所思食やうは、と云詞を、くはへて心得べし、○天地乃神安比宇豆奈比は、詔詞に、天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉佐根波倍奉利、とあり、此言、續紀他の宣命にもかたぐ見えたり、本居氏云、相宇豆奈比は、俗言に神の納受し賜ふ、といふに當れり、宇豆は、珍御子、宇頭乃幣帛、宇頭乃御手、などある宇頭にて、うるはしくめでたきを云、奈比は、活かぬ言を、活用かすに、添いふ辭にて、商をするをあきなふ、いざといひてさそふを、いざなふ、諾なりとするを、うべなふと云類にて、うづなひは、御世の政を、神の美好とし賜ふ意なり、相は必しも互にせねども、彼と此との間の事には、添ていふ言なり、又思ふに、仁徳天皇紀に、納八田皇女將爲妃、時皇后不聽、とある不聽をウナヅルサズ

と訓るは、うなづきゆるさずといふこと、聞ゆ、うなづくは、物語書などにも見えて、人のいふこととを聽入ゆるす意にて、俗言に、合點するといふことなり、さればウヅナヒも、ウナヅキナヒにもあらむか、件の二、いづれにても、つひには同意にて、納受給ふよしなり、○皇御祖乃御靈多須氣且云々は、詔詞に、又天皇御靈多知乃惠賜比撫賜夫事依且、顯自示給夫物在自等念召波、受賜利、歡受賜利云々、とあり、皇御祖は、先御代御代の天皇等をさして申せり、神功皇后紀に、吾被神祇之教、賴皇祖之靈云々、思合へし、○遠代爾は、遠代よりと云意に見べし、○可々里之許登乎、岡部氏、上の可は、奈の誤にて、遠代に無有し事をと云なり、と云り、元曆本には、一の可字なし、是は奈字を脱せるなるべし、詔詞に、天下遠、撫惠備賜事、理爾坐、君乃御代爾當氏、可在物乎、拙久多豆何奈伎朕時爾顯自示給禮波、辱美醜、美奈母念須、とあるこれなり、○御食國波、元曆本には、御字なし、いづれにてもヲスクニハと訓べきなり、○左可延牟物能等は、黄金の多くなりて、國家の富饒むとのみの謂にはあらず、天皇の大御心のまゝに、佛像を造り裝りて、その佛の利益によりて、食國天下は繁昌む物ぞと、おもほすよしなり、○可牟奈我良は、聖武天皇の神在隨なり、天皇は現御神にましますが故に、即神と申せること、一卷よりはじめて、おほき言なり、○毛能乃布能と云より治賜婆と云まで十句は、金出し國郡の人を始て、諸臣百官老若男女に至るまで、ほどくにつけて、物賜り位あけ給へるを云り、詔詞に、是以朕一人夜波、貴大瑞乎受賜牟、天下共頂受賜利、歡流自理、可在等、神奈我良母、念坐氏奈母、衆乎惠賜比治賜比、御代年號爾字加賜久止、宣、とあるこれなり、○麻都呂倍乃は、令服從之にて、皇化に服ひ仕奉らしむるがためなり、○牟氣乃麻爾麻爾は、令趣之任なり、牟氣は、言趣の牟氣に

て、歸き従はしむる謂なり、天皇の天下萬民を惠み撫給ふは、服従ひ歸き化しむる御わざなれば、か
 くいへり、○之我願は其之願なり、○心太良比爾は、心足にの伸りたるなり、俗に腹一杯にと
 云が如し、○許己乎之母は、此をしもなり、之母は、多かる物の中をとり出ていふ辭なり、○宇禮
 之家久云々、このたび、あまねき御恩惠をほどこしたまひ、大伴佐伯氏のことを、さまざま賞稱ら
 れて、家持卿も、從五位下より從五位上に進られぬれば、いよくうれしく思ひて、さて大伴氏の、
 上代より功勳かりしことを述るなり、○大伴能遠都神祖乃、其名乎婆大來目主登、於比母知豆都加
 倍之官、此より大伴氏の遠祖の、功勳かりしことを述たり、これは、大伴氏の遠祖天忍日命、道臣
 命たちの、大來目といふ部を帥て、軍事に功勳しく仕奉りしによりて、即其名を、大來目主と負持
 て、仕へし職と云なるべし、廿卷、家持卿の諭族歌に、比左加多能安麻能刀比良伎、多可知保乃多氣爾
 阿毛理之、須賣呂伎能可未能御代欲利、波自由美乎、多爾藝利母多之、麻可胡也乎多波左美蘇倍豆、於
 保久米能麻須良多詔乎々、佐吉爾多豆由伎登利於保世、山河乎伊波禰左久美豆、布美等保利久爾麻
 藝之都都、知波夜夫流神乎許等牟氣、麻都呂倍奴比等乎母夜波之、波吉伎欲米都可倍麻都里豆、安
 吉豆之萬夜萬登能久爾乃、可之婆良能宇禰備乃宮爾、美也婆之良布刀之利多豆氏、安米能之多之良
 志賣之祢流云々、とあるは、瓊々杵尊の降臨の時より、神武天皇の畝火宮に 御宇 しまで、大
 伴氏の遠祖の、代々事ある毎に、武事をもて、平國の事にいそしかりしことを述たるなり、天忍日
 命のことは、神代紀皇孫降臨條の一書に、高皇產靈尊、以眞床覆衾、裏天津彦國光彦火瓊々杵尊、
 則引開天磐戸、排分天八重雲、以奉降之、于時大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖
 天穗津大來目、背負天磐、轡、著稜威高靴、手捉天、梳弓、天羽、矢、及副持八目鳴

鑄、又帶頭、而立天孫之前、遊行降來、到於日向、襲之高千穗穗日、一上峯天浮橋、
 而、立於浮渚在之平地、齊空國、自頓丘、覺國行去、到於吾田、長屋笠狹御、古語拾遺同
 條にも、仍使大伴氏遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天穗津大來目、帶仗、前、駐、と見
 えたり、姓氏錄大伴宿禰條に、初天孫彥火瓊瓊杵尊神、駕之降也、天押日命大來目部立於御前、降
 于日向高千穗峯、然後以大來目部爲天靱負部、天靱負之號起於此也、とあるは、件の書紀と、
 拾遺とに併考ふるに、天押日命帥大來目部、とありしが、帥字の落たるなり、道臣命のことは、神
 武天皇紀に、大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目、督將元戎、踏、啓、行、乃尋鳥所、向、仰視、
 而追之、遂達于菟田下、縣、因號其所至之處、曰菟田、穿、邑、于時勅日臣、曰、汝
 忠而且勇、加能有三導之功、是以改汝名、爲、道臣、拾遺にも、逮于神武天皇東征之
 年、大伴氏、遠祖日臣命、帥督將元戎、剪除兇渠、佐命之勳無有比肩云々、日臣命帥來目部、衛
 護宮門、掌其開闔云々、と見えたり、これも書紀に併考るに、日臣命帥大來目、督將元戎、とあ
 りしが、大來目の三字を脱せしなるべし、もとのまゝにては、督將元戎を帥てと云意になりて、文
 を成さればなり、かゝれば、大伴氏遠祖の、代々事ある毎に、大來目部を帥て、軍卒を督將しなれ
 ば、大來目を帥る主、と云意にて、大伴氏遠祖等の號を、世に大來目主と負持せ、稱呼るにて、一
 神の一名、大來目主命と申せるにはあらず、大來目主といふと、たゞに大來目と云とは、別なるを
 思ふべし、さて天津久米命、また大久米命とあるは、なほ別に考あれど、こゝには、要とあること
 ならねば、略きていはず、○海行者云々、詔詞に、又大伴佐伯宿禰波常母云久、天皇朝守仕奉
 事願、奈伎人等爾阿禮波、汝多知乃祖止母乃云來久、海行波美豆久屍、山行波草牟須屍、王乃弊

爾去會死米、能杼爾波不死止、云來流人等止奈母聞召須、是以遠天皇御世始氏、今朕御世爾當氏母、内兵止心中古止波奈母遺須、故是以、子波祖乃心成伊子爾波可在、此心不失自氏、明淨心以氏、仕奉止自氏奈母、男女并氏一一治賜夫云々、とあるこれなり、この大伴佐伯氏の古語は、大伴氏の先祖より、代々云傳へ來りしなり、○美都久屍は、水に漬る屍、と云なり、美都久は、廿卷にも、美豆久白玉とあるに同じ、○草牟須屍は、屍の上に草の生るをいふ、そもく海にても山にても死なむといふことを、かくいへるは、めでたき古言なり、まことにいとふるく、先祖よりいひ來つることなるべし、と本居氏いへり、○大皇乃徹爾許會死米は、天皇の方にてこそ、命を失はめ、と云なり、徹は、邊の意なり、武士の俗諺の、御馬前の討死をこそせめ、といふが如し、さてこゝの語のすべての意は、天皇の御從に仕奉て、もし海を行時に事あらば、天皇の御爲に命をすて、海中にも沈みてむ、山を行時ならば、即山にて命をすてむといふなり、と本居氏いへり、○可弊里見波云々、廿卷に、登利我奈久安豆麻乎能故波、伊田牟可比加弊里見世受且、伊佐美多流多家吉軍卒等、禰疑多麻比云々、また祢布與利波可徹里見奈久且意富伎美乃之許乃美多且等伊渥多都和例波、○許等太豆(太字、舊本に大と作るは誤なり、今改つ)は、平常に毎りて、殊なることをするをいふ言なり、即言義は、異立なるべし、かくてこゝは、赤心不變の志を立ることの常人に異りて、いみじく堅きよしにて云るなるべし、さて此言は、書紀仁德天皇大御歌に、于磨臂苔能多菟屢虛等太氏于磋由豆流多由磨菟餓務珥奈維倍氏毛餓望、古事記同天皇條に、言立者足母阿賀迦爾嫉妬、此集廿卷に、都加倍久流於夜能都加佐等、許等太豆々佐豆氣多麻徹流云々、續紀四卷詔に、此食國天下乎、撫賜比慈賜賜事者、辭立不在、人祖乃、意能賀弱兒乎、養治事乃如久云々、十卷詔に、此

者事立爾不有、天爾日月在如、地爾山川有如云々、十七卷詔にも見ゆ、伊勢物語に、正月なれば、異立とて、とあり、○伊爾之徹欲は、從古なり、○伊麻乃乎追通爾は、今之現在になり、十七に、伊爾之弊由伊麻乃乎都豆爾、五卷に、伊麻能遠都豆爾多布刀伎呂可憐、○奈我佐徹流は、所流なり、所傳有、といはむが如し、○於夜能子等毛會は、先祖の子孫ぞよ、となり、○大伴等佐伯氏者、姓氏錄大伴宿禰條に、高皇產靈尊五世孫、天押日命之後也、(大伴大田宿禰條には、高魂命六世孫天押日命之後也とあり、)云々、雄略天皇御世、以天靱負賜大連公、奏曰、衛門開闔之務於職已重、若一身難堪、望與愚兒語相、併奉衛左右、勅依奏、是大伴佐伯二氏、掌左右開闔之緣也、とあり、大連公とは、室屋大連のことなり、室屋大連と、其子語連と相併びて、御門の衛を仕奉られしが、その語連の裔、佐伯氏となれるなり、佐伯宿禰條に、大伴宿禰同祖、道臣命七世孫室屋大連公後也、とあり、續紀廿卷、寶字元年七月、皇太后詔に、又大伴佐伯宿禰等波、自遠天皇御世、内乃兵止爲而仕奉來云々、同卷同月、橘奈良麻呂語に、大伴佐伯之族、此舉前將無敵、とあり、○人祖は、たゞ祖にて、祖先なり、凡て古は、たゞ祖を、人之祖、たゞ子を人之子と云ることめり、人の親の心はやみにあらねども、又、千代もといのる人の子のため、などよめる歌も、これなり、(略解に、人のおやのたつること立云々は、總ての人を差て、遠祖のこと立しまゝにして、祖の名を不斷仕奉れと、言繼言教ふべき氏ぞと云なり、といへるは、まぎらはし、これは人祖を、他祖と見たるよりの説か)○人子、これもたゞ子なり、○許等能都可佐會、上の大伴等と云より此まで(十句)の意は、大伴佐伯二氏は、其先祖の常人に異りて、殊なる功を立たれば、其子孫は、先祖の嘉名を斷ず、天皇に動く仕奉らふ物ぞと、先祖代々より言繼來れる職業ぞよ、と云なるべし、○安佐

麻毛利云々、三門乃麻毛利、大伴佐伯二氏の宮門の開閉を掌ること、上に姓氏録を引たるごとし、大嘗祭式に、伴伯伯各二人分就三南門左右外掖胡床、待時開門云々、伴宿禰一人、佐伯宿禰一人、各率門部八人於南門外、通夜庭燎云々、伴佐伯氏各二人、開大嘗宮南門云々、祭事已畢、百官各退、伴佐伯氏、人閉門とあり、なほ委しきことは、延喜式、江家次第等を考へて知べし、○和禮乎於吉旦云々、五卷貧窮問答歌に、志可登阿良農比宜可伎撫而、安禮乎於伎豆人者安良自等富已呂倍騰、○等伊夜多旦は、と彌立にて、上に異立といへるを受て、彌其を立るよしなり、此前句は、安良自にて句絶て、等は、如此伊夜の上に附て唱べし、へしかるを、契沖が、集中歌のもし、有餘不足あけてかぞふべからねど、此うたはよくとよのほりたれば、此句も、伊夜多旦々にて有けむが、ひとつと旦字うせたる歎、といへるは、まだしき考なり、○於毛比之麻左流は、心に歡み彌念を増て、一すぢに勇むよしなり、○大皇乃御言能左吉乃聞貴美は、聞ば天皇の御詔の幸の貴さに、彌思増ると云意なり、聞を上へうつして、御言能左吉乃貴美とつゞけて心得べし、六卷に、烏玉乃夜霧立而不清照有月夜乃見者悲沙、とあるも、見者を上へうつして、月夜乃悲沙とつゞけて心得る言づかひにて、今の歌と全同例なり、舊本、左吉乃の下に註して、一云乎、とあるは、用べからず、(此は古の言づかひを、よくもわきまへぬ人の、みだりに乃を乎に改め寫したる本のありしを、仙覺などが校合せるときに、註したるなるべし、左吉乎にては、調のはえなくきこゆるを、左吉乃と云るにてこそ、おもしろけれ、然るを略解に、一書の乎とある方よろし、と云るは、あさはかなる考なり、)さて幸とは、御恩恵を施して、臣等を幸へ饒しめ賜ふよしにていへり、上に引如く、詔詞に、大伴佐伯宿禰波云々、男女并旦一、二治賜夫、とありて、その下文授位の中に、大伴氏、男には

牛養、稻君、家持など、女には三原、佐伯氏、男には淨麻呂、常人、毛人、鞆鞆など、女には美努麻女など、みな位或は官を進られたるよし見えたり、抑この大伴佐伯を、かくとりわきて恵み賜ふことは、朝衛夕衛、御門近く仕奉る所由にぞあらむ、○舊本に註して云く、一云貴久之安禮婆、これも本文の方、まさりて聞えたり

反歌三首。

大夫能。許己呂於毛保由。於保伎美能。美許登能佐吉能。聞者多布刀美。

佐吉能、舊本には、佐吉乎と作りて、註に一云能、とあり、これ長歌の如く、必能とあるべきところなれば、今は一云とあるを用つ、○歌意は、幸へ恵み治め賜ふ御詔の、貴く歡ばしさに、丈夫の雄々しき心のいよくいさみておもほゆ、となり、○舊本註云、一云貴久之安禮婆、これも上の如し

大伴能。等保追可牟於夜能。於久都奇波。之流久之米多底。比等能之流倍久。

於久都奇は、奥津城にて、墓のことなり、○之流久之米多底は、其と灼然く、標結立よ、となり、多底とのみにて、立よといふ意に聞るは、古言の例なり、○歌意、かく上に述たるごとく、ことにすぐれて、勇事の職業を立始たる、名高き先祖なれば、其墓處にも、後々見る人の、誰もそれとしくべく、灼然く標結立よと、子孫に令する如くによめるなり、契沖云、汝多知乃祖止母乃云來久、とある宣命の詞によりて、かくはよめるなるべし

須賣呂伎能。御代佐可延牟等。阿頭麻奈流。美知能久夜麻爾。金花佐久。

美知能久夜麻は、即小田郡の山にて、陸奥國の山と謂なり、山名にはあらず、○金花佐久、契沖云、

山には、よろづの木の花咲ゆゑに、陸奥山には、金の花さけり、とよめり、奇妙の詞なり、(今昔物語廿六、能登國掘鐵者、行佐渡國掘鐵語の條に、その鐵ねる者六人有けるが、長なりける者の、已等どち物語しける次に、佐渡國にこそ、金の花咲たる所は有しかと云ける云々、これによりておもふに、いまかねのつると云ものを、古は花といひしなり、さればこの金花さくも、こがねのつるのあらはれ出しことを、いへるなり、と中山嚴水云り)○歌意、天皇の大御心のまゝに、佛像を造り装りたらば、必その佛の利益によりて、御代は榮ゆべきなれば、皇朝の御代の昌ゆべき兆に、ヒムカシノカタ東 方陸奥山に、金の花さきたるなり、となるべし、○そもく、聖武天皇は、佛の道に、太じく惑はせ給ひし天皇にまし／＼ながら、神明の御國へ佛法を弘めむことは、しかすがに、神祇の御心いかならむと、した恐しくおもほし給へるまに／＼、くさく、神慮を和めまつりて、さてつひに大願を發させ給ひてぞ、天平十七年より、東大寺に盧舍那佛像をば、つくらせ給ひし、これいはゆる五丈の大佛なり、さてその像のかぎり、金泥を塗裝むとおもほしめして、金をもとめさせ給へれど、金のたらざらむことを憂苦み、したなやまし給へるに、勝寶元年にいたりて、陸奥國より、黄金若干を貢りたれば、こと／＼くその大佛の料に用ひさせ給ひて、朕が此度の業を、天神地祇あひうべなひ給ひ、先御代々々の皇祖等の御靈たすけさせ給ひて、心のまゝに佛像を造り装りてあれば、今よりはその佛の加護によりて、食國天下は繁昌む物ぞと、こよなく喜びおもほしめし、さまざまなり、しかるに此ほどは、いまだ時代古かりし故に、大かたの世は正直にして、神代のまに／＼、神祇の恩頼をのみたのみをることなれば、朕が偏に佛道を信ぜむこと、人々の心いかならむと、御心しらひまし／＼しよりして、かゝる大瑞を、朕一人やはうけたまはらむと詔ひて、金出し國郡の人を始め

て、諸臣百官老若男女にいたるまで、ほど／＼につけて、物賜り位あけなど爲たまひしは、よりよりに天下の人を、普く佛道に歸依しめむの、御した心おはせばなるべし、かくてこの歌は、さばかり佛好の天皇の詔書を、賀奉りてよめるからは、いさゝかも佛意にそむきて、天皇の御心をもどきたるすぢのなきよしは、と／＼に註しつたる詔詞の趣を、よく歌詞に引くらべて考へてしるべきことなり、しかるに、この長歌短歌ともに、詞の表には、佛くさく、きたなきことなどをば、ひと言もまじへたることなく、みやびたる言のかぎりもて云ふせたるは、しかすがに、歌は神代のてぶりなれば、しかこちたきことなどいはむは、さらにさらにふさはしからぬことぞと、よくいにしへ風の歌の心に、はぢおもはれたるは、さはいへど、奇しとも奇しき歌よみの口つきなればぞかし、歌とのみおもひて、そのさましらぬきは、かけても及ぶべきことならめや、あはれ古風をまねぶ徒は、このところかへすがへす味ひて、歌のさまをもしり、このころをも得べきことになむ

天平感寶元年五月十二日。於越中 國守館 大伴宿禰家持作之。

萬葉集古義十八卷之下

爲下幸行芳野離宮之時。儲作歌一首并短歌。

幸行は、行幸を顛倒たるかとも思へど、かやうにかけること、古事記などには、ところ／＼に見え、書紀にもあり、其他例あることなり、〔頭註、遊幸神代紀、幸、行崇神天皇紀〕○儲作と云こと、集中に往々見えたり、其、藝のたしなみあさからざりしこと、思ひやるべし

多可美久良。安麻能日嗣等。天下。志良之賣師家類。須賣呂伎乃。可未能美許等能。可之古久母。波自米多麻比豆。多不刀久母。左太米多麻徹流。美與之努能。許乃於保美夜爾。安里我欲比。賣之多麻布良之。毛能乃敷能。夜蘇等母能乎毛。於能我於敵流。於能我名負。名負。大王乃。麻氣能麻久麻久。此河能。多由流許等奈久。此山能。伊夜都藝都藝爾。可久之許曾。都可倍麻都良米。伊夜等保奈我爾。

初、二句は、既く上に出たり、○須賣呂伎乃云々、一卷に、樂浪乃大津宮爾、天下所知食兼、天皇之神之御言能云々、○可之古久母波自米多麻比豆云々、中山嚴水、應神天皇紀に、十九年冬十月戊戌朔、幸吉野宮時、國樸人來朝之、困以釀酒獻于天皇、而歌之曰云々、と有、是吉野離宮のはじめなるべし、といへり、(略解に、齊明紀に、吉野宮を作と有を引たるは、あたらぬことなり、其は改造られしなるべし、)○安里我欲比賣之多麻布良之は、當代天皇の、在往來ひつゝ見給ふらし、とな

り、(略解に、ありがよひは、其、繼々の天皇の幸し給へるをいふといひ、又この良之の詞は、卷二に、問賜良之、卷廿に、つぎてめす良之などあると同じく、集中一の格にて、常のラシの意と異なり、といへるは、みな誤なり、)反歌に、余思努乃美夜乎安里我欲比賣須、とあるを、相照して考べし、賣之は、見の伸りたる詞にて、見給と云意なり、なほ一卷に、食國乎賣立賜牟登、とある處に、既く委註り、○於能我名負名負、本居氏、上の負字を削去れり、其に従べし、さて己が家々の先祖より、相繼仕奉り來る、其職々を負て、と云なり、さて古は、氏々の職業各定まりて、世々相繼て仕奉りつれば、其職即其家の名なる故に、即其職業を指ても、名と云りと、なほ古事記傳二十九に、委辨いへり、○麻氣能麻久麻久は、任之隨意なり、久は、二字ともに、爾の誤にて、麻爾麻爾とありしなるべし、さて此句は、下の都可倍麻都良米、とあるに屬て心得べし、○此河能云々、此山能云云、一卷幸于吉野宮之時人鷹作長歌に、此川乃絶事奈久、此山乃彌高良之云々、同卷同人長歌に、糝木乃彌繼爾爾、三卷赤人長歌に、都賀之樹乃彌繼爾爾云々、十九に、千代累彌爾爾、などあり、さて此より終までの意は、此吉野の河の流の不絶が如く、山の峯の連きたるが如くに、彌遠長く、萬代までも、今も仕奉るが如く、天皇のよざし給ふ大命のまゝに、一すぢに畏みて、仕奉るべきものにこそあれ、といへるなり

反歌。

伊爾之敵乎。於母保須良之母。和期於保伎美。余思努乃美夜乎。安里我欲比賣須。

伊爾之敵乎は、この吉野離宮をはじめたまへる、古昔の御代をなり、○於母保須良之母は、さて

御思慕ひ給ふらし、となり、良之母の母は、歎息辭なり、○安里我欲比賣須は、在往來御見にて、在つゝかよひ見給ふ、と云意なり、○歌意、かくれたるところなし

物能乃布能。夜蘇氏人毛。與之努河波。多由流許等奈久。都可倍追通見牟。

歌意は、吉野川の流の絶せぬごとく、長く久しく八十氏の官人等も、御供仕奉りつゝ、此地の風景を、見はやさむ、となり

爲贈京家願眞珠歌一首并短歌。

眞珠は、はやくたびく出たり、鱧珠なり、允恭天皇紀に、十四年秋九月、天皇謁于淡路島、終日以不獲一獸、島神崇之曰、不獲一獸者、是我之心也、赤石海底有眞珠、其珠祠於我、則悉當得獸、爰更集處々之白水郎、以令探赤石海底、海深不測、至底、唯一海人曰、男狹磯、是阿波國長邑之海人也、勝於諸海人、是腰繫繩久、海底差頭之出、曰、於海底有二大鱧、其處光、諸人皆曰、島神所請之珠、殆有是、腹乎、亦入探之、爰男狹磯、抱大鱧、而泛出之、乃息絶以死、浪上、既而下、繩測、海底六十等、則割鱧實、眞珠有二腹中、其大如桃子、乃祠島神、而獲之、多獲獸也、云々、和名抄に、日本紀私記云、眞珠之良太麻、とあり、十九に、奈吳乃海部之潛取云、眞珠乃見我保之御面云々

珠洲乃安麻能。於伎都美可未爾。伊和多利且。可都伎等流登伊布。安波妣多麻。伊保知毛我母。波之吉餘之。都麻乃美許登能。許呂毛泥乃。和可禮之等吉欲。奴婆玉乃。夜床

加多古里。安佐禰我美。可伎母氣頭良受。伊泥氏許之。月日余美都追。奈氣久良牟。心奈具佐余。保登等藝須。伎奈久五月能。安夜女具佐。波奈多知波奈爾。奴吉麻自倍。可頭良爾世餘等。都追美氏夜良牟。

珠洲は、能登國珠洲郡にあり、既く十七に見えたり、○於伎都美可未は、奥津御神なり、七卷に、塩満者如何將爲跡香方便海之神我手渡海部未通女等、(手は、戸字の誤なるべし、)ともよみて、海の波荒くて可畏き處を、御神といへり、(契沖が、龍神のしれる海なれば、奥津御神とはいふなり、といへるはあらず、)此下に、和多都美能於根都美夜敵爾多知和多里云々、とあるは、即海神宮をいへり、○伊和多利且は、伊は、例のそへことばなり、神代紀夷曲に、以和多邏素西渡以嗣箇播箇掩輔智、景行天皇紀歌に、阿佐志毛能瀨開能佐烏麼志魔弊菟耆瀨伊和多邏秀暮瀨開能佐烏麼志、などあるに同じ、○安波妣多麻は、即眞珠なり、○伊保知毛我母は、五百箇もがな、さても得まほしの意なり、(五百千と云にはあらず、)知は、波多知、(二十一)美曾知、(三十)母々知、(百)知々、(千)など云知にて、比登都、(一)布多都、(二)この都と同じく、助辭にて、伊保都と云と同じことなり、古事記雄略天皇條に、伊本知母賀母、とあり、我は、乞希辭、母は歎息辭なり、○波之吉餘之云々、この二句は、次の奴婆玉乃の上へつゞけて心得べし、○都麻乃美許登は、家持卿の妻女をさしていへり、○許呂毛泥乃云々、四卷三方沙彌歌に、衣手乃別今夜從妹毛吾母甚戀名相因乎奈美、とあり、袖の別と云も同じ、○等吉欲(欲字、古本に能と作るは非なり)は、從時なり、○夜床加多古里、契沖、古は左の誤なるべし、といへり、これによるべし、片去にて、夫の出去りしあとにて、妻の其夫の臥べ

き床を避て、片方によりて臥をいひて、もとその夫を恭ひてするわざなり、四卷に、敷細之枕片去
夢所見來之、十三に、夜床片去、とあり、枕冊子に、山は云々、片去山こそ、誰に所おきけるにか
とをかしけれ、同古本に、つちのそこに、いりゐて、うやまひきこえし、家の子きむだち、殿上な
どにては、けしきばかりこそ、うちかしこまりかたさきこゆれ、○安佐禰我美可伎母氣頭良受は、
九卷、十一卷に、此意の歌見えたり、妻のある状を云り、君なくばなぞ身よそはむの意なり、○月
日余美都追、十七に、春花能宇都路布麻泥爾相見禰婆月日餘美都追伊母麻都良牟會、○心奈具佐余、
契沖、余は、余の誤なるべし、といへるが如し、(元曆本に波と作れど、なほわろし、)次の短歌に、
許己呂奈具左爾夜良無多米、とあるを思へし、令心メコ、ロナクサ和ニになり、十九にも、會許由惠爾情奈具左
爾、霍公鳥喧始音乎、ホト、キスナクサツキニヘ橋タテ珠爾安倍貫、可頭良伎氏遊波久與之母云々、とあり、○保登等藝須伎奈
久五月之云々、十卷に、霍公鳥來鳴五月之短夜毛云々、此下に、保止々支須支奈久五月能安夜女具
佐云々、十九に、霍公鳥來喧五月爾笑爾保布、などあり、三卷に、霍公鳥鳴五月者、菖蒲花橋乎、
玉爾貫續爾將爲等云々、とあるも、件の歌等に併思ふに、鳴の上に来字の落たるにて、來鳴五月者
とありしならむ、○奴吉麻自倍、件の三卷の玉爾貫を、一云貫交、とあり、十九に、昌蒲花橋乎
貫交可頭良久麻而爾云々

反歌四首

白玉乎。都都美氏夜良波。安夜女具佐。波奈多知婆奈爾。安倍母奴久我禰。

都都美氏夜良波、契沖、此波は、もし那字などをかきまがへたる歟、さらではアヘモヌクガネとい

ひては、うたのをさまらぬなり、と云り、まことにさることなり、那は牟を急くいへる辭なり、○
安倍母奴久我禰は、令セ合ハも貫ス之根ネなり、家妻がいぶせき心をもといふ意を、母の言にてきかせたる
なるべし、我禰は、料ネと云むが如し、既く委カ云り、○歌意は、菖蒲花橋に令セ合ハ貫スて、鬱イ悒ヒき心をも
慰めむがために、眞珠を裏て、家の妻に、いざさらば贈らむ、となり
於伎都之麻。伊由伎和多里豆。可豆具知布。安波妣多麻母我。都都美氏夜良牟。
可豆具知布は、潛と云なり、海部が潛カつて取ると、人の云意なり、○安波妣多麻母我は、アハヒタマ
な、得まほし、の意なり、我は希望辭なり、○歌意、かくれたるところなし

和伎母故我。許己呂奈具左爾。夜良無多米。於伎都之麻奈流。之良多麻母我毛。

之良多麻母我毛は、眞珠もがな、さても得ま欲し、となり、我は乞希辭、毛は歎息辭なり、○歌意、こ

思良多麻能。伊保都都度比乎。手爾牟須妣。於許世牟安麻波。牟賀思久母安流香。

伊保都都度比乎は、五百箇集をなり、五百箇は數多きをいへば、多の玉を貫集へたるを云り、十卷
七夕歌に、水良玉五百都集、解毛不見吾者于可太奴相日待爾、古事記に、八尺勾聰之五百津之美
須麻流珠、神代紀に、八坂瓊之五百箇御統云々、○手爾牟須妣は、すべて緒に貫たる玉は、多くは
手に纏ツひ著るものなればいへり、○於許世牟は、此方へ賚り與へむ、と云なり、十九に、吾妹子我
可多見我氏良等、紅之八塩爾染而、於己勢多流服之欄毛云々、土佐日記に、講師物酒おこせたり、
遊仙窟に、遣とあり、(今世、この於許須てふ詞を、御越といふ義に心得て、俗文に、申越などいひ、

且此より彼へいひやることをも、申越と云は、ひがことなり、○牟賀思久母安流香は、喜しくも有哉なり、牟賀思とは、喜しく、心になかなひたることにいふ詞なり、靈異記に、喜(ムガシビ)とあり、又神功皇后紀に、我王必深(オムガシムキミ)君王云々、相見欣感厚禮(オムガシムキミ)送遣之云々、延喜六年書紀竟宴歌に、伊佐袁志久多陀斯岐瀨知乃於牟迦新佐斗且會和我那毛岐微波多末比斯、字鏡に、偉慶於毛我志、とあるも、同意の言なり、又續紀宣命に、多く宇牟賀斯といへるも、於を宇に通、云るにて、全同言なり、(かくて牟加思と云は、令向にて、喜ばしく心になかなひたる方には、おのづから向はるるより、令向といひ、又於牟加思と云は、令向にて、喜ばしく心になかなひたるに、しかいへるにて、さて令面向は、令向を、今少しくはしくいへることばにて、意は同じく、又宇牟加思と云は、於牟加思の於を通はしていへるにて、同言なるべくおもはるゝに、續紀宣命に、宇武何志、宇牟賀斯、宇牟我自など、ことごとくに、濁音の字をかき、又こゝにも賀字をかけるなどを思ふに、賀は必濁る言にて、向の義にはあらず、異意ならむ、なほよく考べし、○歌意、これもかくれなし、○舊本註に、一云我家牟伎波母、これはよむべきやうなし、誤字脱字あるべし

右五月十四日。大伴宿禰家持依興作。

教諭史生尾張少咋一首并短歌。

史生は、越中國史生なり、○尾張少咋は、傳未詳ならず

七出例云。

七出は、戸令義解に、凡弃妻須有七出之狀、一、無子、(謂雖有女子、亦爲無子、更取養子、

故、一、姪洗、(謂姪者蕩也、洗者過也、須其奸訖、乃爲姪洗也)、二、不事舅姑、(謂夫父曰舅、夫母曰姑、上條云、母之昆弟曰舅、父之姊妹曰姑、一字兩訓、隨事通用也)、四、口舌、(謂多言也、婦有長舌、維厲之階、是也)、五、盜竊、(謂雖不得財、亦同盜例也)、六、妬忌、(謂以色曰妬、以行曰忌也)、七、惡疾、(皆夫手書弃之、與尊屬近親同署、謂尊屬近親相須、即男家女家親屬共署也)若不解書畫指爲記) 但犯一條。即合出之。無七出。輒棄者。徒一年半。法曹至要抄に、引戸婚律云、妻無七出及義絶之狀、而出之者徒一年半、又條云、私聚人妻及嫁之者、徒一年半

三不去例云。

三不去は戸令義解に、雖有弃狀、有三不去、一、經持、(舅姑之喪、謂持猶扶持也)、二、娶時賤後貴、(謂依律稱貴者、皆據三位以上、其五位以上即爲通貴、但此條曰貴者、直謂娶時貧苦下賤、弃日官位可稱而已、不必五位以上也)、三、有所受無所歸、(謂無主婚之人、是爲無所歸、言不窮也)即犯三義絶淫洗惡疾、不拘此令、○例字、舊本になきは脱たるなり、今は異本に從つ、○竊按に、七出三去と云こと、皇朝のもとよりの風にあらず、よろづ漢風をとり交へて、制度られし代となりて後、これらはひたぶるに、異國の制によられたるものなり、孔子家語本命解に、歸有三七出三不去、不順父母者、無子者、淫僻者、嫉妬者、惡疾者、多口舌著、竊盜者、三不去者、謂有所取無所歸、(一也)與共更三年之喪、(二也)先貧賤後富貴、(三也)と見えたり、

そもく舅姑に孝はざるがごとき、淫けたるがごとき、妬ふかきがごとき、多言なるがごとき、盗む心あるがごときは、みな、婦のことわりに逆ふことなれば、出し棄ずして止まじきを、その子無きがごときは、もとより欲ふところにあらざれば、婦のみさを正しく行儀だによくば、出さずとも、同姓の子を養て子とし、或は妾などに子あらば、ことたるべし、妻に子なしとて出し棄むは、甚しく不仁わざなり、又悪疾出来らむがごときも、もとより欲ふところにあらざれば、もし同居するに堪ずば、別室におきて養ひ、一生を終しめても可けむを、淫たる心もなく、妬む心もなきものを、みすみすはふらかし棄て辱見せむは、また不仁きことの至ならずや、かく事ごに、こちたくわづらはしく、さだめごとするは、うちきくには、きはきはしく、いたりふかげなれど、あながちに、しかのみおこなはむとせば、中々になさけおくれ、はしたなきことこそおほからめ、さればしかさだめむは、いづかたにつけても、身じろきならぬわざなるべし、何事も大らかなりし、皇朝のもとよりの御さだめには、さるこまかなりしことはあることなし、然れども、はやくしかおきてられしことなれば、今この御制度を、もどくべしとはあらざれども、古學せむ輩は、かゝることの因て來れるもとをも、わきまへ知て置たきことなり、はやく外國にても、この七出の例をば、かにかくにつぶやける人も多しとぞ、後世からぶみ郁離子と云ものに、或問に於郁離子曰、在律婦有七出、聖人之言與、曰是後世薄夫之所云、非聖人意也、夫婦人從夫者也、淫也妬也不孝也多言也盜也五者、天下之惡德也、婦而有焉出之宜也、惡疾之與無子、豈人之所欲哉、非所欲而得之、其不幸也大矣、而出之忍矣哉、夫婦人倫之一也、婦以夫爲天、不矜其不幸而遂棄之、豈天理哉、而以是爲典訓、是教不仁、以賊人道也、仲尼沒而邪說作、懼人之不信、而駕聖人、以逞其說、嗚呼聖人之不幸、而受誣也久矣哉、とあり、此はいはでもあるべきことなれど、事のちなみに、かつがつおどろかしおくにこそ

雖犯七出。不合棄之。違者杖一百。唯犯姤惡疾得棄之。

法曹至要鈔に、戸婚律云、雖犯七出、有三不_レ去、而出之者杖八十、追還令復、若犯惡疾及姤者、不_レ用_二此律_一、又條云、犯義絶者離之、違者杖一百者

兩妻例云。有_レ妻更娶者。徒一年。女家杖一百離之。

法曹至要鈔に、戸婚律云、爲_レ婚而女家妄冒者杖一百、男家妄冒加_二一等_一、又條云、以_レ妻爲_レ妾、以_レ女家婢爲_レ妻者、徒一年、各還_二正之_一、云々、戸令に、凡_レ棄_レ妻先由_二祖父母父母_一、若無_二祖父母父母_一、夫得_二自由_一、云々、凡_レ嫁_レ女棄_レ妻不由_二所由_一、皆不_レ成_レ婚、不_レ成_レ棄_レ云々

詔書云。愍_レ賜義夫節婦。

續紀に、和銅七年六月廿八日、大赦、詔書云々、孝子順孫義夫節婦、表_二其門閭_一、終_レ身勿_レ事_レ賦役令に、凡_レ孝子順孫義夫節婦、志行聞_二於國郡_一者、申_二太政官_一、奏聞_レ表_二其門閭_一、同籍悉免_二課役_一、有_二精誠通感_一者、別加_二優賞_一

謹_レ案 先_レ件數條_一 建法之基。化道之源也。然則義夫之道。情存無別。

家同財。豈有^{アルベシ}忘^ル舊^レ愛^レ新^レ之^志哉。所以綴^ヨ作^ミ數^ノ行^ノ之^歌。令^レ悔^ニ棄^レ舊^ノ之^惑。其^ノ詞^ハ曰^ク。

豈有^{アルベシ}忘^ル舊^レ云々、十二に、椽^{ツル}之^衣解^キ洗^ハ又^マ打^ツ山^古人^爾者^猶不^如家^利、此^意なるべし

於^ホ保^ホ奈^ホ牟^ホ知^ホ。須^ス久^ク奈^ナ比^ヒ古^コ奈^ナ野^ノ。神^カ代^ヨ欲^ヨ里^リ。伊^イ比^ヒ都^ツ藝^ギ家^ケ良^ラ之^ク。父^チ母^ハ乎^チ。見^ミ波^バ多^ダ布^フ刀^ト久^ク。妻^メ子^コ見^ミ波^バ。可^カ奈^ナ之^久米^メ具^グ之^シ。宇^ウ都^ツ世^セ美^ミ能^ノ。余^ヨ乃^ノ許^コ等^ト和^ワ利^リ止^ト。可^カ久^ク佐^サ末^マ爾^ニ。伊^イ比^ヒ家^ケ流^ル物^{モノ}能^ノ乎^ナ。世^ヨ人^{ヒト}能^ノ。多^タ都^ツ流^ル許^コ等^ト太^タ豆^チ。知^チ左^サ能^ノ花^ハ。佐^サ家^ケ流^ル沙^サ加^カ利^リ爾^ニ。波^ハ之^吉余^ヨ之^シ。曾^ソ能^ノ都^ツ末^マ能^ノ古^コ等^ト。安^ア沙^サ余^ヨ比^ヒ爾^ニ。惠^エ美^ミ美^ミ惠^エ末^マ須^ズ毛^モ。宇^ウ知^チ奈^ナ氣^キ伎^キ。可^カ多^タ里^リ家^ケ末^マ久^ク波^ハ。等^ト己^コ之^部爾^ニ。可^カ久^ク之^母安^ア良^ラ米^メ也^ナ。天^ア地^チ能^ノ。可^カ未^ミ許^コ等^ト余^ヨ勢^セ天^{テン}。春^ハ花^ハ能^ノ。佐^サ可^カ里^リ裳^シ安^ア良^ラ牟^ム等^ト。末^マ多^タ之^家牟^ム。等^ト吉^キ能^ノ沙^サ加^カ利^リ曾^ソ。波^ハ居^キ豆^チ。奈^ナ介^ケ可^カ須^ス移^イ母^モ我^ガ。何^ニ時^ト可^カ毛^モ。都^ツ可^カ比^ヒ能^ノ許^コ牟^ム等^ト。末^マ多^タ須^ズ良^ラ無^ム。心^コ左^サ夫^フ之^苦。南^ナ吹^キ。雪^{ユキ}消^ケ益^ハ而^{シテ}。射^イ水^ツ河^カ。流^ル水^{スイ}沫^{モク}能^ノ。余^ヨ留^ル弊^ヘ奈^ナ美^ミ。左^サ夫^フ流^ル其^ノ兒^コ爾^ニ。比^ヒ毛^モ能^ノ緒^ソ能^ノ。移^イ都^ツ我^ガ利^リ安^ア比^ヒ豆^チ。爾^ニ保^ホ騰^ト里^リ能^ノ。布^フ多^タ理^リ雙^{ソウ}坐^サ。那^ナ吳^ウ能^ノ宇^ウ美^ミ能^ノ。於^オ伎^キ乎^フ布^フ可^カ米^メ天^{テン}。左^サ度^ダ波^ハ世^セ流^ル。伎^キ美^ミ我^ガ許^コ己^コ呂^ロ能^ノ。須^ス敵^{テキ}母^モ須^ス弊^ヘ奈^ナ佐^サ。言^{コト}佐^サ夫^フ流^ル者^者。遊^ユ行^{コト}女^メ婦^ト之^字也^ナ。

於^ホ保^ホ奈^ホ牟^ホ知^ホ云々、(四句)かやうにつづけたること、三卷六卷七卷等にも有て、既^レく委^レ註^セせりき、○伊^イ比^ヒ都^ツ藝^ギ家^ケ良^ラ之^は、之^は、久^クの誤^{ナリ}なりと、本^本居^居氏^氏云^クるごとし、云^ヒ續^ヒけるやうは、と云^フが如^シし、○父^フ母^モ乎^フ云々(四句)は、五^五卷^卷山^山上^上憶^憶良^良令^令反^反感^感情^情歌^歌に、父^フ母^モ乎^フ美^美禮^禮婆^婆多^多布^布斗^斗斯^斯、妻^メ子^コ美^美禮^禮婆^婆米^米具^具斯^ス宇^宇都^都久^久志^志、余^余能^能奈^奈迦^迦波^波加^加久^久叙^叙許^許等^等和^和理^理、とよまれたるに同じ、○宇^宇都^都世^世美^美能^能云々(四句)は、十五に、與^與能^能

奈^ナ可^カ能^能都^都年^年能^能己^己等^等和^和利^利可^可久^久左^左麻^麻爾^爾奈^奈里^里伎^伎爾^爾家^家良^良之^之須^須惠^惠之^之多^多禰^禰可^可良^良、とあるに似^似たり、○多^多都^都流^流許^許等^等太^太豆^豆、(太^太字^字、舊^舊本^本大^大に誤^誤れり)此^此上^上に、大^大伴^伴等^等佐^佐伯^伯氏^氏者^者人^人祖^祖乃^乃立^立流^流辭^辭立^立、とよめり、其^其處^處に委^委註^註り、○知^知左^左能^能花^花は、品^品物^物解^解に具^具云^クり、○曾^曾能^能都^都末^末能^能古^古は、少^少昨^昨が本^本妻^妻なり、○惠^惠美^美美^美惠^惠末^末須^須毛^毛は、咲^咲たり、或^或は不^不咲^咲にも意^意なり、○可^可多^多里^里家^家末^末久^久波^波は、語^語りけむやうは、と謂^謂なり、三^三卷^卷に角^角障^障經^經石^石寸^寸之^之道^道乎^乎朝^朝不^不離^離將^將歸^歸人^人乃^乃念^念乍^乍通^通計^計萬^萬口^口波^波、とよめるに、其^其様^様同^同じ、○等^等己^己之^之部^部爾^爾云々(二句)は、常^常しなへに如^如此^此てのみ、一^一ずぢに貧^貧しく賤^賤しくてあらむやは、と云^クなり、九^九卷^卷にも、常^常之^之陪^陪爾^爾夏^夏冬^冬往^往哉^哉云々、允^允恭^恭天^天皇^皇紀^紀、衣^衣通^通郎^郎姫^姫歌^歌に、等^等虛^虚辭^辭倍^倍邇^邇根^根彌^彌母^母阿^阿閑^閑椰^椰毛^毛云々、とよみたまへり、○天^天地^地能^能云々(二句)四^四卷^卷笠^笠金^金村^村長^長歌^歌にも、見^見えたり、天^天神^神地^地祇^祇の事^事依^依して、と謂^謂なり、○春^春花^花能^能は、盛^盛といはむとてのまくら詞^詞にいへるなり、○作^作可^可里^里裳^裳安^安良^良牟^牟等^等(牟^牟等^等二字^二、舊^舊本^本になきは、おちたるものなり、今^今は官^官本^本又^又或^或校^校本^本等^等に從^從つ)は、盛^盛も將^將有^有となり、さてその盛^盛は、貧^貧の對^對にて、富^富盛^盛なるを云^クり、○末^末多^タ之^之家^家牟^牟(末^末字^字、舊^舊本^本になきは脱^脱たるなり、今^今は官^官本^本又^又或^或校^校本^本等^等に從^從つ)は、待^待賜^賜ひけむ、と謂^謂なり、○等^等吉^吉能^能沙^沙加^加利^リ曾^曾、契^契冲^冲、曾^曾は乎^乎の誤^誤なるべしといへり、此^此然^然るべし、盛^盛の時^時もあるべし、と兼^兼て待^待賜^賜ひけむ、今^今その盛^盛の時^時なるを、といふ意^意なり、○波^波居^居氏^氏、岡^岡部^部氏^氏、波^波は放^放の誤^誤なるべしといへり、信^信に然^然なり、サカリキテとよむべし、二^二卷^卷に、離^離居^居而^而朝^朝嘆^嘆君^君、放^放居^居而^而吾^吾戀^戀君^君、とあり、本^本妻^妻の京^京にとままりて、少^少昨^昨に離^離れ居^居るを云^ク、○都^都可^可比^比能^能許^許牟^牟等^等は、少^少昨^昨が使^使の將^將來^來となり、○心^心左^左夫^夫之^之苦^苦は、本^本妻^妻の心^心不^不樂^樂なり、あはれにいひとれり、○南^南吹^吹は、ミナミフキとよむべし、南^南とのみにて、南^南風^風のこゝと聞^聞ゆるは、古^古事^事記^記仁^仁德^德天^天皇^皇條^條に、夜^夜麻^麻登^登弊^弊邇^邇爾^爾斯^ス布^フ岐^岐阿^阿宜^宜氏^氏玖^玖毛^毛婆^婆那^那禮^禮、と見^見えたと同^同類^類なり、南^南風^風はあたまかにして、雪^雪消^消るゆるにつづけたり、伊^伊勢^勢物^物語^語

に、その夜南の風ふきて、浪いと高し、○雪消益而は、此下に、射水河雪消溢而とあるによりて、ユキケハフリテとよめるよろし、(雪消を、由吉藝と藝を濁て唱ふるは、甚わろし、雪が消溢れての意なればなり、)益は、溢の省文なるべし、(略解に、益は溢の誤なりといへど、さらずとも、)○流水沫能、以上三句は、無縁方をいはむための章中の序なり、按に、流は浮の誤ならむ、○余留弊奈美は、無縁方にて、旅中にて、縁り恃む女のなきまゝに、遊行女婦になれそめしといふ意に、つゞけ下したり、○左夫流其兒とは、左夫流は、自註に見えたるごとく、遊女の字、其兒は、女を親みて稱るなり、○比毛能緒能は、紐之緒之なり、次句をいはむ料の枕詞なり、○移都我利安比旦、九卷に、豊國乃加波流波吾宅紐兒爾伊都我里座者革流波吾家、とあり、契沖、移は發語、つがりあふなり、袋などの口を、鑣のやうにまつふを、つがるといふ、つがりあふも、其心なり、今俗に、くさりあふといへる、これなりと云り、和名抄に、唐韻云、鑣鐵鑣也、日本紀私記云、賀奈都賀利、○爾保騰里能云々、(二句)五卷、憶良歌にも見えたり、三卷には、水鴨成一人雙居、ともよめり、同じ意なり、○那吳能宇美能於伎乎(吳字舊本に具と作るは誤なり、今は飛鳥井家本、阿野家本、古寫本、拾穂本等に從つ)は、これも章中の序にて、深めて惑有と係れるなり、那吳は、那吳江とよめる同處にて、越中にある地の名なり、後徳大寺、左大臣の歌に、奈吳の海の霞の間より詠れば入日をあらふ興津白浪、○左度波世流は、惑有なり、(岡部氏、左は發語、問せるにて、妻問のこと、すべしと云るは、用がたし、)惑ひ賜へると云むが如し、○須敝母須弊奈佐は、諫め諭すべきしかたのなきこと、言盡しがたしと、ふかく惑へるを、歎き反復ひいひたるなり

反歌三首。

安乎爾與之。奈良爾安流伊毛我。多可多可爾。麻都良牟許己呂。之可爾波安良司可。多可多可爾は、望待ときにいふ詞にて、既くあまた出たり、○之可爾波安良司可(司は、自字の誤歟、と本居氏いへり、)は、さやうにてはあるまじき歟、と云なり、此一句、五卷令反感情長歌の終にもあり、○歌意は、少咋が、本妻のことを打わすれて、遊女にふかく惑へることをも知ずして、奈良にある本妻が、とにかく心を苦めて、少咋が還り來む日を、今かくと望み待らむにてあらずや、となり

刀妣等能。見流目波豆可之。左夫流兒爾。佐度波須伎美我。美夜泥之理夫利。左刀妣等は、里人にて、其里わたりにある、大やうの人をさしていへり、○左度波須伎美我は、惑有君之にて、惑ひ賜へる君が、と云むが如し、君は少咋をさせり、○美夜泥之理夫利とは、美夜泥は、二卷に、夢爾谷不見在之物乎鬱悒宮出毛爲鹿作日之隈回乎、とよめれど、こゝは宮出といふべきよしなし、美は尼の誤にて、閨出歟と本居氏云り、さもあらむ歟、雅澄竊按に、此は宮出といふまじきが如くなれども、此は少咋が、遊女に甚く惑ひて、彼が家に朝參する如く通ふを、嘲哂りて、わざと宮出とはいへるなるべし、次下の歌に、遊女が家のことを、伊都伎之等能とよめるも、同じこゝろばえなるを合考べし、之理夫利は、後風にて、うしろでといふが如し、(俗に、うしろつきといふに同じ、)○歌意は、あだなる遊女に、ふかく惑ひなれむつびて、彼が家に朝參する如く、出入する後手を、衆人の見て、指さむことの、あはれはつかしやといひて、ふかく戒めたるなり

久禮奈爲波。宇都呂布母能曾。都流波美能。奈禮爾之伎奴爾。奈保之可米夜母。歌意、紅を遊女にたとへ、椽を本妻にたとへたるにて、他にかくれたるところなし、忘舊愛新之

志をふかく戒めたるなり、十二に、椽之云々、(上に引るごとし。)

右五月十五日。守大伴宿禰家持作之。

先妻不待夫君之喚使。自來時作歌一首。

君字、舊本に妻と作るは誤なり、今は目錄竝古寫本、類聚抄、拾穂本等に從つ

左夫流兒我。伊都伎之等能爾。須受可氣奴。波由麻久太禮利。佐刀毛等騰呂爾。

伊都伎之等能爾とは、まづ伊都伎は、上の長歌の移都我利と同言にて、此よりいつぐ意のときには、伊都伎といひ、彼にいつがるゝ意のときには、伊都我里と云て、彼此の差別あるのみなり、(たとへば、添といふと、所添と云との差別のごとし)されば伊都我里は、其兒爾云々、移都我利、紐兒爾伊都我里など、某に伊都我里といひ、此歌は、左夫流兒我とて、伊都伎といひかけたれば、遊女が少昨をいつぐ意なり、等能は、遊女が家をいふべし、遊女の誘引入るまに、少昨が宮中へ朝参するごとくに通ふを、わざと嘲哂りて、殿といふなるべし、(略解に、殿は少昨が官舎を云といへるはたがへり、もし少昨が官舎ならば、左夫流兒乎とこそあるべけれ、又左夫流兒が齋き祭れる殿といふにて、少昨が家を云と云説は、いよくゝわろし、)上の美夜泥に、照合て考べし、○須受可氣奴は、鈴不掛なり、鈴は、驛鈴とて、官使の七道へおもむくときに、鈴を賜りて、驛路づたひに打ふりて過るを聞て、驛の長が、馬のまうけなどをすることなり、孝徳天皇紀に、大化二年正月紹に、初脩京師、置畿内國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬、及造鈴契、定山河云々、凡給驛馬傳馬、皆依鈴傳符、刻數、凡諸國及關、給鈴契、並長官執、無次官執、天武天皇紀上、元年六月條に、即遣

大分君惠尺云々、于留守司高坂王、而令乞驛鈴云々、既而惠尺等、至留守司、舉東宮之命、乞驛鈴於高坂王、然不聽矣、○波由麻久太禮利(波字、舊本に婆と作り、今は一本、類聚抄等に從つ)、は、驛馬下有なり、波由麻は、早馬なり、夜宇の切由、十一に、驛路爾引舟渡、十四に、須受我爾乃波由馬宇馬夜能、とあり、○佐刀毛等騰呂爾は、里も動響になり、集中に、宮も動響に、瀧もとどろに、など多くよめり、今は人のいひさわぐをいへり、○歌意は、驛鈴をも掛ざる驛使の、京より下りて、遊女がもとに來着りと、里も動響くばかりに、衆人のいひさわぐよと、少昨が本妻の、越中に下れるを比へていへるなり、さて驛鈴をも掛ざるとは、先打もなく、不慮に下れりと云なるべし、と宮地、春樹翁説り

同月十七日。大伴宿禰家持作之。

橋歌一首并短歌。

可氣麻久母。安夜爾加之古思。鬼神祖能。可見能大御世爾。田道間守。常世爾和多利。夜保許毛知。麻爲泥許之。登吉時久能。香久乃菓子乎。可之古久母。能許之多麻敵。禮。國毛勢爾。於非多知左加延。波流左禮婆。孫枝毛伊都追。保登等藝須。奈久五月爾。波。波都波奈乎。延太爾多乎理。乎登女良爾。都刀爾母夜里美。之路多倍能。蘇泥爾。毛古伎禮。香具播之美。於根可良之美。安由流實波。多麻爾奴伎都追。手爾麻吉。見禮騰毛安加受。秋豆氣婆。之具禮能雨零。阿之比奇能。夜麻能許奴禮波。久禮奈爲爾。

仁保比知禮止毛。多知波奈能。成流其實者。比太照爾。伊夜見我保之久。美由伎布流。冬爾伊多禮波。霜於氣騰母。其葉毛可禮受。常磐奈須。伊夜佐加波延爾。之可禮許曾。神乃御代欲理。與呂之奈倍。此橘乎。等伎自久能。可久能木實等。名附家良之母。

皇神祖は、垂仁天皇を指奉れり、○田道間守は、垂仁天皇紀に、三年春三月新羅王子、天日槍來歸焉云々、とある處の自註に、故天日槍、娶但馬出島人太耳女麻多鳥、生但馬諸助也、諸助生但馬日槍杵、日槍杵生清彥、清彥生田道間守之、姓氏錄に、三宅連、新羅國王子、天日槍命之後也、また、橘守、三宅連同祖、天日槍命之後也、と見えたり、○常世爾和多利は、古事記垂仁天皇條に、天皇以三宅連等之祖名多遲麻毛理遣常世國一令、求登岐士玖能加玖能木實、故多遲麻毛理遂到其國、採其木實、以二縵八縵、矛八矛一將來之間、天皇既崩、爾多遲麻毛理、分二縵四縵、矛四矛一獻于太后、以二縵四縵、矛四矛一獻置天皇之御陵戸而、擊其木實、叫哭、以白常世國之登岐士玖能迦玖能木實持參上侍、遂叫哭死也、其登岐士玖能迦玖能木實者、是今橘者也、書紀に九十年春二月庚子朔、天皇命田道間守遣常世國令、求非時香菓、今謂橘是也、九十九年秋七月戊午朔、天皇崩、於纏向宮時御年百四十歲、冬十二月癸卯朔壬子、葬於菅原伏見陵、明年春三月辛未朔壬午、田道間守至自常世國、則賚物也、非時香菓八竿八縵焉、田道間守、於是泣悲數之曰、受命天朝、遠往絕域、萬里蹈波、遙度弱水、是常世國則神仙祕區、俗非所臻、是以往來之間、自經二十年、豈獨凌峻、更向本土乎、然賴聖帝之神靈、僅得還來、今天皇既崩、不得復命、臣雖生之亦

何益矣、乃向天、皇之陵、叫哭而自死之、群臣聞皆流淚也、と見えたり、古事記傳に云るやう、縵四縵、矛四矛云々は、縵と云るは、蔭橋子と云物、矛と云るは、矛橋子と云物なり、其は内膳式に、橘子四蔭、また橘子廿四蔭、梓橋子十枚、また橘子四蔭、梓橋子十枚、また橘子三十六蔭、梓橋子十五枚、などある是なり、其は各一種の橘の名には非ず、同じき橘ながら、採さまの異あるなり、其状はいかなりけむ、詳ならねど、今其名に就て按ふに、蔭橋子とは、枝ながら折採て、葉も付ながらなるを云なるべし、凡て葉ある樹をば、常に蔭と云へばなり、梓橋子とは、やゝ長く折たる枝の葉を皆除き去て、實而已著たるを云なるべし、其は其状、上代の矛の形に似たることとぞありけむ、さて蔭橋子、矛橋子を、此にはたゞ縵又矛とのみ云て、橘子と云ざるは、上に既に、ときじくのかくのこのみと云、採其木實とも云れば、更其名をば云ぬぞ、雅語の例なる、さて又其數を、若干縵、若干矛と云るは、木を一木二木、里を一里二里、歌を一首二首と云類にて、數をも即其名もて云るなり、此例常に多し、とある如し、○夜保許毛知は、八矛持にて、上に云る如し、○麻爲泥許之登布は、參出來しと云なり、舊本に登布二字なきは、次の登吉の登と見まがへて、寫し脱したるものなり、故今姑この二字を補入たり、(本居氏は、麻爲泥許之を、五言の一句とせれどあらず、さるは上古の長歌には、五言を重ね云たることも例あれど、この家持卿の歌などには、さるさまなるは、一も見えたることなければ、必しも、七言一句にてこそありけむ、又舊來下の登吉を此句へ屬て、參出來し時といふ意にとれるは、甚非なり、さてそれに從て、略解に、次の時支能を、時敷能の誤ならむといへるなど、いとくあたらぬことなり、さるはこゝのつゞきさま、田道間守が、常世國より持參出來りし、非時の香菓を云々、といふ意なるを、參出來し時と絶て、參

出來りし其時に、といふ意にしては、次の非時の香菓を云々と云こと、事新になりて、上よりのつづきさま理なし、よく語勢を味見て、考ふべし。○登吉時久能(久字、舊本に支と作るは誤なり、今は異本に従つ)は、非時之なり、夫木集に、常世よりかくのこのみを移し植て山ほと、ぎす時にしも鳴、○可之古久母は、皇朝の御はからひにて、恐くもと云意なり、田道間守にかけては聞べからず。次句に、遺し賜へれと云るも、其意なるがゆるるなり、○能許之多麻徹禮は、遺し賜有れば、の意なり、○國毛勢爾は、國も狭きばかりに、と云意の詞にて、此は諸國に普く播れるを云り、橘は、實をとり噉て、飢をしのがしめむがために、諸國にほどこらして、道傍に植しめしなるべし、古事記應神天皇御歌に、比流都美邇和賀由久美知能、迦具波斯波那多知婆那波云々、(書記にも見えたり)とあるをも、合思べし、二卷に、橘之蔭履路乃八衢爾云々、とあるも、其謂なり、雄略天皇紀にも、餌香市邊橋本、とあるも其なり、これらにて、道路市邊などに遍く種られしさま、思ひやるべし、其後も、なほますくほどこれることは、類聚三代格七卷に、天平寶字三年六月廿二日官符に、應畿内七道諸國驛路兩邊遍種菓樹一事、右東大寺普照法師奏狀傳、道路百姓來去不絶、樹在其傍、足息疲乏、夏則就蔭避熱、飢則摘子噉之、伏願城外道路兩邊栽種菓子樹木者、奉勅依奏、(この事、元亨釋書廿卷にも見えたり、)雜式に、凡諸國驛路邊植菓樹、令往還人得休息、若無水處量便掘井、など見えたる、これ必橘にはかざるべきにはあらねど、橘は菓子之長上、と聖武天皇の勅にもあるを思へば、もはら橘にこそありけめ、これらにて、いよく諸國に遍くほどこれるさま、思ひ知れたり、○孫枝毛伊都追とは、孫枝は、五卷梧桐日本琴一面、(對馬結石山孫枝)字鏡に、杪木末也、木細枝也、木高也、梢也、木及枝、又比古江、とあり、枝より出る小枝を云り、和名抄に、菓

比古波衣、毛伊都追は、萌乍なり、毛伊と云は、萌の本言なり、毛延と云は、轉言なるべし、○波都波奈(下の波、舊本には婆と作り、今は一本に従つ)は、初花なり、○延太爾多乎理豆は、花を枝ながらに手折て、といふなり、○都刀爾杜夜里美は、裏に遣もしたり、と云意なり、○古伎禮は、扱入なり、引入を比伎禮、搔入を可伎禮といふが如し、十九にも、藤浪乃花奈都可之美、引攀而袖爾古伎禮都云々、とあり、○香具播之美は、香細しさにの意なり、細は、秀れて美きを云、○於根豆可良之美は、措而令枯もしたり、の意なり、花の香のよきゆゑに、摘採が惜くて、其ま、木に置て枯しもするよしなり、應神天皇紀御歌に、伽愚破志波那多智慶那、辟豆曳羅波比等未那等利、保菟曳波等利委餓羅辭、彌菟恩利能那伽葉能、府保語茂利云々、○安由流實は、熟實なり、八卷橘の歌に、玉爾貫五月乎近美安要奴我爾花咲爾家利、十卷に、秋就者水草花乃阿要奴蟹、などあり、既く註、○許奴禮は、木之末の約れるなり、既くいへり、(夫木集に、仲實朝臣の歌に、うたかみや谷の許奴禮にかくろへて風のよきたる花を見る哉、とあり、後世に、許奴禮とよめることめづらし)○比太照は、直照にて、實の熟て赤くなれるを云、○霜於氣騰母云々、六卷に、橘花者實左倍花左倍其葉左倍枝爾霜雖益常葉之樹、續紀天平八年十一月丙戌、從三位葛城王等上表文に、和銅元年十一月二十五日御宴、天皇譽忠誠之至、賜浮杯之橘、勅曰、橘者果子之長上、人所好、柯凌雪霜而繁茂、葉經寒暑而不彫、與珠玉共競光、交金銀以逾美云々、○常磐奈須は、常しき磐の如くと云意の古言にて、此はたゞ常住不變と、云よしに用たり、○伊夜佐加波延爾は、彌榮になり、上に引應神天皇御歌の末にも、阿伽例盧塲等咩伊葬佐伽麼曳那、とよませ給へり、さて此句の下に、榮乍ありといふ詞を、はらませたり、○之可禮許會は、然有ばこそその意なり、○神乃御代は、これ

も垂仁天皇の御代をさしていへり、即垂仁天皇の大命おほせて、田道間守を常世國に遣して、非時香菓を求めしめたまふ、とあればなり、(田道間守が、橘子をとりて還來れるは、既に崩御ましし後なれど、もと彼天皇の大御心に出たることなれば、なほ彼御代にかけて聞べきなり、又橘の名は、神代紀にもあれば、まことの神代とも心得べきか、と契沖云るはわろし、○與呂之奈倍は、いかにも宜しく、相應したる意の處に用ふ言なり、既にあまた出たり、○等伎自久能云々、上に香具播之美云々、之具禮能雨零云々、霜於爲騰母云々とあるを應ていへり、よく霜雪をも凌て、非時いつも常磐に、其實の香細しければ、非時香菓と名附けられしは、けにも宜しく、打相應ひたることにてこそあるらし、となり

反歌一首。

橘波。花爾毛實爾母。美都禮騰母。移夜時自久爾。奈保之見我保之。

花爾毛實爾母は、六卷聖武天皇御製に本てよめり、○美都禮騰母は、雖見有なり、○奈保之見我保之は、猶之見之欲なり、すべて猶の言に之をそへて、奈保之と云ときは、猶の言重くなること知べし、俗にそれでもと云意にあたり、花にても賞翫し、實にても賞翫したれど、それでも厭足すに、なほ見たき謂なり、○歌意は、橘は花をも、實をも、熟見て賞愛つれども、それにも猶あき足す、非時に、一すぢに見まほしく思はるゝぞ、となり

閏五月二十三日。大伴宿禰家持作之。

詠二庭中花一作歌一首并短歌。

詠字、舊本になきは脱たるか、今は目錄にあるに従つ
於保伎見能。等保能美可等等。末伎太末不。官乃末爾末。美由伎布流。古之爾久太利來。安良多未能。等之能五年。之吉多倍乃。手枕末可受。比毛等可須。末呂宿乎須禮波。移夫勢美等。情奈具左爾。奈泥之故乎。屋戸爾末枳於保之。夏能能之。佐由利比伎宇惠天。開花乎。移低見流其等爾。那泥之古我。曾乃波奈豆末爾。左由理花。由利母安波無等。奈具佐無流。許己呂之奈久波。安麻射可流。比奈爾一日毛。安流部久母安禮也。

於保伎見能等保能美可等等は、大皇之遠朝廷となり、此二句、既にあまた出たり、こゝは越中國府をさしていへり、等は、にてあるの意に用たる辭なり、さて此句は、次二句を隔て、美由伎布流といふへ屬て、心得べし、遠之朝廷にてある、御雪の零、越國といふ意に、つゞきたればなり、○末伎太末不官乃末爾末は、任賜官之隨にて、官に任せ賜ふまゝに、其職を負持賜ひて、と云ほどの意なり、かくて他處に、末氣賜ふと、多く云る、元その末氣は、令罷の切りたる言にて、可良勢の可良は可と約り、可勢は氣と約るより云るものなり、さるは皇命以て、京外の國々の官事に、任し遣はず謂にて云、末伎は罷の切りたる言にて、可利は伎と約るより云たるものなり、さるは皇命を奉て、京外の國々の官事に罷る謂にて云り、さてそれよりして、何にまれ、その事に任ずる方よりは、末氣と云、任せられたる事を、承る方にては、末伎と云ことゝなれるなり、されば此所は、その官に任されたるまゝに、其職を負持賜ふよしにて、末伎賜ふとはいへるなり、太は濁音

字なるを、取はづして、清音の處に用ひたり、○美由伎布流云々、十二にも三雪零越乃大山、とよめり、越國は雪深き地なれば云り、○等之能五年は、年之五年經なり、等勢は、年經の約りたる言なり、既く云り、こゝは在任のほどを、大略にいへり、○末呂宿乎須禮波は、任國の内のさぶくしきさまなり、末呂宿は、獨宿のことなり、○移夫勢美等は、鬱悒さの意なり、夫は清て唱べし、夫は濁音字ながら、此も取はづして、清音の處に用たるものなり、○奈具佐爾は、令慰にの意なり、○未枳於保之は、令三種生なり、○佐由利比伎宇惠天は、五月百合引植而なり、引は、野にて、根を引來て、植る由なるべし、又たゞに添たる詞と見ても、よろしかるべし、○那泥之古我會乃波奈豆末爾は、瞿麥の如く、花やぎ愛しき本郷の妻に、と云意を、かくいへり、瞿麥を庭に植て、その花を見るに付て、思ひ出すなり、(略解に、花づまは、瞿麥を愛て云よしいへるは、あたらぬことなり)此より終までの意を、つゞめていはゞ、愛しき本郷の妻に、後にも逢むと慰むる心なくば、一日も鄙に在得ましやは、と云意なるを、上の瞿麥百合の二種の草花に便りて、したてたるものなり、○佐由理花は、由利と疊いはむ料なり、このつゞけ、この上にも二首あり、八卷に、吾妹兒之家乃垣内乃佐由利花由利登云者不許云二似、とあり、○由利毛は、後にもと云意なり、十一には、路邊草深百合之後云妹命我知、とたゞに後字を、ユリとも訓せり、○安流部久母安禮也は、可有も有哉、あり堪べくもなし、と云意なり

反歌二首。

奈泥之故我。花見流其等爾。平登女良我。惠末比能爾保比。於母保由流可母。

歌意は、瞿麥の花を出るごとに、本郷の妻の、花艶やかなる咲顔の、おもひ出られて、さても戀しく思はるゝ事かな、となり

佐由利花。由利母相等。之多波布流。許己呂之奈久波。今日母倍米夜母。

之多波布流は、裏延るなり、こゝは本郷にほどなく立かへりて、妻女にあはむと、あらまし、心裏におもひ居る意なり、九卷に、隱沼乃下延置而、十四に、久毛利欲能阿我志多婆倍乎、○今日母倍米夜母は、さても、今日一日も、堪て過し得むやは、といふなり、○歌意、かくれたるところなし

同 閏五月二十六日。大伴宿禰家持作。

閏五字いたづらに重れり、削去べし、次下なるも同じ

國 掾 久米朝臣廣繩。以天平二十年。附二朝集使。入京。其事畢而。天平感寶元年閏五月二十七日。還到本任。仍長官之館。設詩酒宴樂飲。於時主人守大伴宿禰家持作歌一首并短歌。

朝集使は、四度使の一なり、これは新年の賀儀に、のぼれるなるべし、式部式上に、凡太宰及國司、並依番朝集、其史生者、不在朝集之限、自餘雜事並聽附申、若目已上不足者、聽申官差充、凡朝集使事了還國者、皆待神祇治部民部兵部等移、而後錄上日申官請印、と見え、同式に、凡賀正之日、内外諸司五位以上解任之輩、未得解由、(但宴會不在聽限、五位郡司亦同)、諸司雜色人、諸國四度使雜掌、及入京郡司皆聽朝拜、(即季冬下旬、(大月廿八日、小月廿七日)總集諸司、

預令習禮、其參議及二位以上不在集例、ともあり、拾芥抄に、朝集堂、(應天門内、會昌門、東西堂謂之九間)と見えたり、○長官之館(之字、舊本に也と作るは誤なり、今は古寫本、類聚抄、拾穂本、二本等に從つ、定家卿萬事には此字なし)は、國守之館といふことなり、長官は、即守のことなればなり

於保伎見能。末伎能末爾末爾。等里毛知底。都可布流久爾能。年内能。許登可多禰母知。多末保許能。美知爾伊天多知。伊波禰布美。也末古衣野由伎。彌夜故敵爾。末爲之和我世乎。安良多末乃。等之由吉我敵理。月可佐禰。美奴日佐末禰美。故敷流會良。夜須久之安良禰波。保止止支須。支奈久五月能。安夜女具佐。余母疑可豆良伎。左加美都伎。安蘇比奈具禮止。射水河。雪消益而。逝水能。伊夜末思爾乃未。多豆我奈久。奈吳江能須氣能。根毛己呂爾。於母比牟須保禮。奈介伎都都。安我末川君我。許登乎波里。可敵利末可利天。夏野能。佐由利能波奈能。花咲爾。爾布夫爾惠美天。阿波之多流。今日乎波自米氏。鏡奈須。可久之都禰見牟。於毛我波利世須。

末伎能末爾末爾は、任之隨意なり、末伎、末氣の事は、此上にいへり、末氣は、令罷の約りたる言にて、その官事に任ずる方につきていひ、末伎は、罷の約りたる言にて、その官事に任ぜられたるを、承る方につきて云言なり、しかればこゝは、末氣の隨意といふべきを、末伎と云るは、たがへるに似たれど、又通はしても云るなるべし、末伎と云、末氣と云は、依を與志と云與勢と云差別のごとし、しかれども、又これも、互に通はし云ることも、常なるを思へし、○等里毛知底は、官事

を執持而なり、古事記上卷に、思兼神者、取持、前事、爲爲政、十七に、乎須久爾能許等登里毛知底、とよめり、○許登可多禰母知は、事結持なり、可多禰は、契沖、江次第一に、被結、とあるを引、て、結束の義にて、つかねあつむるこゝろなり、といへり、(又略解に、俗に、かたけると云ことを、北國にては、かたねるといふよしいへり、もし其意ならば、此も負持義なるべし、なほ考べし)○伊波禰布美云々は、道路の艱難をいへり、○末爲之和我世乎は、參し吾兄をなり、○美奴日佐禰末美は、不見日數多にて、佐は、眞に通ふそへことばなり、末禰美は、數多き故にと云意の古言なり、十七に、多麻保許乃美知爾伊泥多知和可禮奈婆見奴日佐麻禰美孤悲思家武可母、とあり、集中にあまた見えたり、○故敷流會良云々、このつゞき、集中にあまた處あり、○可豆良伎は、纏に爲るを云、上に、楊奈疑可豆良枳、といへり、○左加美都伎は、上に出たり、酒宴のことなり、○安蘇比奈具禮止は、遊びて慰むれども意なり、○射水河と云より下三句は、彌益をいはむとの章中の序なり、○雪消溢而、上にも雪消益而とあり、○多豆我奈久は、鶴之鳴なり、以下二句、殷勤をいはむとの序なり、○牟須保禮は、結ばほれと云に同じ、○安我末川は、吾待なり、この川字をツの假字に用ひたること、集中には、たゞこの一處のみなり、續紀宣命并續後紀にも、あまた處に用ひ、文德天皇實錄にも見え、古本催馬樂譜にも多く用ひたり、こは前をクマとよみ、椅をハツとよみたるたぐひにて、津に此字を用ひたりし事の有しから、假字にも用たるにて、其義尋ねがたし、平假字のつゞ等の字も、川の極草なり、片假字のツ川等の字もこれなり、(しかるを、門の草書なりと、岡部氏がいへるは、ひがことなり、又仲哀天皇紀、四十六年及四十九年條等に、州字をツの假字に用、又釋紀秘訓に、州音都と見えれば、川は州字の省文なりと云説あり、これもさることながら、

あまり理を推究め過て、かへりて上古のありさまにもとれり、唯その本の理のしられぬは、しれずとしてさしおくこそ、平穩なれ、いはゆる前、椅等の、其本の理究め難きこと、いくらとかざるべからざるをや、さて又釋紀に、肥人書の事を云る條に、其字皆用假名、或其字不明、或乃川等明見之、とある、肥人書は、肥前肥後の國中にて、古通用し、一體の文字在しを云ならむと云説、さることなり、さてしかれば、乃川等の字は、もとより御國に用習へる假字なるを、たまく、肥國人の、其まゝとり用ひ、さて其字不明と云ものは、かの肥國ばかりの通字を云るなり、しかるをこの肥人書の事につきて、種々まぎらはしき説等あれども、みな甘なひがたき事なり、こは事のついでにいふのみ、○許登乎波里は、朝集の事竟なり、○可徹利末可利天は、京を罷りて、任國に還到りたるを云、○爾布夫爾惠美天、十六に吾兄子者二布夫爾咲而、といへり、常にこゝと咲ふと云に同じ、○阿波之多流は、逢在の伸りたるにて、逢賜ひてある、と云むが如し、此は對の人を敬ひていへるなり、(俗に御目にかゝりたる、と云に同じ、)○今日乎波自米底は、八卷に、娘部思秋芽子交蘆城野今日乎始而萬代爾將見、○鏡奈須は、見をいはむためなり、奈須は、如と云意の古言なり、○於毛我波利世須、書紀に、不易面來、續後紀、承和三年遣唐使に詔ふ大命に、今日乃己止變顔容世須、早還參來止之底奈母、御酒肴賜久止勅

反歌二首。

許序能秋。安比見之末爾末。今日見波。於毛夜目都良之。美夜古可多比等。

末爾末、舊本には、末末爾とあり、今は元曆本、古寫本等に從つ、○於毛夜目都良之は、契沖、面

彌珍らしなり、といへり、(八卷に、於毛也者將見、とよめるは、此と同言にて、共に面輪を通はして、於毛夜といへるにもあるべきか、)○美夜古可多比等は、廣繩の京の方より還り來たる故に、都の方の人といへり、○歌意、かくれたるところなし

可久之天母。安比見流毛能乎。須久奈久母。年月经禮婆。古非之家禮夜母。

古非之家禮夜母は、禮字いかゞ、こはもと米などの字なりけむを、此歌の經禮婆、また次の歌の、家禮婆の禮に見まがへて、寫し誤れるにこそあらめ、かにかくにコヒシケマヤモとなくては、例にも理にも、たがへることなり、○歌意は、如此爲て、今日も亦本意の如く、相見ることのあるものを、然とも思ひ縦さずして、數多の年月を経たれば、戀しく思ひしことの、少くてありけむやは、さてもそこばくに戀しく思はれしこと、となり、末句は、四三五と屬けて心得べし

聞三霍公鳥喧作歌一首。

伊爾之敵欲。之奴比爾家禮婆。保等登伎須。奈久許惠伎吉氏。古非之吉物能乎。

歌意、古へより、なべて人の慕ひ來し鳥なれば、吾も其如く、今鳴こゑをきゝて、權しく愛まる、ものを、いかで戀しく思はずしてあるべき、となり、略解云、按に、未相見ずして、慕はしくおもひし人に逢てよめる、譬喩歌ならむ歟

爲下向京之時。見貴人。及相美人。飲宴之日。述懷。儲作歌二首。
見貴人、相美人は、相見の字を割て用ひたるにて、相も見の義ならむ

見麻久保里。於毛比之奈倍爾。加都良賀氣。香具波之君乎。安比見都流賀母。

賀都良賀氣云々は、舊説に、桂陰とせり、桂の陰の覆しき、といひかけたるといはむは、ことわりなきにしもあらず、されど此は、岡部氏の、君といへるは、美人をさすにて、玉纒を掛て、心細しき君をと云ならむ、且此香具波之の香は、香青などの如く發言にて、細きとほめ云言なり、といへり、此説に従べき歟、(都の清音の字を用たるを思へば、纒にはあらで、桂なるべくもおぼれど、此卷などは、ことに字の清濁は、正しからざること多ければ、一向にはたのみがたし、又本居氏は、十四に、安之比奇能夜麻可都良加氣麻之波爾毛衣可多伎可氣乎於吉夜可良佐武、とよめると同じく、山纒日陰なり、といへれど、蘿を、かづら陰とは、いふべくもなし、)○歌意、かくれたるところなし、此歌は、題詞に、相美人とある、これにて、相見たるを深く懼びたるなり

朝參乃。伎美我須我多乎。美受比左爾。比奈爾之須米婆。安禮故非爾家里。

朝參乃は、マキリノと四言によむべし、と岡部氏云り、宮中へ參るをいふべし、雄略天皇紀に、臣連伴造毎日朝參、舒明天皇紀に、群卿及百寮朝參、已懈、自今卯始朝之、已後退之、因以鍾爲節、天武天皇紀に、云々二人勿使朝參、また諸文武官人、及畿内有位人等、孟月必朝參、などあり、(かくはあれど、こゝはミカドマキリノとは、よむべからねば、マキリノと訓外なし、本居氏は、朝參は誤字なるべし、朝戸出などにや、といへり、)○歌意、かくれたるところなし、此は題詞に、見貴人とあるにあたり、○舊本註に、一頭云、波之吉與思伊毛我須我多乎、とあり、かくては、此も美人をよめる歌とすべし

同閏五月二十八日。大伴宿禰家持作之。
天平感寶元年閏五月六日以來起二小早。百姓田畝稍有凋色也。至子六月朔日。忽見二雨雲之氣。仍作雲歌一首。短歌一絶

起は越の字の誤ならむか、(略解には、赴の誤か、といへり、いかゞ、)○稍字、官本には稻と作り、○也字、官本にはなし、○六月の上、官本には今字あり、○短歌の上、官本、類聚抄、拾穂本等並定家卿の萬事に、并字あり

須賣呂伎能。之伎麻須久爾能。安米能之多。四方能美知爾波。宇麻乃都米。伊都久須伎波美。布奈乃倍能。伊波都流麻泥爾。伊爾之儼欲。伊麻乃乎都頭爾。萬調。麻都流都波美。都久里多流。會能奈里波比乎。安米布良受。日能可左奈禮波。宇惠之田毛。麻可佐等。都久里多流。會能奈里波比乎。安米布良受。日能可左奈禮波。宇惠之田毛。麻吉之波多氣毛。安佐其登爾。之保美可禮由苦。會乎見禮婆。許已呂乎伊多美。彌騰里兒能。知許布我其登久。安麻都美豆。安布藝豆會麻都。安之比奇能。夜麻能多乎理爾。許能見由流。安麻能之良久母。和多都美能。於枳都美夜儼爾。多知和多理。等能具毛利安比豆。安米母多麻波禰。

四方能美知とは、此は日經、日緯、影面、背面を、汎く四道といへるなるべし、成務天皇紀に、以東西爲二日縱、南北爲二日横、山陽、山影、山陰、山背、面とあるこれなり、(これを七道に割て云ときは、東西は、東山道、東海道、西海道なり、南北は、南海道、北陸道なり、山陽は、山陽

道なり、山陰は、山陰道なり、こゝにいへる四道は、右の七道の中の、四道をいへるにはあらず、書紀に、崇神天皇十年秋七月、詔群卿曰云々、其選群卿遣于四方令知朕意云々、九月以某遣北陸、某遣東海、某遣西道、某遣丹波云々、冬十月、詔群臣曰云々、其四道將軍等、今忽發之、これは北陸は、北陸道なり、東海は東海道にて、東山道を兼治しめ、西道は西海道にて、南海道、山陽道を兼治しめ、丹波は、山陰道を治しめたまへるにやあらむ、○宇麻乃都米は、馬瓜なり、廿卷に、牟麻能都米都久志能佐爾云々、○伊都久須伎波美とは、伊は、例のそへことばにて、盡す極なり、又按に、都久須は、令衝を轉しいへるか、令衝至る極といふにや、○布奈乃倍能は、舟舳之なり、○伊波都流麻泥爾、これも伊はそへことばにて、泊道になり、祈年祭祝詞に、青海原者、棹楫不干、舟舳能至、雷極、大海爾舟滿都々氣旦、自陸往道者、荷緒縛堅氏、磐根木根履佐久彌氏、馬瓜至、雷限長道無間久立都々氣旦、○伊麻乃乎都頭爾は、今之現になり、頭の濁音字を用たるは、正しからず、清て唱べし、○萬調麻都流都可佐等は、諸の貢調の中に、稻はその長上なればいへり、○奈里波比は、農業なり、百姓の農業ひ耕作る田及陸田もの謂なり、○波多氣、和名抄に、續搜神紀云、江南昂種豆、昂一云、陸田、和名八太介、また暉玉篇、耕麥地也、唐韻、曠耕田壠、日本紀師説、八太介、また火田、漢語鈔云、也以八太、嚶漢語鈔云、也以八太、なども見えたり、波多氣は、陸田毛の義なるべし、と中山嚴水説り、(毛は、すべて草木類をいふべし、私記に、古者謂木爲介、故今云神今食者、古謂神今木矣、とあり、これは、今神今食、と字に書を、古は神今木と書しと云ことなり、故木を介と云ことの證とせるなり、改山背謂山城、と云るごときも、山背の字を改て、山城と書と云意なると、同じ例なり、さて古に木を氣といへる例は、

これかれあり、又草を氣と云ることは、苔、菅、大角豆、菌など、草名に氣といへることの多きも、毛の意なるべし、素盞鳴尊の鬚髯杉となり、胸毛檜となり、尻毛椀となり、眉毛櫛となり、眉毛櫛となり、畜の身の毛と同じきによりて、古は毛といひしにこそあらめ、かくて陸田に種生したる豆麥類を、陸田毛と云より轉りて、遂に其種る地を、稱ことなれるなるべし、○之保美可禮由苦、(毛詩に、無草未死、無木不萎、)續紀に、慶雲二年六月丙子、太政官奏、比日亢旱田園燠萎、養老六年秋七月丙子、詔曰、奉幣名山、奠祭神祇、甘雨未降、黎元失業、朕之薄德致于此歟、百姓何罪、燠萎甚矣、なども見ゆ、○曾乎は、其をなり、○知許布我其登久は、乳を欲がりて乞が如くになり、○安麻都美豆云々、雨は天雲の中より降れるなれば、やがて天津水と云、和名抄に、雨、説文云、水從雲中而下也、和名阿女、景行天皇紀に、山神之興雲零水、などあり、二卷に、大船之思憑、天水仰而待爾、(此二卷なるは、今の歌と同じつゞけながら、待をいはむとて、天津水を、枕詞に設けたるなり、今の歌は、直にその天水を仰待意なり、)十四に、可奈刀田乎安良我伎麻由美比賀刀禮婆阿米乎萬刀能須伎美乎等麻刀母、○夜麻能多乎理爾、十三に、高山峰手折丹射目立十六待如、とよあり、今は、雨雲の、高山の峯岫などにかゝれるを見て、いへるなるべし、○許能見由流は、彼所見といふが如し、目前に所見彼の白雲、といふ意につゞきたり、源氏物語紅葉賀、御門の御詞の中に、この見ゆる女房にまれ、又こなたかなたの人々など云々、○和多都美能於根都美夜徹爾は、海神之奥津宮邊になり、神代紀上に、已而天照大神則以八坂瓊之曲玉、浮寄於天真名井、嚙斷瓊端、而吹出氣噴之中化生神、號市杵島姬命、是居于遠瀛者也、これは、海濱、

また中瀛といへるに對へて、市杵島姫命の坐宮を、奥津宮といへるなり、此所に云るは、海神宮なり、○等能具毛利安比呂は、棚陰合而、と云に同じ、○安米母多麻波禰は、海神に希ふなり、古事記上海宮條に、綿津見大神誨曰云々、其兄作高田者、汝命營、下田、其兄作下田者、汝命營、高田爲然者、吾掌水故、三年之間、必其兄貧窮云々、と見えたる如く、海神水を掌賜ふ故に、雨を乞つるなり、と本居氏云り

反歌一首。

許能美由流。久毛保妣許里豆。等能具毛理。安米毛布良奴可。許己呂多良比爾。

久毛保妣許里豆は、雲流而なり、○安米母布良奴可は、雨もがな降かし、と望ふなり、○許己呂多良比爾、上にも、老人毛女童兒毛、之我願心太良比爾、撫賜治賜婆云々、とあり、心に飽足ばかりに、といふ意なり、○歌意は、高山の峯岫にかゝりて見ゆる彼雨雲が、流り棚陰合て、百姓の心に飽足ばかりに、雨もがな降かし、となり

右一首。六月一日晚頭。守大伴宿禰家持作之。

賀二雨落歌一首。

和我保里之。安米波布里伎奴。可久之安良波。許登安氣世受母。登思波佐可延牟。

和と我保里之は、吾欲しなり、○許登安氣世受母は、雖不言舉なり、言舉は、既く出たり、言に舉ていひたつるをいふ言なり、此は神祇にねぎごとするを、もはらといふなるべし、母は濁音字なるを、こゝに用たるは、正しからず、○登思波佐可延牟は、年者將榮なり、年とは、五穀の中に専ら稻をいふ、祈年祭祝詞に、御年皇神等能前爾白久、皇神等能依左志奉牟奥津御年乎、手膝爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氏、取作牟奥津御年乎、八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依左志奉者、とあるも、稻を御年といへるなり、(即祈年といふも、穀の豊熟を祈るよしの稱、御年神と申すも、穀を掌賜ふゆるの御稱ぞ、)本居氏云、年は田寄なり、然云故は、まづ登志とは、穀のことなる、其は神の御靈もて、田に成して、天皇に寄奉賜ふ故に云り、田より寄すと云こゝろにて、穀を登志とはいふなり、(多與の切登、)○歌意、かくれたるところなし

右一首。同月四日。大伴宿禰家持作之。

七夕歌一首并短歌。

安麻泥良須。可未能御代欲里。夜洲能河波。奈加爾敵太旦。牟可比太知。蘇泥布利可波之。伊吉能乎爾。奈氣加須古良。和多理母理。布禰毛麻宇氣受。波之太爾母。和多之氏安良波。曾能倍由母。伊由伎和多良之。多豆佐波利。宇奈我既利爲氏。於母保之吉。許登母加多良比。那具左牟流。許己呂波安良牟乎。奈爾之可母。安吉爾之安良彌波。許等騰比能。等毛之伎古良。宇都世美能。代人和禮母。許己乎之母。安夜爾久須之彌。往更。年能波其登爾。安麻能波良。布里左氣見都追。伊比都藝爾須禮。

安麻泥良須云々、天照大御神の御代より、と云なり、○夜洲能河波は、天の安河なり、既くあまた出たり、○奈加爾敵太旦云々、十卷にも、乾坤之初時從天漢射向居而云々、同卷の次上にも、

久方夫天印等水無河隔而置之神世之恨、などよめり、○伊吉能乎爾は生之緒になり、命にかけ
て嘆くよしの云つづけなり、○奈氣加須古良は、嘆賜ふ子等と云意にて、織女をさせり、○和多理
母理、十巻に出たり、和名抄に、日本紀云渡子、和名、和多之毛利、一云和太利毛利、○布禰毛麻
宇氣受、此所にてしばらく絶て心得べし、○會能倍由母は、自其上もなり、母は、心まゝなるこ
とは、かなはずとも、せめて、といふ意に用たる辭なり、○伊由伎和多良之とは、伊は、例のそへ
ことば、往渡しにて、渡り往賜ひ、といはむが如し、○多豆佐波利は、權なり、○宇奈我既利爲
氏は、男女頸に互に手をかけ合て居るを云なり、是を轉しては、いとちかくそひ居ることにもい
ふなり、と岡部氏説なり、古事記上巻に、八千矛神、將婚高志國之沼河比賣云々、如此歌即爲
宇岐由比而、宇那賀氣理且、至今鎮坐也、宇都保物語にも、うながけり親のなでやしなひたまひ
しときは云々、とあり、○等毛之伎古良は、乏子等にて、織女をさせり、等毛之伎は、乏少き
意、言問交すことの、乏少き謂なり、○許已乎之母乎字、舊本に、宇と作るは誤寫なり、今改
つ、は、此をなり、之母は、多かる物の中を、とり出していふ辭なり、○安夜爾久須之彌は、妙に奇
みなり、安夜爾の詞は、既く三巻に委註り、略解に、あやには嘆詞ぞと云るは、あたらぬことなり、
奇みは、めづらしくあやしさに、といふが如し、十九に、久須婆之伎とあるも、同言なり、又書紀
に、奇字をクシビとよめるも同じ、續紀、稱徳天皇詔に、特爾久須之久、事乎思議許止極難之、
などあり、(又源氏物語に、ほうけづきくすしからむ、枕冊子に、物いみなどくすしうするもの、宇
治拾遺に、物いみしくすしくいむやつは、などあるをはじめて、すべて中古の書に、くすしと云る
は、言の樣いたくたがへり、これも本は同言なるべけれど、後に轉りたるものなるべし)○年能波

其登爾、十九に、毎年謂之等之乃波と家持卿の自註ありて、年乃波と云に、毎年の意は具りたる
をかくいへるは、木末之末、奥方之方、などいへる類なるべし、○伊比都藝爾須禮は、代々言繼に
爲れ、となり、さてこの終句、禮と結めたるは、上の許已乎之母とある、之母の辭、許會に通ふゆ
ゑなり、と本居氏説詳なり、(詞玉緒に見ゆ、)
カヘシウマフタツ
反歌二首。
安麻能我波。波志和多世良波。會能倍由母。伊和多良佐牟乎。安吉爾安良受得物。
波志和多世良波は、橋を渡して有ばの意なり、○伊和多良佐牟乎は、渡り賜て相見賜はむを、とな
り、伊は例のそへことばなり、○歌意、かくれたるところなし
夜須能河波。許牟可比太知且。等之能古非。氣奈我伎古良河。都麻度比能欲會。
許牟可比太知且は、來向立而なりと云説は、論に足す、又岡部氏が、許は、此にて、此よりを、許
由といふに同じかるべし、といへるも、いかゞ、若其意ならば、許由向立而、などやうになくは、
言具はぬことなるをや、今按に、許は、伊を草書にて、侈とかけるを、侈と見て寫し誤りたるもの
なるべし、さらば、イムカヒタチテと訓べし、伊は、例のそへことばにて、向立而なり、十巻にも、
天漢已向立而、又、天漢射向居而、などあり、○等之能古非は、年中の戀といふ意なり、一年に
たゞ一夜あへば云り、十巻に、年之戀今夜盡而、とよめり、○氣奈我伎古良河は、來經長子等之な
り、月日長く、戀しく思ひ交したる子等がの謂なり、○歌意、かくれなし
右七月七日。仰見天漢。大伴宿禰家持作之。

越前國掾大伴宿禰池主來贈戲歌四首。

忽辱恩賜。驚欣已深。心中含咲。獨座稍開。表裏不同。相違何異。推量所由。率爾作策。明知如言。豈有地意乎。凡貿易本物。其罪不輕。正賊倍賊。宜急并滿。今勒風雲。發遣徵使。早速返報。不須延回。

勝寶元年十一月十二日。物所貿易下吏。謹訴。貿易人斷廳官司。廳下。

忽辱云々は、思ひかけなく、賜にあづかれるに、驚きてよろこぶなり、○表裏云々は、針袋のことなり、池主より、家持卿の方へ、針袋を縫せて賜はれとて、絹を贈られたるを、それにまされる絹に取かへて、縫せておこされしなるべし、それを表裏不同相違何異と云て、とがめたる意なるべし、○推量所由云々は、ことのゆるよしを推量るに、率爾に貿易の謀をなせるもの歟、といふなるべし、策は、玉篇に、謀也とある、其意なり、○明知如言(如字、舊本に加と作るは誤なり、今改つ)云々は、池主が推量の言の如くなること、明かに知れたり、豈有他意乎、外のわけにてはあらじ、となり、○凡と云より下は、甚じき戲言なり、○貿易本物云々は、池主よりおくれる絹を、取かへたるをいふなるべし、これによりて、其罪不輕とがむるなり、かやうに云て、實は深く欣ぶ下心をあらはしたり、貿易は、説文に易財也とあり、本物は、名例律に、賊謂盜八虐之賊、見獲本物とあり、池主よりあつらへおくれる本の物を、貿易たるよしなり、○正賊倍賊云々、正賊は、盗るものを、其まゝにて償はすることなり、倍賊とは、其物、他人へ渡り失ぬれば、倍して償

はすることにて、たとへば盗める物數五なれば、十にて償はすることなり、捕亡令、獄令義解、名例律等に見えたり、○宜急并滿(急字、古寫本には、忽と作り、忽字なるべし)とは、正賊と倍賊とを、一に并べて、急につくのへといふ義にやあらむ、○今勒風雲とは、書牘に記しておくるをいふにや、○發遣徵使とは、贓贖をせめ徴る使を、差立るをいふべし、○延回は延引と云に同じ、○勝寶元年、續紀に、聖武天皇感寶元年七月甲午、皇太子受禪、是日改感寶元年、爲勝寶元年、○物所貿易下吏は、我物を、人に取かへられたる下吏にて、池主なり、○謹訴貿易人云々、貿易人は、人の物を引たがへたる盗人にて、家持卿の方人のよしなり、斷官司は、やがて家持卿にて、盗人は方人なれば、其を家持卿へ、訴る様に書なしたり、○廳下、和名抄に、四聲字苑云、廳延賓屋也、人衙也、萬豆利古止々乃

別白。可憐之意。不能默止。聊述四詠。唯擬睡覺。

白字、舊本に日と作るは誤なり、今は一本に従つ、○可憐之意は、家持卿の情意の厚きを、愛ていふべし、○唯擬睡覺(唯字、舊本に准と作るは誤なり、今は一本、活本等に従つ)は、目さましくさになすらふ、となり

久佐麻久良。多比能於伎奈等。於母保之天。波里曾多麻敵流。奴波牟物能毛賀。

多比能於伎奈等云々は、池主を、旅の翁と所思して、と自云なり、旅のやつれに、衣服のほころびやぶるれば、其を縫む料におもほしてたまへるなり、といふ意にてよあり、廿卷、武藏國防人妻歌に、久佐麻久良多比乃麻流禰乃比毛多要婆、安我且等都氣呂許禮乃波流母志、(此之針以なり)○

奴波牟物能毛賀(賀字、舊本に負と作るは誤なり、今は元曆本に従つ)は、針は賜りてあれど、今縫つづるべき衣も吾身になければ、同じくは、其縫べき衣もがな湯はれかし、と希ふなるべし、○歌意かくれたるところなし、池主より、家持卿へ、針袋を縫せて賜らむことを、乞につかはしたれば、針をも入て賚せしゆゑに、かくよめるなるべし

芳理夫久路。等利安宜麻敵爾於吉。可邊佐倍波。於能等母於能夜。宇良毛都藝多利。

芳理夫久路は、鍼囊なり、鍼を入る囊なり、○可邊佐倍波は、裏の方を反して見れば、と云意なるべし、○於能等母於能夜は、岡部氏説に、表も表よなりといへり、(契沖は、己が袋とも己が袋ともやとなり、と云れどいかゞ)○都藝多利は、色々の切をもて、續合せて作れるを賞るなり、今世にも、袋は然するなり、と本居氏云り、○歌意は、賚りし針袋を取掲て、前に置て、裏の方をかへして見れば、さてくよき袋かな、表も表にて、裏さへも、種々の絹を繼交て、うるはしく宜しく縫製らせて賜へりと、美たるなるべし、(略解に、裏さへに綴てわろき袋かな、といへるなるべし、といへるは、表裏の違あり、いかゞ)

波利夫久路。應婢都都氣奈我良。佐刀其等邇。天良佐比安流氣騰。比等毛登賀米受。

應婢都都氣奈我良は、契沖、帶續ながらなりといへり、其袋は、唯一のみなるまじければ、帶續けといへるにや、和名抄行旅具に、唐韻云、騰囊之可帶也、和名於比不久呂、○天良佐比安流氣騰は、契沖云、天良佐比は、照しなり、錦やうのものを、表とせられければ、光彩あるゆゑに、てらさひあるくといへる歟、又術の字にて、てらひあるけどいふこゝろ歟、これを見よかしといはぬは

かりにするを、てらひあるくといふべし、といへり、今按に、初の照の説然るべし、さて、照しを天良佐比と云は、餘しを、安麻佐比と云と同格にて、言を緩めていへるなり、○比等毛登賀米受は、契沖、過分の針袋なれど、越中守殿より給りたりと聞て、人もとがめぬなり、又みづから旅の翁とよみたれば、行平の、翁さび人などがめそ、とよめるやうに、分に應ぜねど、翁さびすと見て、人もとがめずといへる歟、といへり、後の説可らむ歟、○歌意は、わが分際には、不相應なるまで、うつしく目につく針袋を、帶續けながら、里毎に照かゞやかしてあるけど、今は吾身も老衰ぬれば、老のすさみと思ひゆるして、人も殊にとがめずといふなるべし、催馬樂に、庭におふるからなづなは、よきななり、はれ、宮人のさぐる袋を、おのれさげたり

等里我奈久。安豆麻乎佐之天。布佐倍之爾。由可牟登於毛倍騰。與之母佐禰奈之。

布佐倍之爾は、(物の人に合應て幸あるを、布佐布と云は、此は幸を得むとしてと云意なり、とする説は、此歌に所由なし)今村樂説に、倍之の約比なれば、布佐布爾なり、さて布佐比とは、今も我身の上をほこり自慢するを、ふさると云に同じといへり、今按に、若は布は、於の誤寫にはあらざるか、さらば鎮しになり、廿卷に、之良奴比筑紫國波、安多麻毛流於佐倍乃城會等云々、とあるも、鎮之城ぞ、と云意なり、陸奥國におかる、鎮守府は、即東國の鎮なれば、其鎮守府將軍などに往むと思ふを、云なるべし、○歌意は、この針袋の、ことにうるはしく目につくゆゑに、里毎に照しあるけど、なほ飽足ざるゆゑに、いかでこの針袋を帶つゞけて、東の國までもゆきて、ふさひほこらむとおもへど、まことに往べきよしのなきが、口をしといふなるべし、又は、いかでこの針袋を

おび續けて、鎮守府將軍などになりて、昂々しく思ひあがりほこりゆくとも、今はをさくはづかしかるまじければ、あはれさるることに往ばやとおもへど、實に往べきよしもなし、といふなるべし
右歌之返報歌者。脱漏不_レ得_二探求_一也。

これみづからの歌、并詞書の草藁を、うしなはれたるよしの自註なり、此返報など心になはざるゆゑに、六卷(橋比を賜ところ)の自註とかはりて、伊勢物語に、今はわすれたり、とあるたぐひに、戯て書たるなるべし、されば右の歌并詞ともに、まことにわすれたるにはあらじ、なれど、わざと忘脱たるやうに、記されたるにや

更來贈歌一首。

契沖云、池主初は越中掾にて、家持に屬せられけるが、後には越前掾にうつりて、加賀郡より、更に此書を、家持へ贈れるなり

依_テ迎_ニ驛_ハ使_ニ事_上。今月十五日。到來部下加賀郡境。面蔭見_ニ射水之郷_一。戀緒結_ニ深海之村_一。身異_ニ胡馬_一。心悲_ニ北風_一。乘_ニ月徘徊_一。會無_レ所_レ爲。稍開_ニ來封_一。其辭云。著者先所_レ奉書返畏_レ度_レ疑歟。僕作_ニ囑羅_一。且惱_ニ使君_一。夫乞_レ水得_レ酒。從來能_レ口。論時合_レ理。何題_ニ強吏_一乎。尋誦_ニ針袋詠_一。詞泉酌_レ不_レ竭。抱_レ膝獨_レ吟。能_レ蠲_ニ旅愁_一。陶然_レ遣_レ日。何慮_レ何思。短筆不宣。

勝寶元年十二月十五日。微_レ物下司謹上_ニ

不_レ伏使君

記室。

迎_ニ使_一は、京より下向の上使を迎なるべし、○部下云々、部下は、部内といふに同じく、俗に支配下と云ことなり、加賀郡は、今の加賀國四郡の中にあり、そもく加賀國は、弘仁十四年、割_レ越前國_ニ置_ニ加賀國_一と見えれば、この勝寶の頃は、越前國の部下なること、論なし、○面蔭云々、面蔭は、おもかけなるべし、蔭は影と通_レ作_レるならむ、面影の水にうつりて見はれ、戀の情を、深き海に結ぶといふ意に、いへるなるべし、射水深海は、前に家持卿に陪_テ、共に往來せし所なれば、慕へるなり、○身異云々(此字、舊本に比と作るは誤なり、今は拾穂本に従つ)、胡馬北風は、文選に見えて、胡馬は、北地に産たる馬なれば、其方を慕ふを云、身胡馬にはあらねど、家持卿のおはする越中は、越前より北に當れば、悲_ニ北風_一といへり、○會無所爲は、戀情のせむすべなきをいふべし、○著者云々より、下十一字、家持卿よりの來書にありし辭なるべし、されどその意得がたし、誤脱などあるべし、著者は、略解に、昔者の寫誤か、と或人いへり、とあり、さもあるべし、元曆本には、其辭云著者を、其辭云々者と作り、○僕作囑羅は、囑は、字書に、付也とも、託也とも見ゆ、羅は、囉の省字なるべし、(鳳皇鸚武など書る類なるべし)、囉は、歌詞と見えたり、此は池主より、家持卿へ、袋を縫せて給へと、あつらへたることならむ、と略解にいへり、○使君は、國主の唐名なり、家持卿をさす、○乞_レ水得_レ酒は、もとのよりは、よき絹にて縫ておこせたるに、たとへたるなるべし、遊仙窟に、乞_レ漿_レ待_レ酒、舊來神口、打_レ兔_レ得_レ麪、非_ニ意_一所_レ望、○何題強吏は、強吏は、無道の有司にて、家持卿を、然にはあらずといふなるべし、○針袋詠とは、右歌之返報歌脱漏、とあるにて、池主の四詠に答へられたる、家持卿の歌のことなり、○竭_レ字、舊本に渴と作るは誤なり、今は拾穂本

に從つ、○不伏使君(伏字、舊本に仗と作るは誤なるべし、今は拾穂本に從つ、)は、彼の微物をおこさねば、責てもかしこまり伏せぬ使君と、戯れていふ意なるべし、○記室(記、舊本に紀と作るは誤なり、今は元曆本、拾穂本等に從つ、)は、五卷に出つ、下僚の書記の人をいふ言にて、侍者など書類なりとぞ

別奉云云歌二首。

云々とは、こゝに不用の詞を略せるなり

多多佐爾毛。可爾母與己佐母。夜都故等曾。安禮波安利家流。奴之能等能度爾。

多多佐爾毛は、堅様にもなり、成務天皇紀に、阡陌云々、日縦日横、○可爾毛與己佐母は、彼にも横様もなり、此二句は、堅にも横にも、彼にも此にもといふ意なるを、かくいへり、○夜都故等曾は、奴となりてぞの意なり、○安禮波は、我者なり、○奴之能等能度爾は、主の殿外になり、奴之は、五卷憶良大夫の、師大伴卿をさして、阿我農斯とよまれたるも、吾主と崇ていへるにて同じ、等能度は、契沖、殿外なり、日本紀崇神天皇の御歌に、みわのとのどとよませ給へるには、かはるべし、それはおしひらかねとあれば、殿戸なり、家持は、大伴氏の棟梁と見えれば、其殿外にありて、やつこの禮をとるといふなり、といへり、○歌意は、縦にも横にも、彼にも、此にも、吾は家持の主の殿外に侍らひ仕ふべき、奴にてぞありける、となり

波里夫久路。己禮波多婆利奴。須理夫久路。伊麻波衣天之可。於吉奈佐備勢牟。

須理夫久路は、籠袋なるべし、籠は、和名抄行旅具に、説文云、籠竹篋也、楊氏漢語抄云、籠子須利、主鈴式に、凡行幸從駕內印、并驛鈴傳符等、皆納漆籠子、主鈴與少納言共預供奉云々、とある

る是なり、さて須利といへる名義は、未詳には知れねど、今世にいふ皮籠の類にて、旅客のもはら負て持ありく具なるが故に、行旅具とせるなるべし、さてその籠を納る袋を、籠袋といへるか、又は其袋を、籠代に製たるを、やがて籠袋といへるにもあるべし、(契沖、須理夫久路は、火燈をいゝるふくろなり、今もすり火打といへり、と云て、敦忠家集に、しのふ指の袋に、火うちをそへて、物へ行人に贈れるよし見えたるを引たれど、すり火打と云は、石をすりて火を出す燈をいへるなるべければ、須理とのみいはむに、須理燈のこと、はきこゆべくもあらず、且木をもみ、石をすりて、火を出すを、古は火を鑽出すと云て、火鑽白、火鑽杵など云しとおぼえて、須流と云しことは聞ず、かの敦忠集にいへるも、忍草の葉にて措たる袋のことなれば、たとひその袋を、須理袋と云しならむにも、措袋の謂なれば、今の歌の須理袋には關らぬことなり、公忠集に、るなかへ下る人に、白き囊を、青き物してすりて、火打をそへてやるとて、打見ては思ひ出よと我やどの忍草してすれりなりけり、とあるは、かの敦忠集にいへると、一事の混れたるか、今姑訂しあへず、いかにまれ、色を措たる袋のよしなれば、こゝに引て證すべきにあらず、○又こゝに、中山嚴水、須理夫久路は、藥袋なるべし、採桑老の舞の翁、藥袋を佩るよし聞り、又後ながら、室町時代の禮節の書にも、藥袋を佩ることありしとおぼえたり、翁の佩るものなれば、おきなさびせむといへるなるべしといへり、さることあらむ歟、但し藥を、須理とのみ云べきよし、其證なきにや、さらば此説も、なほいかゞなり、旅の翁なれば、佩てありきめぐるに、相應しき籠袋を今は得まほしといへるなるべし、○伊麻波の波字、舊本には婆と作り、今は類聚抄に從つ、○於吉奈佐備勢牟は、翁めかむと謂なり、佐備は、神佐備の佐備にて、五卷に、遠等咩佐備とも、遠刀古佐備ともよめるに同じ、そもそ

も言意は、然儀の約れるにて、(志可の切佐、夫利の切備)然る儀をするを云言にて、此は翁めきたる儀をするをいへり、(伊勢物語に、翁さび人などがめそかり衣、けふはかりとそたづもなくなる、とあるは、せり河行幸の時、鷹飼にて侍ひける翁の、狩衣のたもとに、鶴のかたをつくりて、かきつけたるよしなり、これは翁の狩場のなごりと思ふによりて、狩衣の袂に、鶴の形をぬひなど、心やり花やかなるさましたるを、人などがめそ、鷹飼も今日ばかりぞといふ意と聞えたり、古に云るは、翁佐備は、翁めき、壯士佐備は壯士めき、少女佐備は、少女めき、といふことなるを、かの物語なるは、翁めかず、似氣なきふるまひしたるをいへり、ときこえたるは、言のもとを、後に心得たがへたるもの歟、)○歌意は、針袋は既に賜りてあれど、あまりに花やぎすぎて目につけば、翁めかず、願くは、今は此上にすり袋をもがな得まほし、さらば其を帯て、翁めきあるきめぐるべきものをといへるにや、さてすり袋は、行旅具にして、必老人のみ著るものにはあらねど、自老人なればかくいへるにや

宴席 詠雪月梅花一首

由吉能宇倍爾。天禮流都久欲爾。烏梅能播奈。乎理天於久良牟。波之伎故毛我母。

乎理天於久良牟は、折て吾に贈り賜らむ、といふなるべし、○波之伎故毛我母は、嗚呼愛しき子もがなあれかし、の意なり、子は、女をさせり、○歌意、かくれたるところなし

右一首 十二月 大伴宿禰家持作

作字、舊本にはなし、今は元暦本官等にあるに従り

和我勢故我。許登等流奈倍爾。都禰比登能。伊布奈宜吉思毛。伊夜之伎麻須毛。

和我勢故は、主人石竹をさすなるべし、○許登等流奈倍爾は、琴取竝になり、石竹の琴弾るなるべし、○都禰比登能は、尋常の人のなり、上にもよめり、○思毛は、數ある物の中をとり出ていふ辭なり、○伊夜之伎麻須毛は、彌重益なり、毛は歎息辭なり、○歌意は、吾兄子が、琴取て調ぶるにつれて、尋常の人の歎くと云歎慨しも、さても彌益りて、感情をもよほさるゝよ、となるべし、七卷詠和琴歌に、琴取者嘆先立蓋毛琴之下種爾孀哉匿有、古今集に、奈良へまかりける時に、あれたる家に、女の琴弾けるを聞て、よみていれたりける、良岑の宗貞、わび人のすむべきやどと見るなべになけきくは、る琴の音ぞする

右一首 少目 秦伊美吉石竹 館宴 守大伴宿禰家持作

天平勝寶 二一年正月二日 於二國 廳一 給一饗 諸 郡 司等宴歌一首

宴字、古寫本にはなし
安之比奇能。夜麻能許奴禮能。保與等里天。可射之都良久波。知等世保久等曾。

許奴禮は、木之末なり、(乃字の切奴)末は末枝なり、(良延の切禮)○保與は、和名抄に、本草云、寄生、一名寓生、和名夜止里木、一云保夜、とあれど、保與と云が古なるべし、字鏡にも、蔦寄生保與、とあり、契沖、ほやは、或は古き木の俣などに、こと木のはえ出たるをいふなり、こゝによめるは、かづらのことなり、第十九に、山下ひかけかづらけるとよめる、是なりといへり、按に、本草集解に、弘景曰、寄生、松上楊上楓上皆有形類一般云々、葉圓青赤、厚澤、易折、旁自生、枝

節、冬夏生、四月花、白、五月實赤、大如小豆、と見ゆ、此物なり、かづらのこととするは、非なるべし、○可射之都良久波は、挿頭つる意はといふなり、良久は、もと留の伸りたる詞にて、然るやうは、或は然る意は、といふ謂になれり、○知等世保久等會は、千年祝とぞ、といふなり、十九に、千年保伎保吉等餘毛之惠良惠良爾仕奉乎見之貴左、又青柳乃保都枝與治等理可良久波君之屋戸爾之千年保久等會、などあり、保久は言壽、室壽、大殿保加比、酒保加比、など云るに同じ、(保加比は保伎と切れり、)祝壽等の字意なり、大殿祭祝詞に、言壽、古語云、許止保企、言壽詞、如、今壽觴之國、○歌意、かくれたるところなし、寄生は、多くは老木に生るものなれば、祝事にこれをかざせるにやあらむ

右一首。守大伴宿禰家持作。

判官久米朝臣廣繩之館 宴歌一首。

判官は、マツリゴトヒト 掾なり、十九にも、越前判官大伴宿禰池主とあり、此上に、國守のことを長官と云、十九に、介のことを次官と書り、皆同例なり、和名抄に、本朝職員令二方品員等所載云々、勘解由曰判官云々、國曰掾云々(皆萬豆利古止比等、)

牟都奇多都。波流能波自米爾。可久之都追。安比之惠美天婆。等枳自家米也母。

安比之惠美天婆は、相咲て在者、の意なり、之は、その一すぢを、重く思はする所におく助辭なり、○等枳自家米也母は、さても非時あらむやはにて、何時とても、時ならずと云ことあらず、との意なり、四卷に、何時何時來益我背子時自異目八方、とあるに同じ、なほ時自久と云ことは、一卷に、

山越乃風乎時自見、とある所に、委註り、○歌意は、年の始より宴樂しつゝ、一すぢに相歡てあることの、さても面白や、かくてあらむからに、何時は時ならずと云こともあるまじければ、常に相見て、飲樂むぞ、となり

同月五日。守大伴宿禰家持作之。

縁下檢察墾田地一事上 宿二礪波 郡主帳多治比部北里之家于時 忽起風雨。不_レ得辭去_一作歌一首。

檢察墾田地とは、公より、寺々に捨賜ふ墾田の地を、檢察むる事なるべし、墾田の事は、上に、東大寺之占墾田使僧平榮、とある下に、いへる如し、○主帳(帳字、舊本に張と作るは誤なり、今は古寫本、拾穂本等に従つ)は、孝徳天皇紀に、フミヒトとよめり、和名抄に、佐官、本朝職員令二方品員所載云々、國曰目、郡曰主帳、云々、(皆佐官)とあり、佐官と云は、いかなるよしにかあらむ、や、後の唱なるべし、前にもいへり、古くはみなフミヒトとのみ云り、職員令に、大郡主帳三人、掌_レ受_レ事抄、勘_レ署文案、檢_レ出稽失、讀_レ申公文、餘主帳准_レ此、(上郡二人、中郡、下郡、小郡一人)○北里は、傳未詳ならず

夜夫奈美能。佐刀爾夜度可里。波流佐米爾。許母理都追牟等。伊母爾都宜都夜。

夜夫奈美能佐刀は、神名帳に、越中國礪波郡荆波神社とありて、(荆波は、ヤブナミなり、舊本に、ウハラと訓るは、よしもなきことなり、荆をヤブと訓こと、和名抄に、新川郡大荆、於保也布とあり、)北里が家居地なるべし、○許母理都追牟等は、隱障となり、六卷に、雨隱三笠乃山乎云々、四卷

に、雨障常爲公者云々、又、雨乍見於君副而云々、又、石上零十方雨二將關哉云々、八卷に、雨障出而不行者云々、十一に、雨乍見留之君我云々、などあり、これらにて、其意を得べし、○伊母爾都宜都夜は、妹に告つる哉となり、この妹は、本郷の妻なり、本妻も越中に下られけるよし、十九にかたぐ見えたれど、未此ほどは、京に留り居れしと見えればなり、越中へ下られけるは、大抵勝寶二年春の末つ方の事とおぼえたり、猶十九にいふべし、○歌意、かくれたるところなし
二月十日八日。守大伴宿禰家持作。
八字、目錄并一本には一と作り、○家持作三字、舊本になきは脱たるなり、古寫本、官本等に、此三字あるぞ正しき

萬葉集古義十九卷之上

天平勝寶二年三月一日之暮。眺瞩春苑桃李花、作歌二首。

曙は、韻會に、瞩視之甚也、とあり、曙は、瞩の俗字なり、○此卷は、おほくは家持卿の歌を載たり、卷末に至りて、其よしことわれり

春苑。紅爾保布。桃花。下照道爾。出立嬬媼。

下照道は、紅色の地まで照徹れるを云、十八に、多知婆奈能之多泥流爾波爾等能多且天云々、とある處に、既に委註り、又十五に、安之比奇能山下比可流毛美知葉能、六卷に、鶯乃來鳴春部者、巖者山下耀、錦成花咲乎呼里、など云る、山下耀も同意なるべし、詞花集に、夕されば何かいそがむ紅葉の下でる山はよるも越なむ、金葉集に、神無月しぐるままにくらぶ山下でるばかり紅葉しにけり、現存六帖に、枝をそめ浪をも染つもみち葉の下でる山の瀧つ白糸、下照は、下は、二卷に、秋山下部留妹、十卷に、金山舌日下、などある下と同じくて、赤きことをいふ言ぞ、と云る説ありて、其は既くいへり、○歌意は、桃花の紅色の地まで照徹りて、なつかしき春苑に、出立る美人の容儀の、共に光わたりて、艶しき事、といへるにて、他にかくれたるところなし

吾園之。李花可。庭爾落。波太禮能未。遺有可母。
波太禮は、十卷寄雪相聞歌に、小竹葉爾薄太禮零覆消名羽鳴將忘云者益所念、とよめるに同じ

く、此は雪のことなり、○歌意は、吾園の李の花の散布たる歎、いなさはあらで、降積し雪の未消遺りたるにてある歎、さても見事のさまや、と云るにて、李花の多くちりしきたるをほめて、残雪かと、うたがへるさまによみなしたり、さて庭爾落とあるにて、その落花をよめりとはきこえたり、九卷に、御食向南淵山之巖者落波太列可消遺有、とある、又今の歌に考合へし、○右二首は、六帖に、桃と李との歌に載たり

見ニ翻翔鳴一作歌一首。

見といへるは、月光などには、夜も見ゆるものなれば、かける歎、○翻翔は、トビカケルなり、韻會に、翻飛、とあり、翻の上、舊本に飛字あるは、あまれるに似たり、今は古寫本、元曆本等になきに従つ、目錄にもなきぞよろしき、○鳴は、品物解に註り、鳴字は、志藝の一名を田鳥といふがゆゑに、(和名抄に、鷲楊氏抄云、之木、一云田鳥)その一名の田鳥の二字を、一字に合作たるものなるべし、江次第には、即田鳥とあり

春儲而。物悲爾。三更而。羽振鳴志藝。誰田爾加頒牟。

春儲而は、字の如く、春を待設而の意なり、○三更而は、佐夜深てなり、佐は、そへ言なり、三更は、夜半を云漢字なり、戌の刻を初更と云、子の刻を三更と云、寅の刻を五更と云り、○羽振鳴とは、羽振は、羽を振を云、俗に羽だゝきすると云、是なり、すべて鳥は鳴むとするとき、羽だゝきするものなれば、いへり、此下に、打羽振鷄者鳴等母云々、とあり、さて此詞、古今集に、五月待山霍公鳥打羽ぶき今も鳴なむ去年のふる聲、とあるをも、併考て、羽振をハブキとよむべし、ハブ

リにはあらず、振をフキと訓は、山振の例なり、又此下、霍公鳥の歌に、羽觸爾知良須、また、鳴羽觸爾毛、などよめるは、字の如く、羽の觸るよしにて、羽振とは、言の原の趣、少異れり、思混ふべからず、(略解に、羽振、羽觸を同言の如説なせるは誤なり、)○誰田爾加頒牟、(頒、舊本には須と作り、今は元曆本に頒牟と作てハムと點せるに従つ、頒は玉篇に、音斑と見えたれば、波の假字に用たるならむ)頒牟は、食なり、三代實錄一卷に載たる童謡に、大枝乎超天走超天、走超天、騰加利躍止利超天、我那護毛留田仁耶、搜阿左理食無志岐耶、雄雄伊志岐耶、とあり、(此童謡の解、余が南京遺響に、詳にせり、)○歌意、かくれたるところなし

二日。攀柳黛思京師歌一首。

黛は、和名抄に、説文云、黛畫眉墨也、和名萬由須美、とあり、此はたゞ眉の義にとりて、添て書るのみなり

春日爾。張流柳乎。取持而。見者京之。大路所思。

張流は、芽の萌出たるを云、○大路所思は、オホヂシオモホユ、と之の助辭を加入て訓べし、此こと、既に例どもを擧て、甚詳にいへり、○歌意は、芽の萌出たる柳枝を折取て見れば、京大路の春の景色の、一すぢにおもひやらるゝぞ、となり、(略解に、京の大路の柳を思ひ出るなり、といへるは、甚偏なり、京を思ふは、必柳にはかざるべからず、こゝは、すべての風景を思ひやるよしなり、)又契沖は、題に攀柳黛思京師、とかける、黛の字をかねて、此心をあらはせり、京の大路をゆきかふ、かほよき人のまゆすみのにほひをおもひいづるなり、といへり、其謂もあるべきにや、十卷に、梅花

取持見者吾屋前之柳眉師所念可聞、五卷に、字梅能花乎理加射之都々毛呂比登能阿蘇夫遠美禮
婆彌夜古之叙毛布、十四に、宇良毛奈久和我由久美知爾安乎夜宜乃波里氏多且禮婆物能毛比且都母
攀折堅香子草花歌一首。

堅香子は、カタカゴと訓をよしとす、春花開草名なり、品物解に委註せり

物部能。八十乃嬖婦等之。拒亂。寺井之於乃。堅香子之花。

部物能八十とつゞくること、既に委註せり、○十八乃嬖婦等之は、六帖に、やそをとめらが、とて載
たるに因て思ふに、乃は衍文にて、八十嬖婦等之、と訓べし、(ヤソノヲトメガと訓ては、等字あま
れ、ばなり)さて八十嬖婦等とは、數多の女等をいへるなり、○拒亂は、數多して酌よしなり、拒
は、字書に酌也とあり、○寺井は、契沖、井ある處の名なるべし、常の寺にある井ならば、八十の嬖婦等
は、くみまがふべからず、といへり、○歌意は、この我が攀て手折る花は、彼寺井の水酌亂ふ、數
多の美人の花。容にはえあひよく、咲にほひたる、堅香子の花にてあるぞ、と云なるべし、(此
歌、六帖に、ものゝふのやそをとめらがふみとよむ寺井のうへのかたかしのはな、とて、木部に收た
るは誤なり)

見二歸 鷹一歌二首。

燕來。時爾成奴等。鷹之鳴者。本郷思都追。雲隱喧。

本郷思都追は、クニシヌヒツと訓べし、すべて吾本郷を久爾と云こと、古言なり、十卷に、吾屋

戸爾鳴之鷹哭雲上爾今夜喧成國方可聞遊群、廿卷に、宇奈波良爾霞多奈妣伎多頭我爾乃可奈之伎
與比波久爾弊之於毛保由、又六卷に、急令變賜根本國部爾、此下に、毛等能國家爾、などある
も、皆同じ、(思字、集中にシヌフと訓ること、既に二卷にあまた例どもを引て、甚詳くいへり、併
考べし、(こゝは、オモヒツとよみては、いとよろしからず、)○歌意かくれたるところなし、(から
人も、鷹與レ燕往來相反、といへるがごとし、)〔頭註、蘇恭曰、雁與レ〕

春設而。如此歸等母。秋風爾。黃葉山乎。不超來米也。

黃葉山乎は、モミチムヤマと訓べし、○超字、阿野家本、或校本、官本等には、越と作り、○歌
意、かくれたるところなし、鷹と云ことなきは、上の歌にゆづりたるものなり、○舊本、一云春去
者歸此鷹、と註せり

夜裏聞三千鳥喧歌二首。

喧字、官本には鳴と作り

夜具多知爾。寢覺而居者。河瀬尋。情毛之奴爾。鳴知等理賀毛。

夜具多知爾は、夜降になり、降は夜半過往を云、さて久太知(久を清、太を濁りて、)と唱ふべきを、
具多知(具を濁り、多を清て、)と唱ふるは、古連言の音便にて、この事既委註り、○河瀬尋は、河瀬
の方を尋て、鳴よしもて云り、さて尋ることを等米とよめるは、集中たゞ此一所のみなり、(此の尋
を、カヅネとよみては、語路よろしからねば、必トメなるべし、)等米と云も、古言にてはあるべし、

古今集に、花ちれる水のまに〜等米來れば、とよめるより、以來は、往々ある言なり、さて、此句は、尾句へ直に續て心得べし、○情毛之奴爾は、聞人の心も靡やぐばかりに、といふ意なり、三卷に、淡海乃海夕浪千鳥汝鳴者情毛思努爾古所念、とあるをばじめて、ところどころに見えたる詞なり、○歌意は、夜更るまゝに、寐覺して聞ば、心もしなやぎなびくばかり、さてもあはれに、河瀬の方を尋て、鳴千鳥の聲する哉、となり

夜降而。鳴河波知登里。宇倍之許曾。昔人母。之奴比來爾家禮。

歌意は、夜更るまゝに、鳴河千鳥の聲を聞ば、あはれをもよほさるゝにつけて、昔より、人の、一すぢに、物あはれなるものに聞なし來つるも、げにことわりにこそあれ、と思ひ合せたるなり

聞二曉鳴雉一歌二首。

相野爾。左乎騰流雉。灼然。啼爾之毛將哭。己母利豆麻可母。

相野は、契沖・越中に、射水郡は府なれば、そこにあるなるべし、と云り、相は、もとは楳字なるべけれど、古く相と作なしたるなるべし、三卷にも、此の如く相と作り、なほ此事、品物解に委辨たり〔頭註、東鑑一卷〕○左乎騰流は、左は、例の眞に通ふ語にて、躍なり、此上に引たる三代實錄童謡にも、鳴のことを、騰加利躍止利超天、とあるに同じく、踊躍て歩き動を云、○之毛は、數ある物の中を取、出ていふ辭なり、○可母とは、可は、可波の意、母は、歎息の辭なり、○此歌相聞なるべし、歌意は、本二句は序にて、著然啼に出て、鳴べき吾隱妻かは、人目をしのぶ隱妻なれば、かく音に出て泣べきにはあらざるを、さてもなほあるが中にも、堪忍びがたきことや、といふなる

べし、さて此は、題に聞曉鳴雉とあれば、雉の鳴を親く聞て、戀情を催さるゝに付て、即その物を序にて、自の懷を述たるなり、(略解に、本居氏説を擧て、四句の語勢を思ふに、これは雉のいぢしるく鳴をとがめたる意にて、かもは、かはの意なり、こもりづまとは、とがめてよめるから、設ていへるなり、こもりづまなれば、いかにおもへばとても、かくいちしろく鳴べきことかはとなりと云り、とあり、此は題に拘りたる説なるべし、但し、可母を、かはの意なり、と云るは、大旨たがはざることなり、○鴨長明集に、うきながらすぎ野のきじの聲立てさをどるばかり物をこそ思へ、夫木集に、御かりする人やきくらむすぎの野にさをどる雉子聲しきるなり、)

足引之。八峯之雉。鳴響。朝開之霞。見者可奈之母。

八峯は、彌津峯にて、彌がうへに、峯の疊りたるを云べし、○可奈之母は、さても感嘆しや、となり、可奈之は、可憐に感嘆まるゝを云、母は歎息辭なり、○歌意、かくれたるところなし

遙聞浜江船人唱歌一首。

浜字、舊本に、沂と作るは誤なり、○船人唱は、いはゆる船歌なり、土佐日記に、舟子かぢとりは、舟歌うたひ何とも思へらず、その歌ふ歌は云々

朝床爾。聞者遙之。射水河。朝己藝思都追。唱船人。

歌意は、朝の牀に臥ながら、船唱を聞てよめるにて、かくれたるところなし

三日。守大伴宿禰家持之館。宴歌三首。

今日之爲等。思標之。足引乃。峯上之櫻。如此開爾家里。

歌意は、三月三日の此宴の節から、咲てあらば、興あらむと思ひ儲て、標おきし代ありて、かく山櫻の盛に咲けるが、あはれに面白し、となり

奥山之。八峯乃海石榴。都婆良可爾。今日者久良佐禰。大夫之徒。

本二句は、都婆良可といはむ料の序なり、廿卷に、安之比奇能夜都乎乃都婆吉都良都良爾云々、二卷に、巨勢山乃列列椿都良都良爾云々、などあり、なほ八峯にのみ合せたるは、七卷に、足病之山海石榴開八峯越云々、ともあり、○都婆良可爾は、委曲になり、三卷に、淺茅原曲曲二物念者、十八に、可治能於登乃都波良都波良爾吾家之於母保由、舒明天皇紀に、曲舉などあり、既に委註り、此は残る方なく、極め盡す謂なり、○歌意は、委曲に、宴樂を極め盡して、今日一日を暮し給へかし、丈夫のともがらよ、となり

漢人毛。棧浮而。遊云。今日曾和我勢故。花縵世余。

漢人毛云々、もろこしにて、曲水宴の行はれしこと、後漢書禮儀志に、三月上旬巳、官民竝禊飲于東流水上とあるをはじめて、かたぐいに見えたり、その起れることは、彼方にても種々説めれど、詳なることは知れず、かくてかの漢といひし代までは、三月上旬巳を、曲水宴日とさだめたりしを、魏文帝と云しが時より後は、三月三日を用ることゝなれりしかども、猶もとの名を存して、上巳と稱ことゝはなれりさて皇朝には、顯宗天皇紀に、元年三月上旬巳幸後苑曲水宴、とあるを初とす、これはまことの巳の日なりしやうにも聞ゆれど、なほ三日なるべし、さてそれより後、此宴の行は

れしこと、往々に見えたり、かゝれば漢國に准ひて、皇朝に行はれし宴なるが故に、漢人毛云々とはいへり、(皇朝にて、曲水宴の盛に行はれしこと、彼方にも聞えしによりて、禮樂合編と云から書に、日本三月三日、有桃花曲水宴、と見えたるよしなり)○棧浮而、(棧字、舊本に棧と作るは、誤なることしるければ、今改つ、古寫本には機、拾穂本には筏と作り、機は、字書に同筏、筏説文、海中大船、又桴也、とあり、さて十三に、斧取而丹生檜山木折來而機爾作、と見えたるうへ、一卷に、眞木乃都麻手乎百不足五十日太爾作派須良牟、(靈異記に、桴機に合イカダ)とあれば、此もイカダとよまむに、難なきに似たれども、なほ舊本のまゝに、フネとよまむぞ穩なる、此は桴にはあらで、眞の船なればなり、(新古今集にも、此歌を、船をうかべて、と載たり)○今日曾和我勢故、この句は、今日曾にて、しばらく絶て心得べし、勢故は、此宴に集へる衆をさす、○花縵世余、(余字、官本、或校本に奈と作、又袖中抄にも、せなとあり、ハナカヅラセナにても、きこえはするものから、なほセヨといふぞ、上の和我勢故といへるに、よくてりあひてきこゆ)花縵は、時の花を絲に貫て、縵にかくるをいへり、時の花は、主と桃花を云なるべし、(三十二番職人歌合に、鬢捻、花かづらおち髪ならばひろひおきひねりつきてもうらましもを、二十一番職人歌合に、鬢ひねり、うつくしくかゝれとてしもうば御前はよめがかづらを捻らざりけむ、これみな花鬢なり、これは何の花とかぎりたることには、あらざるにや)○歌意、かくれたるところなし、(六帖に、から人の舟をうかべてあそびける、と載たるは、いさゝかたがへり)

八日。詠白大鷹歌一首并短歌。

白大鷹は、左の歌詞によりて、マシラフノタカとよめり、猶下にいふべし、和名抄に、廣雅云、云云、三歳名之青鷹白鷹、今按、青白隨色名之、俗説鷹白者、不説雌雄、皆名之良太賀、不説青白大者、皆名之於保太加、小者皆名之勢字、漢語抄、用兄鷹二字爲名、所出未詳、俗説、雄鷹謂之兄鷹、雌鷹謂之大鷹也

安志比奇能。山坂超而。去更。年緒奈我久。科坂在。故志爾之須米婆。大王之。敷座國者。京師乎母。此間毛於夜自等。心爾波。念毛能可良。語左氣。見左久流人眼。乏等。於毛比志繁。會已由惠爾。情奈具也等。秋附婆。芽子開爾保布。石瀬野爾。馬太伎由吉氏。乎知許知爾。烏布美立。白塗之。小鈴毛由良爾。安波勢也。望。布里左氣見都追。伊伎騰保流。許己呂能字知乎。思延。宇禮之備奈我良。枕附。都麻屋之内爾。鳥座由比。須惠氏曾我飼。眞白部乃多可。

初二句は、越にし、住者といふへか、れり、京より多くの山坂を越て、越の國に下り住ば、といふ意につゞきたり、(略解に、初二句は、ユキカヘルといはむ序なり、といへるは、いみじきひがことなり、)○去更云々、十八にも、往更年能波其登爾、とあり、○科坂在は、級避の借字にて、枕詞なり、此詞、他處に、之奈射可流、と假字書せるによりて、射の言濁るべし、さて級々避層と云意のつゞきなるよし、既く委註り、○故志爾之須米婆は、越に住ばなり、爾之といへるは、さだかにしかりとする意を、思はせたる辭なり、○大王之云々、六卷大伴卿歌に、八隅知之吾大王乃御食國者日本毛此間毛同登會念、○於夜自は、同なり、○語左氣見左久流人眼之等、三卷に、問放流親

族兄弟無國爾、五卷に、石木乎母刀比佐氣斯良受、ともあり、田舎なれば、物言て愁をやり過し、相見て思をやり失ふ人の、乏しさに、の意なり、續紀、光仁天皇詔に、朕大臣 誰爾加毛我語比佐氣牟、誰爾加毛我問比佐氣牟止云々、と見ゆ、等は助辭なり、○於毛比志の志は、例の其一すぢなるを、重く思はする辭なり、○會已由惠爾は、其故に、と云に同じ、○情奈具也等は、心慰むやとて、といはむが如し、○石瀬野は、和名抄に、越中國新川郡石勢伊波世、とあり、其所の野なり、○馬太伎由吉氏は、十四にも、可奈之伎我古麻波多具等毛、とよめり、多具は、たぐるなり、手綱をたぐるを云、古今集に、あまの繩たぎ、とあるたぎの言も同じ、さて馬多藝と(多を清藝を濁りて)唱べきを、太伎と(太を濁り、伎を清て)唱ふるは、古の一の音便にて、此上に、夜具多知、とあるに同じ、○烏布美立は、六卷に、朝獵爾十六履起夕狩爾十里躑立、十七に、朝獵爾伊保都登里多底、暮獵爾知登里布美多底、とよめり、草木を踏躑て、鳥を令立の意なり、○白塗之小鈴毛由良爾は、十七に、安我大黒爾之良奴里能鈴登里都氣底、とありて、そこに註つ、小鈴毛由良爾は、小鈴も、瓊々になり、毛は語辭なり、(略解に、毛由良は、眞由良なり、毛の詞下へ付べし、と云るは、あたらす)由良は、すべて鈴玉の類の鳴響く音を云、既く委云り、○伊伎騰保流は、神功皇后紀、武内宿禰歌に、阿布瀨能瀨齊多能和多利珥伽豆區苔利梅珥志瀨曳泥麼異根廻倍呂之茂、字鏡に、怕伊支度保留、又、伊多彌宇禮不、又、憎伊支止呂志、などありて、心のむすばほれふさがるをいふ、○宇禮之備奈我良は、喜しく思ふまゝに、といはむが如し、宇禮之備は、宇禮之美と云に同じ、廿卷に、可奈之備、とあり、奈我良は、神在隨、皇子隨、などの在隨に同じく、其が隨に、と云意なり、○枕附は、妻屋は、夜夫婦相寢する處なれば、かくいへり、○都麻屋は、夫婦屋の義にて、今の奥

座敷を云べし、さて越中國府へ、妻君の下居られし事は、次下にも往々見えたと、此ほどは猶京家に留られしなり、されど、國府にも、奥座敷はありしなり、妾婢の類をば、常にめしつかはれしこと、さらなればなり、(本居氏は、此時家持の妻君の、越中へ下り居られたれば、妻の居る屋と云なり、と云れど、次下の潛鷓歌にて見れば、此ほどは、妻君は京家に居れしなり、必妻君の下り居られずとも、妻屋のあるべきことは、上にいへる如くなれば、強に泥むべきにあらず、又こゝに中山巖水考あり、其説に云く、今も鷹を飼には、ことに鳥屋をたて、其鳥屋の中に、ほこを立て飼なれば、いにしへもしかせしなるべし、されば此妻屋は、やがて今の鳥屋にて、鳥座は、すなはち今の矛盾なるべし、といへり、されど、鳥屋を都麻屋といふべき謂もなく、且枕附とさへいひたれば、此説はよりがたきにや、さて妻屋の中に、鳥座を造て養はれたるは、秘藏の故なり、と本居氏のいへるが如し、○鳥座由比は、葛繩して結び合せて、鳥座を造れば、結といふべし、鳥座は、二卷に出たり、○眞白部乃多可は、眞は美稱にて、白節の鷹なり、なほ品物解に委云り、(金葉集に、はしたかのしらふに色やまがふらむとかへる山に霞降なり、禰津松鷗軒記に、しらふのたかとは、白き所なくして、尾白なるをいふなり、袖中抄に、顯昭云、しらふの鷹とは、鷹にはあかふ、くろふ、しらふとて、三の毛のある、そのしらふの中に、よくしらふみたるを、ましらふといふ歟、)

反詞。

矢形尾乃。麻之路能鷹乎。屋戸爾須惠。可伎奈泥見都追。飼久之余志毛。

矢形尾は、屋像尾なり、十七に、矢形尾乃安我大黒爾、とある處に、委註り、○麻之路能鷹は、長

歌によめる眞白部乃鷹に同じく、眞白鷹なり、眞白と云詞は、三卷に、多兒之浦從打出而見者眞白衣不盡能高嶺爾雪波零家留、と見ゆ、○屋戸は、即夫婦屋なり、○可伎奈泥は、可伎は、多く手して物することに、そへいふ語にて、愛みて撫育ふよしなり、○飼久之余之毛は、飼久は飼の伸りたる言にて、飼事の、と云意なり、之は例の、其一すぢなるを重く思はする辭、毛は、歎息辭なり、飼事のさても一すぢに吉や、となり、○歌意、かくれたるところなし

潛鷓歌一首并短歌。

并短歌の三字、舊本にはなし、目錄、官本、拾穂本、并定家卿の萬事等にはあり

荒玉能。年往更。春去者。花耳爾保布。安之比奇能。山下響。墮多藝知。流辟田乃。河瀬爾。年魚兒狹走。島津鳥。鷓養等母奈倍。可我理左之。奈頭左比由氣波。吾妹子我。可多見我氏良等。紅之。八塩爾染而。於己勢多流。服之欄毛。等寶利氏濃禮奴。

花耳爾保布、略解に、耳は開の誤なるべし、といへり、ハナサキニホフとよむべし、次下悲世間無常歌に、春去者花開爾保比、○辟田乃河、越中にあるべし、某郡にあると云こと、未詳ならず、○年魚兒狹走、三卷に、河瀬爾波年魚小狹走、五卷に、加波度爾波阿由故佐婆斯留、などあり、年魚兒は、今小鮎といふ、此なり、集中に和可由(若鮎なり)とよめるも同じ、狹は眞に通ふ詞にてただ走なり、六卷に、年魚走芳野之瀧爾、ともよめり、○島津鳥は、鷓のまくら詞なり、十七に出つ、○鷓養等母奈倍は、鷓養徒を令伴なり、此下長歌にも、麻須良乎々等毛奈倍立而云々、とあり、○可我理左之は、籜指なり、指は、照しと云むが如し、十七に、賣比河波能波夜伎瀨其等爾可我

里佐之夜蘇登毛乃乎波字加波多知家里、和名抄燈火類に、漢書陳勝傳云、夜篝火、師說云、比乎加
加利邇須、今按、漁者以鐵作篝盛火照水者名之、此類乎、竹器類に、説文云、篝、竹器也、和名
加加里、など見えたり、○奈頭左比由氣波、(頭字、舊本には津と作り、今は阿野家本に従つ)は、浪
漬傍往者なり、此言の事、既に委註り、(略解云、越前越中にては、多く川へおりたちて鵜を飼とぞ、
こゝの多摩川なども、川瀬淺ければしかせり、)○吾妹子我は、京家に留れる家の妹が、と云なり、○
可多見我氏良等云々は、妹が形見かたぐくに、贈り資せるよしなり、我氏良は、兼帶る詞なり、○
等寶利氏濃禮奴は、徹而濕ぬるなり、二卷に、敷細乃衣袖者通而沾奴

反歌。
紅 衣爾保波之。辟田河。絶己等奈久。吾等眷牟。

衣爾保波之は、衣の紅色を、川づらに令光艶といふなり、七卷に、黒牛之海紅丹穗經百磯城乃
大宮人四朝入爲良霜、五卷に、麻都良河可波能世比可利阿由都流等多々勢流伊毛河毛能須蘇奴例奴、
○眷字、舊本に看と作るは誤、元曆本、古寫本等に従つ、○歌意、かくれたるところなし、一卷に、
雖見飽奴吉野乃河之常滑乃絶事無復還見牟、とあるによりてよまれしにや
每年爾。鮎之走婆。左伎多河。鷗八頭可頭氣氏。河瀬多頭禰牟。

之は、例の其一すぢなるを、おもく思はする辭なり、○鷗八頭可頭氣氏、十三にも、鶉矣八頭濱
とあり、八頭は、數多きをいふ詞なり、八頭とかけるは、禽獸をかぞふる、から文字なり、十六に、
虎云神乎生取爾八頭取持來、ともかけり、可頭氣氏は、令潛而なり、○歌意、これもかくれなし

季春三月九日。擬出舉之政。一行於舊江村。道上屬目物花之詠。并與中
所作之歌。

擬出舉之政、この擬字は、いと軽く用る例多し、たゞ出舉の政を行はむために、と云意なり、と本
居氏説なり、出舉とは、公の稻を出して、百姓に貸與るを云、雜令に、凡公私以財物出舉者云々、
每六十日取利、不得過、八分之一、雖過、四百八十日、不得過、一倍云々、凡以稻
粟出舉者、任依私契、官不爲理、仍以一年爲斷、(謂春時舉受以秋冬報是爲一年也)
不得過、一倍、其官半倍、主稅式に、凡出舉官稻者、皆據人多少、若可加減者、正稅公解
各須同數、其出舉帳、附大帳使申送官、法曹至要抄に、勝寶年格云、一應禁制出舉、私稻
事云々、私稻貸與百姓、求利、悉皆禁制者、今聞、京畿百姓、出舉穎稻、名云錢財、及於秋時、
償以正稅、如此姦輩巧詐云々、○舊江村は、射水郡にあり、○物花、契沖云、花は華に作るべき
歟、○此數語は、此已下長短合十首の總標なり

過 濫溪 崎。見 巖上 樹 歌 一 首。樹名都
萬麻。

都萬麻は、いかなる木にか、未詳ならず、契沖、此都萬麻といふ木は、北陸、あるひは、田舎にの
みある木なるべし、その故は、松杉柳櫻のごとくならば、見巖上都萬麻、作歌とて、下の註あるべ
からず、巖上樹といひて、下にその名を註せるは、十七に、東風(越俗語、東風謂之安田乃可是
也)と註し、葦附(水松之類)と註をくはへたるたぐひに心得べし、六帖にも、木のたぐひの中に、

つまゝとて、此歌たゞ一首をのせ、そのほかに聞及ばぬは、まれにも、みやこあたりには、なきものこそ侍りけめ、と云り

磯上之。都萬麻乎見者。根乎延而。年深有之。神佐備爾家里。

磯上は、石上なるべし、磯は借て書るなるべし、題に巖上とあればなり、(略解に、イッとは、石を
もいへど、こゝのいそのうへは、磯のあたりをいふ、といへるは、表裏を失へるに似たる歎、)○根
乎延而といへるにて、考れば、松などの如く、巖上に根をからみて、生著たるなるべし、○年深有
之は、年深くあるらしなり、年深とは、年久しきを云、三卷に、昔看之舊堤者年深池之激爾水
草生家里、六卷に、一松幾代何歴流吹風聲之清者年深香聞、○歌意は、巖上の都萬麻の樹を見
れば、年久しくふりたりとしるく、根深く蔓からみて、神々しくふるめきたり、となり、(現存六帖
に、神さぶる磯の都萬麻の根を延て深くや人を下にしのばむ、磯の上は心してゆけ眞砂路や根ばふ
都萬麻に駒ぞつまづく、たつのるるいそべの都萬麻世々かけていづれか久に年の経ぬらむ、などあ
るは、皆今の歌によりよめるものなり

悲世間無常歌一首并短歌。

天地之。遠始欲。俗中波。常無毛能等。語讀。奈我良倍伎多禮。天原。振左氣見婆。
照月毛。盈具之家里。安之比奇能。山之木末毛。春去婆。花開爾保比。秋都氣婆。露霜
負而。風交。毛美知落家利。宇都勢美母。如是能未奈良之。紅能。伊呂母宇都呂比。
双婆多麻能。黒髮變。朝之咲。暮加波良比。吹風能。見要奴我其登久。逝水能。登麻

良奴其等久。常毛奈久。宇都呂布見者。爾波多豆美。流滯。等騰米可爾都母。

遠始欲は、自遠始なり、○奈我良倍伎多禮は、流來者なり、流は、傳と云が如し、奈我良
倍は、奈我禮の伸りたるにて、(良倍の切禮)流を緩に云るなり、八卷に、沫雪香薄太禮爾零登見左右
二流倍散波何物花其毛、これ流を奈我良倍といへる例なり、さて十八に、伎欲吉彼名乎、伊爾之敵
欲伊麻乃乎追通爾奈我佐敵流、とあるは、流有の伸りたるにて、言用格、今とは自他の差別あれど、
(ツタフと云と、ツタハルと云との差の如し、)傳ることを、流といへる意は同じ、抑奈我留と云は、
長く經行ことをいふ言にて、時代の經行にも、雨雪などの、天より降るにも云て、縦にも横にもいふ
ことなり、(水に云も、經行物の中の一にていへるなり、しかるを奈我留とは、たゞ水にのみつきて
いふことごとく、得、時代の經行、)といひ、雨雪などの天より降を、奈我留と云は、水の流るゝ
にたとへて、いへることなりとおもふは、横にのみいふことを知て、縦にいふことをしらぬ、甚後
世の意にぞありける、さて略解に、此所を、ながらへきたれば、しか習ひ來れる、といふ意なり、と
云るは、いみじきひがことなり、)さて者をいはずるは、古語の常なり、上に委云り、○照月毛盈具
之家里、三卷、七卷にもかくよめり、○毛美知落家利は、變紅て散けり、と云なり、知は用言なり、
○宇都勢美母は、現身もと云が如し、○紅能伊呂母宇都呂比は、紅顔も變易と云なり、○朝之咲
云々、哀樂の朝暮にかはるを云、加波良比は、加波里の伸りたる言にて、緩に云るなり、○吹風能
云々、この四句は、十五挽歌にも、由久美都能可敵良奴其等久、布久可是能美延奴我其登久、安刀毛
奈吉與能比登爾之且云々、とよめり、○爾波多豆美云々、二卷に、御立爲之島乎見時庭多泉流涙

止會金鶴、○等騰米可禰都母は、嗚呼留めむと欲へども、留むることを得せぬ哉、と云なり、等騰米は、令留なり、留まらせ、と云が如し、さて五卷に、等伎波奈周迦久斯母何母等意母閑騰母余能許等奈禮婆等登尾可禰都母、とあるに依ば、此も米は未字の誤寫にて、等騰未とありしにや、と思ふ人もあるべきなれど、彼は自留を等騰尾といひ、此は令留を等騰米といへるなり、令進を須々米と云、自進むを、須々美と云との差異あることなり

反歌

言等波奴。木尙春開。秋都氣婆。毛美知遲良久波。常乎奈美許會。

言等波奴は、物言ぬといふに同じ、四卷に、事不問木尙味狹藍諸茅等之練乃村戸二所詐來、五卷に、許等々波奴樹爾波安里等母宇流波之吉伎美我手奈禮能許等爾之安流倍志、○婆字、舊本には波と作り、今は類聚抄、古寫小本等に從つ、○毛美知遲良久波は、變紅て散事者の意なり、この毛美知も、用言に唱ふべし、變紅てといふ意なり、遲良久波は、知留波の伸りたる言にて、散事は、と云意なり、(良久の切留、)遲の濁音字を用たるは、正しからず、清て唱べし、○歌意は、言も情もなき草木なれば、常住不變にして、久しかるべきに、其さへさはなくて、春に花さきて榮昌え、秋は變紅て落枯は、無常理を通れぬゑにこそかくはあれ、となり、六卷に、如此爲乍遊飲與草木尙春者生管秋者落去、九卷に、山代久世乃鷺坂自神代春者張乍秋者散來、○舊本註に、一云常無牟等會

宇都世美能。常無見者。世間爾。情都氣受氏。念日曾於保伎。

末句は、契沖が、心つけて思はぬ日ぞ多きといふ意なり、といへるが如し、(略解に、心つけずは、

いはゆる執着せぬなり、おもふは、世間のありさまを觀念するなり、といへるは、例のいみじきひがことなり、○歌意は、世間の常無きありさまを、つらく思ひ見れば、誠に一日も心ゆるして、いたづらに過すべきにあらぬを、今まで此無常理に、心を附て思はざりし日ぞ多かりけると、今更驚きたるさまなり、○舊本に、一云嘆日曾於保吉、此は今道心をつけずして、いたづらに過せしが、世間の無常を見て、今更歎く日ぞ多き、といふにや

豫作七夕歌一首

妹之袖。和禮枕可牟。河湍爾。霧多知和多禮。左欲布氣奴刀爾。

和禮枕可牟(可字、官本、或校本等に世と作たるは、マクラセムとよみたる點によりて、字を改めたるものにて、古言をしらぬ人のしわざなるべし、)すべて枕に爲ることを、枕可牟とも、枕伎とも、枕久とも、枕氣流とも、活かしていふこと、古言の常なり、藉に爲ることを、藉伎とも、藉久とも、さまざまに活していふと、全同例なり、五卷に、伊可爾安良武日能等伎爾可母許惠之良武比等能比射乃倍和我麻久良可武、○左欲布氣奴刀爾は、左は、例の眞に通ふ辭にて、夜の不更内にはむが如し、十卷に、吾瀬子乎莫越山能喚子鳥君喚變瀨夜之不深刀爾、十五に、和我屋度能麻都能葉見都々安禮麻多無波夜可反里麻世古非之奈奴刀爾、など猶あり、みな同じ意なり、既に委註り、○歌意は、天の川原に霧立わたれ、さらばその霧のまぎれに、人目隠びて、川をわたりゆきて、夜の更ぬ内に、妹が袖を枕にして、相寐せましを、となり

慕振二勇士之名一歌一首并短歌

慕振勇士之名とは、家持卿大伴氏なれば、武勇を勵む志の歌ども、集中にかたぐ見えたり、
知智乃實乃。父能美許等。波播蘇葉乃。母能美己等。於保呂可爾。情盡而。念良牟。
其子奈禮夜母。大夫夜。無奈之久可在。梓弓。須惠布理於許之。投矢毛知。千尋射和
多之。釵刀。許思爾等里波伎。安之比奇能。八峯布美越。左之麻久流。情不障。後代
乃。可多利都具倍久。名乎多都倍志母。

智智乃實乃（實字、舊本に實と作るは誤なり、今は元曆本、古寫本、拾穂本等に從つ）は、父と疊
ねつゞけむための枕詞なり、契沖云、知智の實は、木實なり、葉は楊梅の如くして、實に胡黏木の
子の如し、伊豆國走湯の山、及伊豆の大島などにおほし、と仙覺云り、○波播蘇葉乃は、母と疊ね
つゞけむための枕詞なり、梓の木の葉なり、已上二種の木の事、品物解に出、○於保呂可爾は、大
凡にといはむが如し、八卷藤原廣嗣歌にもよめり、於呂可といふも同じ、○其子奈禮夜母は、上の
於保呂可爾云々、を應たり、父母の大凡に思給ふらむ、其子にてあれやは、大凡に思ひて、そだて
られしにあらず、深く心を盡し賜ひし吾身なれば、さても空しく年月を過すべきにあらぬを、と云
意につゞきたり、夜は、夜波の夜なり、母は歎息辭なり、○大夫夜云々、六卷憶良歌に、士也母空
應有萬代爾語續可名者不立之而、とあるによれり、即下に、右二首追和山上憶良臣作歌、とい
へる是なり、さて、丈夫夜の夜は、可在の下へうつして心得べし、丈夫の空しくて可在やはの意な
ればなり、○梓弓云々、三卷に大夫之弓上振起射都流矢乎云々、十三に、梓弓弓腹振起云々、
神代紀上に、振起弓繡、○投矢毛知、十三に、葦邊經鷹之翅乎見別公之佩具之投箭之所思、と

ある處に、委註り、神代紀に、於是取矢還投下之、毛知は持なり、○千尋射和多之は、遠く射度
す形容をいへるなり、○釵刀云々、欽明天皇紀に、紀男麻呂曰、況復平安之世、刀劍不離於身、蓋
君子之武備不可以已、とあり、○左之麻久流は、差任るなり、差任るは、官より令むる方につき
ていへる詞なるべし、○情不障は、コ、ロサヤラズと訓べし、情と云も上に付て、差
任る官の情と云なるべし、不障と云は、自の不障なり、官より令むる情を障らすいそし
まむは、忠臣勇士の意なり、サヤラズは、五卷に、伊奈奈等思騰許良爾佐夜利奴、古事記神武天
皇大御歌に、志藝波佐夜良受伊須久波斯久治良佐夜流云々、○後代乃云々、さても後の代の人の
語繼べく、功、名を立べきものぞ、となり、かの憶良歌に、語繼可名者不立之而といへるに、和へたり

反歌。

カヘシウダ
大夫者。名乎之立倍之。後代爾。聞繼人毛。可多里都具我禰。

名乎之の之は、例の其一すぢなることを、おもく思はする助辭なり、○可多里都具我禰は、語繼之
根、にて、語繼がために、といはむが如し、我根は、十卷に、平城在人來管見之根、とかける、こ
れ正字にて、既く委註り、(我爾と云詞とは似て、もとより甚異なり、混ふべからず、)三卷に、後將見
人者語繼金、○歌意、かくれたるところなし

右二首。追和 山上憶良臣作歌。

詠二 霍公鳥并時 花二 詞一首并短歌。

毎時爾。伊夜目都良之久。八千種爾。草木花左伎。喧鳥乃。音毛更布。耳爾聞。眼爾視其等爾。宇知歎。之奈要宇良夫禮。之努比都追。有爭波之爾。許能久禮能。四月之立者。欲其母理爾。鳴霍公鳥。從古昔。可多理都藝都流。鷺之。宇都之眞子可母。菖蒲。花橘乎。媿孀良我。珠貫麻泥爾。赤根刺。晝波之賣良爾。安之比奇乃。八丘飛超。夜干玉之。夜者須我良爾。曉。月爾向而。往還。喧等余牟禮杼。何如將飽足。

毎時爾云々、四時氣候のうつりかはるさまを云り、○喧鳥乃音毛更布は、花のみにあらず、鳥の音もといふ意に、毛といへるなり、更は、春は鷺、夏は霍公鳥の類なり、更布は、更の伸りたるなり、○宇知歎、宇知は、例のそへいふ詞にて、歎息なり、○之奈要宇良夫禮は、二卷に、夏草之念之奈要而志奴布良武妹之門將見云々、十卷に、於君戀之奈要浦觸吾居者秋風吹而月斜鳥、などあり、既に註り、○有爭波之爾とは、契沖、上の花鳥のさまぐの色の音のおもしろさの、いづれとわきがたくて、あらずふあひだになり、と云り、二卷に、去鳥乃相競端爾、とあり、波之は間なり、略解に、有争は、相争の誤ならむか、二卷に、相競、十卷に、相争などあるをおもふべし、と云り、本居氏は、争は來の誤にて、アリクルハシニなるべし、といへり、さもあるべき歎、猶考べし、○許能久禮能（下の能字、舊本に罷と作るは、字書に罷已也とあれば、闇の借字に用たりと思ひて、後人のみだりに四を加へて、罷となせるものなるべし、木之晩闇といふこと、後世の歌にこそあれ、此集などにはあることなし、かれ今は、阿野家本、古寫本、拾穂本等に、能とあるによりつゝ）は、木之晩之なり、木晩の繁き四月とつゞくなり、卯花之四月と云も、卯花の開く四月と云意なるに、相

例すべし、鷺之春とつゞくも、又鷺の鳴く春の意にて、かくさまにつゞきたること、古歌に往々あり、○欲其母埋爾は、夜隠になり、○鷺之宇都之眞子可母とは、宇都之は現なり、集中に、現心とよめる現に同じ、俗に正眞と云意なり、眞子は、眞は美稱にて、たゞ子と云ことを、美ていへるなり、されば、さてもまことに正眞の子にてあればか、といふ意なり、さてこゝにかくいへる意は、四月の初より、五月の中頃まで、日は終日夜は終夜開とも飽足ぬは、けにも古昔より人のいひ傳へたるごとく、霍公鳥は鷺の正眞の子にてあればこそ、その親の聲のならひに、かくあくよなく、うるはしくめでたくはあるらめ、と云るなり、前後の詞を照し見て、熟味ふべし、さて霍公鳥を、鷺の子と云ことは、九卷にも、鷺之生卵乃中爾霍公鳥獨所生而、已父爾似而者不鳴、已母爾似而者不鳴云云、と見えて、彼處に委註たりき、（江談抄に、藍縷鳥者、鷺子也、昔人宅之樹蔭に、造巢生子、漸生長之比、近臨見之、自鷺頗大鳥、羽毛漸具には、既其羽、即奇思之間ホト、ギスト鳴去云々）○赤根刺は、まくら詞なり、既に出つ、○晝波之賣良爾は、終日の意なり、十七にもよめり、十三には、之彌良とよめり、同言なり、○月爾向而、此下にも、霍公鳥歌に、暮去者向月而云々鳴等余米、とよめり

反歌二首

毎時。彌米頭良之久。咲花乎。折毛不折毛。見良久之余志母。折毛不折毛は、此下山振花を詠る歌にも、引攀而折毛不折毛毎見情奈疑牟等云々、とあり、○見良久之余志母は、見事のさても一すぢに善やの意なり、見良久は、見の伸りたる言、之は、例の其一す

ぢなるを、おもく思はする辭、母は歎息辭なり、○歌意、かくれたるところなし、長歌には、花鳥を一によみなし、反歌には、鳥と花とを、一首別によみわけたり

毎年爾。來喧毛能由惠。霍公鳥。聞婆之努波久。不相日乎於保美。毎年謂之等乃之波。

本二句は、毎年鳴ものなるをの意なり、○之努波久は、之努布の伸たるにて、愛賞るゝ事よ、と云意なり、○不相日乎於保見は、聞ぬ日が多さにの意なり、○歌意、これもかくれなし、○毎年云云の註、活字本、元曆本等にはなし、かくて元曆本には、トシゴトニと點ぜり、これはよろしからず

右二十日。雖未及時。依興豫作也。

爲家婦贈在在京尊母所誄作歌一首并短歌。

家婦は、家持卿の妻、坂上大嬢なり、此ほどは、家持卿妻の、任國へ下り居れしなるべし、但し上の潛鷗歌にて見れば、其ほどはなほ京に留り居れしが、後に下られけるにやあらむ、○尊母は、坂上郎女にて、即家持卿の叔母にて、又外姑なり、○誄は、誄なるべし

霍公鳥。來喧五月爾。笑爾保布。花橘乃。香細吉。於夜能御言。朝暮爾。不聞日麻

禰久。安麻射可流。夷爾之居者。安之比奇乃。山乃多乎里爾。立雲乎。余曾能未見都追。

嘆蘇良。夜須家久奈久爾。念蘇良。苦伎毛能乎。奈吳乃海部之。潜取云。眞珠乃。見

我保之御面。多太向。將見時麻泥波。松柏乃。佐賀延伊麻佐禰。尊安我吉美。御面謂之美於毛和

笑、字、舊本に笑と作るは誤なり、古寫小本に従つ、○花橘乃と云までは、香細吉といはむたの序なり、○香細吉、細字、舊本になきは、脱たること著ければ、今補つ、十卷に、香細寸花橘乎、八に、香具播之美、三卷に、名細寸ともあり、さて上の花橘乃と云よりは、馨き意にいひつゞけ、うけたるうへにては、香は、香青、香縁、香易き、香弱きなど云香と同じく、そへことばにて、細は細女などの例にて、美稱へていへる言なるべし、十八に、香具波之君、廿卷に、可具波志伎都久波能夜麻、などよめるも、今と同じく、たゞ細しき意なり、但し此頃はや、轉りて、香の美きをいふより、すぐれてよきを美て云るにもあるべし、(香細吉の細字、舊本脱たるに就て、香吉は、明德惟馨といへるごとく、鼻に入ること云のみにあらず、親の言をほめて橘の香の好になそらへたるよしに、契沖がいへるは、いまだしき説なり、○於夜能御言は、此にかける如く、親の御言なり、命と云にはあらず、四卷に、梓弓爪引夜音之遠音爾毛君之御事乎聞之好毛、とあるも、事は借字にて、此と同じく御言なり、○朝暮爾は、アサヨヒニといふぞ、古言のさだまりなる、(アサユフと云は、後世なり、○不聞日麻禰久は、親の御言を不聞日の數多く、と云なり、麻禰久は、上に往々見えたりに、契沖が、麻禰久は間無なり、禰と奈と通へり、さて不聞日麻禰久は、不聞間なくなり、といへるは非なり、遠境に、放り居る故に、不聞日の數多きよしにこそあれ、不聞間なくとは、毎日聞ことになりて、うらうへの意になるをや、○山乃多乎里爾、山の折たわめるを、手折と云り、八卷に、春山之開乃手烏里爾春榮採云々、とあるも、崎の手折なり、俗に、かひたをりといふ、これなりと云り、○余曾能未見都追は、外に耳見乍なり、京の方にある山の手折に立雲を、たゞ外目にばかり見やりつゝ、戀しく思ふよしなり、○夜須家久奈久爾は、十七にも出たり、○奈吳乃海部之已下

三句は、見之欲といはむ料の序なり、白玉の見まく欲きとつゞきたり、白玉のいつも見まほしく愛らるゝ、御美貌のよしなり、人を贊て玉に比へたること、古より多し、古事記玉依比賣歌に、阿加陀麻波袁佐閉比迦禮杼斯良多麻能岐美何余會比斯多布斗久阿理祗理、書紀武烈天皇卷、太子御歌に、舉騰我瀾爾根謂屢箇皚比謎拖摩儺羅我我褒屢拖摩能阿波寐之羅陀魔、後紀、桓武天皇の、百濟王明信に代りて製たまへる御歌に、記美己蘇波和主黎多魯羅米爾記多麻乃多和也米和禮波都禰乃詩羅多麻、とあり、源氏物語桐壺に、世になく、きよらなる玉の男子御子さへうまれたまひぬ、紅葉賀に、后腹の御子、玉の光かゞやきて、たぐひなき御おぼえにさへ物し給へば、うつぼ物語俊蔭に、玉の光かゞやくをのこを生つ、藏開に、わが國に見えたまはぬすがたかほおはする、玉のをのこの見えたまへるは、などあり、集中には、はやく五卷に、白玉乙吾子古日者、九卷に、白玉之人乃其名矣、ともよめり、へから國にも、毛詩に、有レ女如玉などいへること多し、○見我保之御面とは、見我保之は、見之欲にて、見ま欲と云に同じ意なり、御面は、九卷に、望月之滿有面輪二、とよめり、此下にも、桃花紅、色爾爾保比多流面輪能字知爾、とあり、○松柏乃(柏字、拾穂本には相と作り)は、榮といはむためなり、柏は品物解に委註り、かくて松柏と熟云ことは、もとより上古より、皇朝にていへることにはあらず、(神代紀、八岐大蛇をいへるところに、松栢生ニ於背上、とあるも、もとより漢文なれば、論ふまでもなし、古事記に、其身生蘿及檜楡、とあるは、古文なり、)此は漢籍論語に、歲寒然後知ニ松栢之後、凋、とあるよりはじめて、かしの書には、かたぐいに見えたれば、今も漢文に本づきていへるなるべし、○尊安我吉美、六卷に、市原王宴禱ニ父安貴王ニ歌に、春草者後波落易巖成常磐爾座貴吾君、とあるも、親君をのたまへるにて、今と同じ

反歌一首。

白玉之。見我保之君乎。不見久爾。夷爾之乎禮婆。伊家流等毛奈之。

君は、母君なり、○伊家流等毛奈之は、生りとも無、といふとは異なり、等は、利心の利にて生る利もなしの意なり、と本居氏云り、既く委いへり、もし生りとも無と云にて、等は常の語辭の等ならむには、流字は、利か理かを、寫し誤れたるものとすべし、しかする時は必イケリトモといふ格にて、イケルトモとは、いふまじき語なればなり、○歌意、かくれたるところなし

二十四日。應ニ立夏四月節一也。因レ此 二十三日之暮。忽 思ニ霍公鳥 曉
喧聲ニ作歌二首。

應は、五卷吉田連宜の書牘に、孟秋膺節とあるに従は、こゝも膺字を誤れるにもあるべき歟、十八に見えたるも同じ、○十七に、霍公鳥者、立夏之日來鳴必定、十八に、乎里安加之許余比波能麻牟保登等藝須安氣牟安之多波奈伎和多良牟會、その左註に、二日應ニ立夏節、故謂ニ之明且將喧ニ也
常人毛。起都追聞會。霍公鳥。此曉爾。來喧始音。

常人毛は、此は俗に總分の人も、と云ことなり、十八に、都禰比等能故布登伊敷欲利波、又、都禰比登能伊布奈宜吉思毛、などあり、みな同じ事なり、(庸人と云にはあらず、)○此曉は、二十四日の曉なり、○來喧始音は、題詞によるに、キナケハツコエと訓べし、キナクとよみ來れるは誤なり、と中山嚴水云り、○歌意、かくれたるところなし、此下に、月立之日欲里乎伎都追敲自努比麻低騰

伎奈可奴霍公鳥可母、契沖河社云、つゝみの大宮にもなきこえけるに、四月に郭公の聲を、ふたりながらきゝたりけるほどに、おろかになりたまひにければきこえけり、初聲をふしてやきゝしほとゝぎすきくにたがはぬこゝちこそすれ、萬葉第十九云、常人毛云々、これもふしてきけばあしとて、おきて侍るなるべし

霍公鳥。來鳴響者。草等良牟。花橋乎。屋戸爾波不殖而。

草等良牟、すべて草取とは、鳥の足して、木草の枝など、執り持て集ることを云なり、と本居氏説詳なり、なほ十卷に、月夜吉鳴霍公鳥欲見吾草取有見人毛欲得、とある歌に、委註り、(草とると云を、草を取除る意として、橋を植たらば、そのしげみにかくれて、見ゆまじければ、橋をばうゑじ、草を取りすてゝ、さはやかにして、ほとゝぎすの、鳴て飛わたるを見むと謂意なりとする説は、非なり)○歌意は、霍公鳥の來鳴む時に、集て鳴べき料に、花橋を、屋外に殖つべきものにてありしを、殖すして今更悔しき、となり、尾句は、いひさして言をのこしたるなり、十卷に、橋之林乎殖霍公鳥、常爾冬及住度金、これにても、霍公鳥の集て鳴べき料に、橋を殖べかりしを、といふ意なるを知べし

贈京丹比家歌一首。

丹比家は、此下に、多治比真人土作、鷹主などいふ人見えたり、其等の人の家ならむ
妹乎不見。越國敵爾。經年婆。吾情度乃。奈具流日毛無。

妹は、丹比氏にて、一類の女なるべし、○情度は、多く心神とかきたるに同じ、○奈具流は、和

平にて、心の慰む意なり、○歌意は、丹比氏の妹を相見ずして、戀しくのみ思ひつゝ、越國に年を経れば、吾心神の和平る日とは、一日もなし、となり

追和筑紫太宰之時春苑梅一調一首。

太宰之時とは、五卷に見えて、(三十三首梅歌并序又追和歌あり)旅人卿帥たりし時、梅花の集宴ありしを云、家持卿は、其男なれば、殊にゆかしくて、慕はれたりと見えて、はやく十七にも見えたり、○春苑梅、苑字、舊本に花と作るは誤なるべし、今改つ、一説に、十七初に、追和太宰之時梅花新歌六首、と題して共に家持卿の作なれば、こゝも春梅花とありしを、轉倒したるなるべしといへり

春裏之。樂終者。梅花。手折乎伎都追。遊爾可有。

樂終者は、タヌシキヲヘバとよみて、樂しきことを、極め盡さむとならば、と云意なり、(タノシミヲヘバとよめるは非なり、又契沖が、タノシキハテハとよみ改めしも、なほ非なり)終は、祝詞に、稱辭奉、とある竟に同じく、極め盡すをいふ言なり、既く五卷に委註り、○手折乎伎都追は、(契沖が、手折置乍にて、目前に折て置つゝなり、於伎とか、ずして、乎伎とかけるは、乎と於と、音の通へるが故なりといへるは、いまだしき説なり)本居氏、乎伎は、毛致の誤にて、タノシモチツ、ならむ、といへり、一説には、乎は手の誤にて、手折而來つゝなるべし、と云り、○歌意、かくれたるところなし、五卷梅花集宴歌に、武都紀多知波流能吉多良婆可久斯許會鳥梅乎乎利都多努之岐乎倍米、又鳥梅能波奈乎利加射世留母呂比得波家布能阿比太波多努斯久阿流倍斯、これらに和へたるなり

右一首。二十七日。依興作之。

詠二霍公鳥歌二首。

霍公鳥。今來喧會無。菖蒲。可都良久麻泥爾。加流流日安良米也。簡辭闕之。

會無は、始なり○可都良久麻泥爾は、纏に爲る日までに、の意なり、纏に爲るを、纏久と云は、枕にするを、枕久と云と同じ例なり、○加流流日安良米也は、離日將有哉にて、不鳴日はあらし、の意なり、○歌意、これもかくれなし、○毛能波云々、此三箇の辭を除てよまむとて、ことさらにまうけよまれたるがゆゑに、かく註されたり、古今集に、同じもじなき歌などいふ類なり

我門從。喧過度。霍公鳥。伊夜奈都可之。久。雖聞飽不足。六箇辭闕之。

歌意、これもかくれなし、廿卷に、保等登藝須麻豆奈久安佐氣伊可爾世婆、和我加度須疑自可多利都具麻塗、○毛能波云々、此はまた右の三箇辭の上に、氏爾乎の三箇辭を加へて、除てよまれたるなり、此六辭、まことに專要とある語にて、これを除ては、甚よみがたき故に、ことさらに註されたること、上の如し

四月三日。贈二越前判官大伴宿禰池主。霍公鳥歌。不勝感舊之意。

述懷一首并短歌。

判官は、掾なり、通して判官とかくこと、前にいへるが如し
和我勢故等。手携而。曉來者。出立向。暮去者。振放見都追。念暢。見奈疑之山爾。

八峯爾波。霞多奈婢伎。谿敵爾波。海石榴花咲。宇良悲。春之過者。霍公鳥。伊也之伎喧奴。獨耳。聞婆不恰毛。君與吾。隔而戀流。利波山。飛超去而。明立者。松之佐枝爾。暮去者。向月而。菖蒲。玉貫麻泥爾。鳴等余米。安寢不令宿。君乎奈夜麻勢。

和我勢故は、池主を指り、○念暢、(暢字、舊本に鴨と作るは誤なり、今は元曆本に従つ)此上に思延字禮之備奈我良、とあるに同じ、古今集長歌に、いかにして思ふ心をのばへまし、○見奈疑之山爾云々、見奈疑之は、見て慰みしといはむが如し、此下に、毎見情奈疑卒等、ともよめり、さて今は、池主越前掾にて、家持卿と隔り居るれば、もと家持卿と共に、越中に居れしほど、相共に見て慰みし其山に云々、といへるなり、○宇良悲は、心愛憐にて、春の心おもしろきをいへり、(この宇良悲は、契沖が、二卷に、日並皇子尊の舍人が歌に、朝日てる島のみかどに鬱悞人音もせねばまうらかなしも、とよめるとは、たがひて、心おもしろき春の過れば、とつとくなりといへる、さることなり、)○伊夜之伎喧奴、此下に、鳴鷄者彌及鳴杼、とあり、いよく重りにつときて鳴ど、といふなり、五卷に、久毛爾得夫久須利波牟用波美夜古彌婆伊夜之吉阿何微麻多越知奴倍之、とある、伊夜之吉も、彌及にて、吾身彌及又變若ぬべし、と云意なることを、今の歌どもにも考合せてさるべし、(この歌を、賤吾身と云意ときては、賤と云こと、何の爲にいへりともきとりがたし、此ははやく彼歌につきて、委註ることなれど、思ひ出るまゝに、さらにこゝにもしるしつるなり、)○聞婆不恰毛は、聞ばいよく君が戀しく思はれて、さてもさぶくしく苦しや、となり、不恰は、樂の反對なれば、集中に、不恰、不樂と、多くかけり、○利波山、十七、十八にも出たり、○明立

者、暮去者は、アケタ、バ、ユフサラバとよむべし、いづれも未來をかけていふ辭なればなり、(舊訓は、あやまれり、よるべからず)○安寝不令宿は、ヤスイシナサズとよむべし、(舊訓に、ヤスイシナサデとあるは、いさゝかわろし、すべて不見不聞などを、ミデ、キカデなどいふは、後世のことなり、古言にあることなし、契沖、舊を改めて、ヤスイネシメデとよめるも、なほ非なり、さて代匠記にいへることども、みなたがへり)ヤスイは、安く寐ること、シは、例の其一すぢなるを、重く思はする助辭、ナサズは、不令寐にて、安く寐しめず、一すぢにしけく鳴といふ意なり、既委註り、五卷に、夜周伊斯奈佐農、とあり、○君乎奈夜麻勢は、池主君を令惱よ、と云なり、獨耳霍公鳥を聞ば、いよく君を戀しく思ひつゝ、心ほそきに堪ずて、夜も快寐しがたければ、池主君の住方へも飛往て、心を悩ましめて、安く寐しむることなかれと、霍公鳥に令せて、池主を惡むごとくに云なして、實は深情をあらはすなり

反歌。

吾耳。聞婆不恰毛。霍公鳥。丹生之山邊爾。伊去鳴爾毛。

吾耳は、アレノミシとよむべし、(ヒトリノミとよめるは、あまりしきことなり)○丹生之山、和名抄に、越前國丹生郡丹生郷あり、國掾の館近き山なるべし、○伊去鳴爾毛は、(略解に、爾は南の誤にて、ナカナモなるべし、といへれど、南の假字もいかゞなるうへ、鳴かしと希ふことを、鳴奈牟とはいふべけれど、鳴奈毛といはむこと穩ならぬことなるをや)爾は、もと夜字なりけむを、草書より混ひ誤れるなるべし、イユキナケヤモと訓べし、すべて鳴夜毛、行夜毛、逢夜毛、などやうにいふは、鳴かし、行かし、逢かしと望ふ意に用ふ、古言の例なればなり、○歌意は、たゞ吾ひとりのみ聞ば、一すぢに心ほそく、なやましきによりて、ほとゝぎすよ、丹生の山に往て、池主の館近く鳴かし、となり

霍公鳥。夜喧乎爲管。我世兒乎。安宿勿令寢。由米情在。

夜喧乎爲管、二卷に、佐太乃岡邊爾鳴鳥之夜鳴變布、十二に、小兒之夜哭乎爲乍、などあり、○我世兒、これも池主をさすこと、長歌に同じ、○安宿勿令寢は、ヤスイナナセソと訓べし、安寝を勿令寢そ、といふにて、畢竟は、勿令ニ安寝の意なり、(舊訓は、論ふにたらず、契沖が、ヤスイナネセソとか、ヤスイシナサナとか、よむべしといへるも、いさゝかわろし)○由米情在は、勤よ、心在、と云なり、○歌意、かくれたるところなし

不飽感ニ霍公鳥之情述懷作歌一首并短歌。

春過而云々、一卷持統天皇御製歌に、春過而夏來良之、とよませ給へるによりて、よまれたるなるべし、○夏來向者、一卷に、日雙斯皇子命乃馬副而、御獵立師斯時者來向、○昌蒲、昌、官本、拾穂本、古寫小本等に、菖と作たれど、和名抄にも、養性要集云、昌蒲一名薺蒲、和名阿夜女久佐、とあるからは、論なし、舊本に従べし、(はやく契沖も、祕密の儀軌經の中にも、昌字、艸に不レ从して

かけること多し、といへり、略解に、昌は菖の誤歟といへるは、をさなし、○可頭良久麻而爾、(良下、舊本に沼字あるは、古語しらぬ後世人の、みだりに加へしなり、阿野家本、中院家本、并官本、古寫本、拾穂本等に、此字無ぞよき、而字、元曆本に泥と作るは、もとより論なけれども、而をデの假字とせる例、往々にありて、八卷に、伊而座自常屋、とある所に、詳にいひおきたるが如し、故此は、なほ舊本のまゝにてあるなり、)續に爲るまでに、といふ意なり、○尙之奴波由は、俗に、それでも賞翫せられると云意なり、すべて尙の言にシをそへて、奈保之と云ときは、尙の言重くなると知べし、俗にそれでもと云意にあたり、十二に、拒措越爾麥咋駒乃雖罵猶戀久思不勝烏、廿卷に、美都煩奈須可禮流身會等波之禮々杼母奈保之禰我比都知等世能伊乃知乎、などある、奈保之の言に考へ合せて、その意をささるべし、之奴波由は、愛賞まるゝと云意にて、俗に賞翫せられる、と云にあたり

反歌三首。

左夜深而。曉月爾。影所見而。喧霍公鳥。聞者夏借。

曉月は、在明月なり、○歌意、かくれたるところなし、十八に、保等登藝須評欲奈枳和多禮登毛之備乎都久欲爾奈蘇倍會能可氣母見牟

霍公鳥。雖聞不足。網取爾。獲而奈都氣奈。可禮受鳴金。

網取とは、網を張て獲を云、○獲而奈都氣奈は、獲而將懷の意にて、下の奈は、ことを強いふと

禮受鳴金は、不離鳴之根なり、不絶鳴がために、と云むが如し、○歌意、かくれなし、十七に、保

登等藝須夜音奈都可思安美指者花者須具等毛可禮受加奈可牟

霍公鳥。飼通良婆。今年經而。來向夏波。麻豆將喧乎。

從三京師贈來歌一首。

これは京師に留れる、家持卿の妹が、あによめの坂上大嬢が、夫君をしたひて、越中へ下り居るを戀て、よみて贈來せるなり、さて此下に至りて、今の歌の返歌二首ありて、その左註に、爲贈留女之

女郎、所詠家婦一作也、女郎者即大伴家持之妹、とあり

山吹乃。花執持而。都禮毛奈久。可禮爾之妹乎。之奴比都流可毛。

都禮毛奈久とは、情おくれで、いとほしむべきことをも、よく堪しのびて、さりけなくするを云ことばなり、俗に氣づよくと云が如し、四卷に、都禮毛無將有人乎獨念爾吾念者感毛安流香、十三に、洑浪來依濱丹津烈裳無偃有公賀家道不知裳、などあり、都禮無ともよめり、同じことばなり、(契沖、つれなく、つれもなく、など云、つれは、頼なるべし、頼は顔のそばなれば、やがてかほなり、情なきことをも、よく堪て、さりげなきは、面目もなきことといふ意にて、いふなるべし、といへり、なほ考べし、)契沖、我を京にとどめおきて、ひとり下れるを、うらむるやうにいひて、したふなり、といへるが如し、○可禮爾之妹は、離にし妹にて、即あによめ坂上大嬢をさせり、姉妹

長たる幼きをいはず、女どち互に妹と云しことあり、男どち互に兄と云しが如し、仁賢天皇紀に、古者不_レ言_ニ兄弟長幼_一、女以_レ男稱_レ兄、男以_レ女稱_レ妹、故云_ニ於母亦兄於吾亦兄_一耳、とあるには、かざるべからず、○歌意は、山吹の花とりもちて、興するにつけても、われをつれなく、京にとどめおきて、越中へ下り給ひしそなたのみを、戀しく思ひつる哉、となり

右四月五日。從_ニ留_レ女之女郎_一所送也。

留女は、留郷か、留京かの誤なるべし、と略解にいへは、さるることなり、下に出たるも同じ、○郎字、舊本に良と作るは誤にや、今は古寫本、拾穂本等に從つ

詠_ニ山振花_一歌一首并短歌。

花字、定家卿萬事にはなし

宇都世美波。戀乎繁美登。春麻氣氏。念_ニ繁波_一。引攀而。折毛不折毛。每見。情奈疑牟等。繁山之。谿徹爾生流。山振乎。屋戸爾引植而。朝露爾。仁保徹流花乎。每見。念者不止。戀志繁母。

○念繁波は、現身者といふが如し、○戀乎繁美登は、戀が繁き故に、の意なり、登は、助辭なり、折ても翫、折すても賞つ、心をなくさまむとて、と云意なり、○折毛不折毛云々は、山吹を不折毛見良久之余志毛、○繁山、七巻にも、青山葉茂山邊、ともよめり、拾遺集雜戀に、よの中はいかゞはせまし繁山の青葉の杉のしるしだになし、古今集にも、つくは山はやま繁山、ともよめり、

○谿徹爾生流、重之集に、音もせて谷がくれなる山吹はたゞくちなしの色にぞありける、○引植而、十八に、夏能能之佐山利比伎宇惠天云々、○每見云々、情をなくさまむとて植たるを、每見思の止ことはなくして、さても中々に、戀しく思ふ心のしげさのみ、一すぢに増ることよ、となり

反詠。

詠字、官本に詞と作、拾穂本には歌と作り、これらに従べきか

山吹乎。屋戸爾植氏波。見其等爾。念者不止。戀己曾益禮。

植氏波、波は、清音なり、軽くきくべし、植たらばの意にはあらず、濁るべからず、○歌意かくれたるところなし

六日遊覽布勢水海。作歌一首并短歌。

念度知。大_ニ夫能_一。許能久禮能。繁思乎。見明良米。情也良牟等。布勢乃海爾。小船都良奈米。眞可伊可氣。伊許藝米具禮婆。乎布能浦爾。霞多奈妣伎。垂姬爾。藤浪咲而。濱淨久。白浪左和伎。及及爾。戀波末佐禮杼。今日耳。飽足米夜母。如是己曾。彌年能波爾。春花之。繁盛爾。秋葉能。黃色時爾。安里我欲比。見都追思努波米。此布勢能海乎。

許能久禮能、下の能字、舊本になきは脱たるなり、(古寫小本には、爾字あり、それもよろしからず、今補つ、此上にも、許能久禮乃四月之立者、下に、許能久禮乃繁溪邊乎、とあり、さて此は、繁

をいはむとて、枕詞に置るなり、○見明米は、見て心を晴すを云（契沖、文選に、目察をミアキラムとよめるを引たれど、こゝは其意には非ず、）○情也良牟等は、情を晴し遣むとての意なり、十一に、戀事意遣不得出行者山川不知來、（遣字、舊本に追と作るは誤なり、）十七に、於毛布度知許己呂也良牟等、○都良奈米は、連の伸りたるなり、奈米の切禰、（契沖が、列並なり、といへるは、いさゝかたがへり、）漕竝ぶることなり、十五に、和多都美能於積徹乎見禮婆、伊射理須流安麻能乎等女波小船乘都良々爾宇家里、○眞可伊可氣、（或説に、眞織懸なるべし、可伊は、淺き所に専ら用ふるものにて、深き所には用ず、少深き池も、鱗ならでは、往來ならず、と云れども、眞可伊とあればとて、可伊のみ用ひしとは、定むべからず、一舟に織も可伊も用ひしなるべければ、織の方はいはずとも、ありしことは、自知れたり、なほ次に引歌を考べし、）十七に、麻可治加伊奴吉、とあり、（これも織と加伊を用たりしなり、可伊は、即今世にも可伊といふものは是なり、古加遲と云は、今世にいふ鱗なり、今世に加遲と云は、古多藝斯といへり、）〔頭註、權と織との説は、二卷中に委く註り、疾也、兼名苑云、織一名機、和名加遲、唐韻云、鱗所ニ以進船也、とあれ、）○乎布能浦、垂姫ともに、上ど、古にいへる可治はすなはち今の鱗なり、多藝斯のことは十六下に出せり、）○乎布能浦、垂姫ともに、上に見えたり、○及及爾云々は、重々に、水海の風景を、めでうつくしむ心は益れども、飽足よりはさらになしとなり、戀とは、めでうつくしむ意なり、○黄色時爾は、ニホヘルトキニと訓べし、十七に、波流波奈乃佐氣流左加利爾安吉乃葉乃爾保弊流等伎爾、とあり、又此下に、春花乃爾太要盛而、秋葉之爾保比爾照有云々、とあるをも、考合べし、（暑解に、十七に、秋さらば、毛美知能等伎爾とあるによりて、こゝをもモミチノトキニとよめるは、例の甚偏なりといふべし、こゝは秋葉乃と云體言より、いひつゞけたれば、必用言に承べきさだまりにこそあれ、又舊訓のまゝに、モミツ

ルトキニとよまむは、中々に妨なし
カヘシウタ
反歌。
藤奈美能。花盛爾。如此許會。浦己藝迴都追。年爾之努波米。
己藝迴都追は、迴とは、手迴の約りたるなり、漕迴りつゝと云に同じ、○年爾之努波米は、年とは、毎年の謂なり、之努波米は、將愛なり、此之努波は、めでうつくしむ意なり、俗に、賞翫すべきことなれ、と云意なり。○歌意、かくれたるところなし
オクレルウヲコシノモチノクチノマツリゴトヒトオホトモノスクネイケヌシニウタヒトツマタミシカウク
贈ニ水鳥越前判官大伴宿禰池主歌一首并短歌。
水鳥の字、六卷に出たり、和名抄に、爾雅註云、鷓鴣水鳥也
天離。夷等之在者。彼所此間毛。同許己呂會。離家。等之乃經去者。宇都勢美波。物念之氣思。會許由惠爾。情奈具左爾。霍公鳥。喧始音乎。橘。珠爾安倍貫。可頭良伎氏。遊波久與之母。麻須良乎乎。等毛。毛。奈倍立而。叔羅河。奈頭左比派。平瀬爾波。左泥刺渡。早湍爾波。水鳥乎潛都追。月爾日爾。之可志安蘇婆禰。波之伎和我勢故。
彼所此間毛云々は、共に同じ田舎なれば、彼所も此間も、心は異ならず、と云意なり、○同許己呂會、十八に、都奇見禮婆於奈自久爾奈里夜麻許會波伎美我安多里乎敏太且多里家禮、○情奈具左爾は、心慰めに、と云が如し、七卷に、名草山事西在來吾戀千重一重名草目名國、○安倍貫は、令合貫なり、鳥音は、玉に貫るゝ物にてはなけれども、橘を玉に貫時に、必鳴ものなれば、霍公鳥の

音を玉に貫交るよし、云ならはしたる歌多し、○遊波久與之母は、遊ぶ事のさても善や、の意なり、久與二字、舊本にはなし、本居氏、遊波之母は、遊波久與之母なるを、久與二字脱たるなるべし、此歌上に、會許由惠爾といへるをおもへは、此遊波久與之母の句までは、家持卿みづからの事をいへるにて、さて次の麻須良乎乎といふより、池主の事なり、されば一首の意は、吾もしかくして遊べば、心なぐさみて、よろしく思ふなり、わがせこも、しかくして遊びたまへ、といへるなりといへり、信にさることなり、この説によりて、今姑久與二字を補入つるなり、(舊本に、遊波之母をタハルハシモと訓るは、論にたらず、契沖、タハルハシモとよみて、ハシモ愛字のこゝろにて、たはるゝがよしといふなり、といへるも、なほ非なり、)○等毛奈倍立而(毛下、今一毛字あるは、衍文なり、古寫本、拾穂本、古寫小本等に、なきぞ宜しき)は、トモナヘタチテとよむべし、等毛奈倍は、令伴なれば、(等毛奈比とはいはずて、)倍といひ、立而は、自立意なれば、タチテと訓べきなり、○叔羅河、略解に、岡部氏説を擧て云く、越前人云、今府に白鬼女河あり、神名帳、越前國敦賀郡白城神社、又信露貴彦神社あり、されば此叔は、新の誤にて、シラキ河なるべしといはれき、元曆本、叔を升とあれば、彌字近し、又或人云、神名帳に、越前國大野郡、篠座神社在、叔羅河は、篠座河か、といへり、此説も近し、(以上略解)契沖、しくら川は、越前にありとはいへれど、たしかに所據をいはずれば、たゞ推當にいへるにもあらむ、猶考べし、○平瀬は、平かにて、ゆるやかなる瀬をいふべし、○早瀬は、平瀬の反對にて、流の急き湍なり、○水鳥、鳥、舊本に鳥と作るは、誤なり、今改つ、古寫本には鳥と作り、○之可志安蘇婆禰とは、之可は、然にて、さやうと云意なり、志は、例の其一すぢなるを、おもく思はする助辭なり、さやうにして遊びて、一すぢに、心を慰め給ひね、

といはむが如し、○舊本、此歌の終に、江家の二字を註せり、元曆本、拾穂本、古寫小本等には、二字ともになし、本居氏、此は江家の人の此歌の訓を附たるを記せるなり、凡て此集の訓點、今こそ大抵は明らかになりて、さのみむつかしくもあらねど、中古には、甚難きことにせし故に、一首の訓を附たるをも功にして、かく記せるなり、入道殿續出給なども記せる處あり、それらも、訓を附たるをいふなり、といへり

カヘシワタフタツ
カヘシワタフタツ

叔羅河。湍乎尋都追。和我勢故波。宇河波多多佐禰。情奈具左爾。

多多佐禰は、立給ひね、と希ふ意なり、○歌意、かくれたるところなし、○舊本、此歌の終にも、江家、二字を註せり、古寫本には、江説と朱書せり、元曆本、拾穂本等には、二字ともになし、上にいへる如し

鷓河立。取左牟安由能。之我波多婆。吾等爾可伎無氣。念之念婆。

取左牟は、取牟の伸たる言にて、(良佐は良と切る)取給はむと云むが出し、○之我波多婆(波字、舊本には婆と作り、今は阿野家本に従つ、婆字も波と作べし)は、其之鰭者なり、之我は、其之と云に同じ、已あまた出たり、波多は、和名抄に、文選註云、鰭魚背上鬣也、和名波太、俗云、比禮、神代紀、并祝詞式に、鰭廣物、鰭狹物、など見えたり、古事記下卷、袁祿命御歌に、斯本勢能那袁理袁美禮婆阿蘇毘久流志毘賀波多傳爾都麻多且理美由、ともあり、(契沖、二説を出せる中、一には、波多は鰭かといへるはよし、一に、波多は多と都と通へる故に、初者なり、初は初穂なり、第十に、ハ

タアラシと七夕の歌によめるも、初あらしなりといへるは、わろし、十卷に、ハタアラシとよめりといへるは、旗荒木葉裳具世丹、とあるをいへるなり、かれは旗荒木末葉裳具世丹、とありしを、字を落しもし、誤りもしたるよし、はやくかしこにいひたるが如し、今の例に用がたきことなり、○吾等爾可伎無氣は、吾に搔向よと云にて、吾に恵み給へといはむが如し、○念之念婆は、之は、例の其一すぢなるを、重く思はする助辭にて、吾を一すぢに、深くおもひおもふとならばと云意なり、○歌意は、吾等が君を深く思ふ如く、君も吾を一すぢに思ひ給ふとならば、わが進らせたる鶉をかづけて、鶉川に立て、獲給はむ其鮎をば、まづ吾に恵み給へとなり、其之鮎といへるは、たゞ詞の文にいへるのみにて、たゞ鮎をいふなるべし

右九日。附使贈之。

詠ニ霍公鳥并藤花二歌一首并短歌。

上の歌字、舊本にはなし、今は官本、拾穂本等に從つ

桃花。紅色爾。爾保比多流。面輪能字知爾。青柳乃。細眉根乎。咲麻我理。朝影見都追。憾婦良我。手爾取持有。眞鏡。蓋上山爾。許能久禮乃。繁溪邊乎。呼等米爾。旦飛渡。暮月夜。可蘇氣伎野邊。遙遙爾。喧霍公鳥。立久久等。羽觸爾知良須。藤浪乃。花奈都可之美。引攀而。袖爾古伎禮都。染婆染等母。

桃花云々、青柳乃云々、五卷、遊於松浦河一序に、花容無雙、光儀無匹、開柳葉於眉中、發二桃花於頰上、とあり、桃花云々は、艶有面輪をいはむためなり、○爾保比多流は、豔有にて、紅顔

をいふ、○面輪、上に御面謂之美於毛和、と自註あり、はやく彼處にもいへり、○細眉根乎は、(細はホソキにても理はあり、さるは、から國にても、蛾眉連卷などいひて、人の眉の細くて連れるを、蛾の眉にたとへしことあればなり、しかれども)クハシマヨネと訓べし、細は、美ていふ辭なり、(クハシとは、何によらず、ひろく美ていふことなれば、細きことも、媚きことも、其中にこもればなり)細女、細妹、また目細、心細などの細なり、眉は、マヨといふ、古言なり、マヨといふは、やや後なり、又眉根、眉引、眉畫など云ときは、マユのユをヨに轉して、木を、木葉、木實、火を、火中、火焰などいふ類に、連言の便にいへるなりとおもふも、ひがことなり、十四に、爾比具波麻欲、とあるにても、はなちて單にいふときも、マヨと云しことを知べし、○咲麻我理は、笑時に眉の撓るを云、(笑設なりといふ説はわろし、我の濁音の字を用たれば、設ならぬことは、論なし)○朝影見都追は、朝に鏡を見るを云、○眞鏡、初句より此句までは、蓋上山をいはむとの序なり、鏡宮の蓋と云意に云係たり、○呼等米爾は、此上に、足檜木乃山呼等余米左夜中爾鳴霍公鳥、とあるをみれば、こゝもヨビトヨメにや、米爾は、余米なりしを顛倒、且字を寫誤れるならむ、余と余とかき違へること、集中第十に、告余叙來鶴、第十八に、心奈具佐余、などある、余は、みな余を誤れるなり、○可蘇氣伎野邊(邊下、古寫小本には爾字あり)は、幽けき野邊になり、此卷末にも、伊佐左村竹布久風能於等能可蘇氣伎、とあり、月影の幽なるを云、(雄略天皇紀に、寒風肅然之晨云云)○立久久等は、立漏とての意なり、○羽觸は、字の如く、羽のあたり、觸るを云、ハブリと訓べし、(舊訓に、ハブリとあるは、よろしからず)道往觸、彼此觸など云夫利に同じ、羽振と云とは異なり、混ふべからず、○袖爾古伎禮都、袖に扱入つなり、(古伎は、扱稻の扱なり、入の伊は、扱

の餘韻に含れば、自省る例なり、略解に、コキはカキに同じく詞なり、と云るは、甚非なり、八卷に、引攀而折者可落梅花袖爾古寸入津染者雖染、十八にも、之路多倍能蘇泥爾毛古伎禮、古今集にも、紅葉は、袖にこき入て持出なむ、とあり、○染婆染等母は、よしや染ば染とも厭はじ、となり

反歌

霍公鳥。鳴羽觸爾毛。落爾家利。盛過良志。藤奈美能花。

歌意、かくれたるところなし、○舊本註に、一云落奴倍美袖爾古伎禮都藤浪乃花也、とあり、也は添て書るのみなり

同九 日作之。

更怨霍公鳥。喧晚歌三首。

霍公鳥。喧渡奴等。告禮騰毛。吾聞都我受。花波須疑都追。

告禮騰毛は、友人などよりなり、○聞都我受は、繼て不聞、といふなり、因題に更怨と書り、十一に、吾妹兒乎聞都賀野邊能磨合歡木云々、○花は、藤をさせり、○歌意、霍公鳥の度々鳴てわたりぬと、人は語れども、吾は只一聲聞たるのみにて、繼て聞ずして、藤の花は落過つ、くちをしきことよ、となり

吾幾許。斯奴波久不知爾。霍公鳥。伊頭儼能山乎。鳴可將超。

斯奴波久不知爾は、慕ふ事を知ずしての意なり、斯奴波久は、之奴布の仲たる言なり、これは通を

可欲波久、思を於母波久、問を等波久、逢を阿波久、云を伊波久など伸云と、みな同じ例なり、さて可欲波久と云ば、通ふ事と云意、於母波久といへば、思ふ事と云意になるに、准へて知べし、○伊頭儼能山は、何方之山といふなり、二卷に、秋田之穂上霧相朝霞何時邊乃方二我戀將息、とある下に、委註り、十三には、何處邊ともあり、曾丹集に、いづこへにやなく露のおけとてか稻葉を人のいそぎ刈らむ、このいづこへも同じ、○歌意は、わがそこばく慕ひ待心を知ずして、いたづらに、いづ方の山をか、ほとよぎすの鳴て過らむ、となり

月立之。日欲里乎伎都追。敲自努比。麻低騰伎奈可奴。霍公鳥可毛。

月立之、契沖、この月立といふは、立夏にて、四月節なり、上に、自註にくはしく見えたり、四月朔日にはあらず、と云るが如し、○乎伎は招なり、十七放逸鷹歌に、呼久餘思乃曾許爾奈家禮婆、拾遺集に、はしたかのをき餌にせむとかまへたる、などある、乎伎皆同じくて、鳥の來喰べき餌などを設け置て、招き待をいふ詞なり、鷹の媒鳥といふも、招引野雉也と註るにて、招鳥の義なるを思ふべし、○敲自努比は、打慕なり、敲は、例のそへたる辭なり、自は、濁音の字なれば、上の言より連く便に、自努比と濁りて唱へしか、又は清て唱べきを、取はづして、此字を用たるか、○歌意、かくれたるところなし

贈京人二歌二首。

上に從ニ京師贈來といへる歌あり、其和へなり
妹爾似。草等見之欲里。吾標之。野邊之山吹。誰可手乎里之。

妹爾似云々は、山吹のうつくしきを、女の美貌に見なしたるなり、十一に、山振之爾保徹流妹之云云、とあり、○歌意は、その美貌に似て、うつくしき草と見てしより、甚愛て、みだりに人に取せじと、我領置し、吾本郷の野の山吹を、誰がそも手折しぞと、とがめたるなり、これは上に、山吹乃花執持而云々と、家持卿妹より、家持卿妻坂上大嬢の、つれなくすておきて、ひとり越中に下られしを、わざといたくうらむるやうにいひなして、よみておくられたるを、家持卿の、其妻にかはりて、二首にて和へられたるなり、さて其かけ歌に、實は慕へることを、わざと怨るやうにいひられたるを、又戯て、このごろ風かに聞ば、山吹を折取しとか、いでや本郷の野の山ぶきは、吾愛しみ思ふ、その美貌になすらへて、大切に思へるより、しめゆひおきしことなれば、みだりに折る人もあるまじきを、そも誰が手折しぞやと、とがめたる意にて、初二句の趣を、此一首にて酬るなり、さて此歌は、契沖、七卷に、於君似草登見從我標之野山之淺茅人莫刈根、此歌にてよまれけるなるべし、といへるは、信にさることなり

都禮母奈久。可禮爾之毛能登。人者雖云。不相日麻彌美。念曾吾爲流。

〔頭註、契沖代匠記、つれもなくは、つれなくといふに同じ、無頼といふ意なるべし、つらは、顔のそばなれもなしとは、い〕○人とは、家持卿の妹を指り、○麻彌美は、數多さといふ意の古言、上にあまた出たり、○歌意は、吾をつれなくて離にしと、そこにはの給へども、さにあらず、相見ぬ日の數多きによりて、吾こそ物思はずなれ、といへるなり、此はかけ歌に、都禮毛奈久可禮爾之妹乎努比都流可毛、とあるに、報へられたるなり

右爲贈留女之女郎所詵家婦一作也。留女、これも留郷か、留京の誤なるべし、と略解にいへり、○家婦は、家持卿の妻なり

萬葉集古義十九卷之中

十 二日。遊覽布勢水海。船泊於多祇灣。望見藤花。各述懷作歌四首。

多祇灣(祇字、舊本に祇と作るは誤なり、今は元曆本、古寫本、古寫小本等に従つ、拾穗本には枯と作り、)は、射水郡にあり、十七に、多古の島、十八に、多胡の崎、とある同處なり、灣は水曲也、とあり

藤奈美能。影成海之。底清美。之都久石乎毛。珠等曾吾見流。

守大伴宿禰家持。

影成海とは、影之在海にて、(乃阿は、奈と切れり、)影のうつりてある海、といふ意なり、○之都久石とは、沉著石といふなり、志都久は、既に多く出たり、○歌意は、海水の底の清さに、藤花もよく影をうつし、さてその影の映るによりて、いよく水の色もきらめきわたりて、沉著る石をも、玉とぞ見なさるゝ、となり、十四に、信濃奈流知具麻能河泊能左射禮思母伎彌之布美氏婆多麻等比呂波牟

多祇乃浦能。底左倍爾保布。藤奈美乎。加射之氏將去。不見人之爲。

次官内藏忌寸細麻呂。

祇、舊本に祇と作るは誤なり、今は元曆本、古寫本、古寫小本等に従つ、下なるも同じ、拾穗本には、枯と作り、○歌意、かくれたるところなし、○次官は、介なり、次官は通稱なれば、かく書ること、守を長官、掾を判官と書ると全同例なり、和名抄に、次官云々、國曰レ介云々、(已上皆須介)

伊佐左可爾。念而來之乎。多祇乃浦爾。開流藤見而。一夜可經。

判官久米朝臣廣繩。

伊佐左可爾は、伊佐左米爾、と云と同じく、たゞかりそめになどいはむが如し、○歌意、かくれなし、八卷赤人歌に、春野爾須美禮探爾等來師吾曾野乎奈都可之美一夜宿二來、(今の歌を、朗詠に赤人のとて、いさゝめにおもひしものをたこのうらにさける藤なみ一夜ねぬべし、とあり)

藤奈美乎。借廬爾造。灣廻爲流。人等波不知爾。海部等可見良牟。

久米朝臣繼麻呂。

借廬爾造は、契沖、藤の陰にかくるゝを、借廬につくりとはいひなせるなり、といへる如し、○灣廻爲流は、ウラミスルと訓べし、浦廻とは、常には浦之廻といふ意に、いふことなれど、こゝは其とは異にて、人の浦廻をして、遊びありくをいへり、(しかるを舊本にアサリスルと訓、略解に、イザリスルと訓るは、皆太じき誤なり、其ゆゑは、アサリ、イザリは、海人の漁業するをいふことなれば、ここに海人等可見良牟、といへるに叶はず、なほ次に、歌意を釋るところを、併考へて、必ウラミと訓べきことを知べし、)三卷に、大船二眞梶繁貫大王之御命恐磯廻爲鴨、(この磯廻をも、アサリと

よめれど、今の歌に准へて、イソミとよむべし、これも石上大夫歌にて、海人の漁業することをよめる歌ならねばなり、七卷に、鳥廻爲等儀爾見之花風吹而波者雖縁不取不止、この鳥廻も、アサリとよみたれど、シマミとよむべきこと、上にいへるが如し、又六卷に、玉藻刈辛荷乃鳥爾島回爲流水鳥二四毛有哉家不念有六、七卷に、塩干者共瀨爾出鳴鶴之音遠放儀回爲等霜、此二首は、鳥の求食するさまをよめるなれば、アサリとよめるはあたれり、されど此等も、鳥廻、儀廻とかけるかは、シマミ、イソミとよみて鳥廻、儀廻をして、求食するを云とせむに妨なければ、なほ今の歌になぞらへて、訓べきことなり、○歌意は、若外目に見む人は、吾を知らずして、漁業する海人と見らむ歟、吾等はさる類のものにはあらず、藤の花の陰に立もとほりて、あそびありく風雅士なるものを、といへるなり、(もしアサリスルといひては、海人ぞと人の見むも、げにことわりなれば、吾を漁業する海人と見らむ歟、と心づかひすべきにあらず、此にて、上に説ることを、いよ／＼照考へてよ、)此歌のこゝろばえによめる歌ども、上に數多見えたり、○繼麻呂、此人、こゝの外に見えず、廣繩の男などにや

恨二霍公鳥不喧一歌一首。

家爾去而。奈爾乎將語。安之比奇能。

山霍公鳥。一音毛奈家。

判 官久米朝臣廣繩。

歌意、若霍公鳥の一聲だに鳴ずば、家にかへりて、何をか語らむ、いかで唯一聲ばかりだに、鳴かし、となり

見二攀折保寶葉一歌二首。

保寶葉は、厚朴なり、品物解に委註り、

〔頭註、厚朴は、オホハノカシハにて、皇國には、ホ、ガシハの木程葉の大なる木の葉はなきなり、オは起言にてはぶき、

ハノの約ホとなるを以て、ホ、カシハと云なりと知へし、和訓考〕

吾勢故我。捧而持流。保寶我之婆。

安多可毛似加。青蓋。

講師僧惠行。

安多可毛似加は、宛然似哉なり、宛然は、さがらと云ほどの意なり、(俗に、てうどと云に同じ、字書に、宛然猶二依然とあり、又恰字をも、常に、アタカモとよめり、恰適當之辭、と字書に註せり、)

○青蓋、儀制令義解に、凡蓋云々、一位深緑、三位已上紺、四位縹、四品以上及一位、頂角覆錦垂、總云々、(五位已下には、蓋は、用ざることによ、)○歌意は、厚朴は、葉廣なるものゆゑに、緑蓋に見なしたるにて、かくれたるところなし、○講師、玄蕃式に、凡諸國講師、擇年四十五以上、讀

師、四十已上者補之、但雖階業已滿之輩、而年限未及、不可擬補、また凡延曆寺三綱、一任之後、任諸國講師、其上座、寺主任講師、都維那任講師とあり、三綱とは、上座、寺主、都維那を

云り、延曆寺并に諸大寺の三綱を経たる僧、諸國の講師に任せしと見ゆ、諸國とは、諸國の國分寺なり、これ各國の僧尼を司どる寺なり、委しきことは、玄蕃式を考ふべし、○僧惠行は、傳未詳ならず

皇祖神之。

遠御代三世波。

射布折。

酒飲等伊布曾。

此保寶我之波。

守大伴宿禰家持。

守大伴宿禰家持。

守大伴宿禰家持。

遠御代三世波は、トホミヨクハと訓べし、(諸)宣命に、遠天皇祖御世云々、大井川行幸序に、とほむかしにくらべて、後のけふをきかむ人、とあり、これ遠きを、遠某と云る例なり、遠古よりの御代御代者、といふなり、(三世と書る字には、拘るべからず、)按に、波の言平穩ならず、もしは、從字などを誤れるにはあらざるか、○射布折、契沖、伊はそへことばなり、古は、くふ物をも木の葉に盛、また柏など折敷て、其上に居もしければ、椎の葉に盛ともよみ、膳夫を、かしはでともいひ、くふ物居るを、をしきといふは、折敷といふ意なり、神供は、後までも、かしはにもるゆゑに、會丹が歌に、榊取卯月になれば神山のなるの葉柏もとつはもなし、延喜式の大嘗會の式、其外供御料の註文に、青櫛、干櫛など、あまた所に見えたり、日本紀(神武)云、(葉盤八枚、葉盤、此云毘羅耐)和名抄云、本朝式云、十一月辰日宴會、其飲器、參議已上朱漆椀、五位以上葉椀、(和語云久保天)又云、漢語抄云葉手、(比良天、已上契沖代匠記)さてこゝにいへるは、酒柏にや、其は古事記應神天皇條に、天皇聞看豐明之日、髮長比賣、令握大御酒粕、賜其太子、とありて、本居氏云、此柏は、酒を受て飲葉なり、貞觀儀式、大嘗會儀中に、云々、次神服男七十一人、著青櫛布衫、并日蔭纒、各執酒柏、所謂酒柏者、以弓弦葉、挾白木、四重別四枚在左右、また午日儀に、次神祇官中臣忌部及小齋侍從以下、番上以上、左右分入、造酒司人別賜柏、即受酒而飲訖、以柏爲纒而和舞、と見ゆ、抑酒を柏に受て飲事は、いとく上代のわざなりしが、定れる禮となりて、豐明などには、必其事ありしなり、萬葉十九に云々、(今の歌なり)催馬樂、美濃山歌に、美乃也萬爾之々、爾於比多留太萬加之波、止與乃安可利爾安不加多乃之左也、安不加太乃之左也、(これ御酒柏に用ひらるゝをいへり)さて加志波と云は、もと一樹の名には非ず、何、樹にまれ、飲食に用る葉を云り、故書紀仁

德天皇卷に、葉字を書て、此云箇始婆とあり、然るに又某賀志波と名負たる樹も、古より彼此とあるは、あるが中に、常によく用たるどもを、然は名けたるなり、凡て上代には、飲食の具に多く葉を用ひしことにて、飯を炊くにも、飯に葉を敷もし、覆ひもして、炊きつるから、炊葉の意にて、加志波とは云なり、(已上古事記傳の説なり)柏を飲食の具に用ひしこと、此説等にて盡たり、類聚三代格に、大被料物云々、坏六口、盤六口、柏十五把、(枚手六十枚料)匏四柄、ともあり、(此史倭國傳に、俗无盤俎、藉以櫛葉とあり)しかるに、布折といへる、(上の契沖説に依ときは)折敷義ともいふべけれど、いかとなり、一説には、布折は顛倒したるにて、射折布なるべし、といへり、(しかれども、なほ酒を受て飲意とせむには、敷てふこと、いかとなり)岡部氏の説には、布折は、もとのまゝにて、頻折の意なるべし、といへり、然もあらむか、猶よく考べし、○歌意は、遠き皇祖神の古の御代御代より、今に至るまで宴會の度に取あげられて、飲器に用ひらるゝと云ぞ、この保寶葉といへるにや、(現存六帖に、すべらきのみわそゝぎますほゝがしは大宮人のさゝげもつかも)

還時。濱上仰見月光歌一首。

之夫多爾乎。指而吾行。此濱爾。月夜安伎氏牟。馬之末時停息。

守大伴宿禰家持。

之夫多爾は、上に出つ、○月夜安伎氏牟は、月を飽まで見む、と云意なり、○馬之末時停息(末字、舊本に未と作るは、誤なり、今は古寫本に従つ)は、ウマシマシトメと訓べし、暫馬を停よと、馬の

口取をのこなどに令せたるなり、六卷に、馬之歩押止駐余住吉之岸乃黄土爾二保比而將去、○歌、
意かくれたるところなし、○上件(八首)皆同時(十二日)の歌なり

ハツカマリフツカノヒ。オクレルマツリゴトヒトクノアツミヒロナハニ。ホトトギスノウラミノウタヒトツマタミジカウタ
二十一日。贈ニ 判 官久米朝臣廣繩。霍公鳥怨恨歌一首并短歌。

鳥の下に、舊本、歌字あるは衍なり、官本、古寫本、拾穂本等に、無ぞ宜き

此間爾之氏。會我比爾所見。和我勢故我。垣都能谿爾。安氣左禮婆。榛之狹枝爾。暮左
禮婆。藤之繁美爾。遙遙爾。鳴霍公鳥。吾屋戶能。殖木橋。花爾知流。時乎麻多之美。
伎奈加奈久。會許波不怨。之加禮杼毛。谷可多頭伎氏。家居有。君之聞都都。追氣奈久
毛宇之。

此間爾之氏云々は、此處にて背向に見ゆるにて、掾の館は、守館より、背ける方にあるからいへり、
爾之氏は、にてと云意なるを、かく之の言をそへて云るは、此間にあることを、うけはりて、たし
かにしらせむがためたり、○會我比は、背向にて、既く往々見えたり、○和我勢故は、廣繩をさせ
り、○垣都能谿とは、牆内之谿にて、掾館の郭内にある谿をいふなるべし、(或説に、播磨風土記に、
家内谷即香山之谷、形如垣廻、故號家内谷、とあるを引て、垣のごとくめぐれる谷をいふ、とい
へるはいさゝか違へり)○榛は既にたびく出たり、品物解に委註り、○鳴霍公鳥、以上六句は、廣
繩が、霍公鳥を聞らむさまを、おしはかりていへるなり、さて此句より、末の君之聞都々へ續けて
意得べし、○殖木橋は、庭などに殖りてある橋を云、○花爾知流は、うつろふ意なり、○時乎麻
多之美は、契沖、時いまだしきなり、と云り、さらば此は、未しき故にの意なり、(美は、山高美など

云美と同じければなり、此時四月なれば、未橋花の散時に至らざるをいへり、今按に、未は伊麻陀
の假字にて、陀を濁れり、然るを此處に、清音の多字を用ひ、また未の伊を省去、麻陀と云は、
後世にこそあれ、此集の頃にはをさくなきことなり、されば麻多之伎と云と、未しきと云とは、
同意にて、言の本は、各別にこそありけり、古今集に、五月來ば鳴もふりなむほとゝぎすまたしき
ほどの聲を聞ばや、とあるも、同言なり、又後世の歌に、またきといふも、同じきにや、書紀七卷
に、豫懼、とあり、〔頭註、古言釋通下末、そも、麻多之伎は、待意より出たる言と思はるれば、多の言は
そのもとよりの居所を立離て、此方により來べくするより招き致らしむる謂なるか、その招き致らしむるは、或
は樂しき事或は笑はしき事などをして、それに愛でより來べきしわざをすることなれば、をかしくをかしきなど
いふ詞も、そのもとは招と云言を活用して、云ること見ゆるが、その例に准へ〕○伎奈加奈久は、不來鳴
て考るに、待をまたしきともまたしきとも、はたらかしいへりと聞えたり、○伎奈加奈久は、不來鳴
なり、○會許波不怨は、其は不怨にて、未時至らざれば、來鳴さるも、尤なれば、其を怨しくは
思はず、と云意なり、○谷可多頭伎氏、六卷に、名庭乃宮者不知魚取海片就而、十卷に、山片就而
家居爲流君、などあるに准ふべし、○家居有は、イヘヲレルとよめる宜し、(舊訓にイヘキセルとあ
るはいとわろし、すべてイヘキといふこと、古言になきことなり、其はイヘヲルを家居と書るを、誤
訓して、イヘキと云るより出たる言なるべし、但し右の十卷に、家居爲流君とあるのみは、イヘキ
スルキミと訓外なければ、イヘキといふも、古言ぞと思ふ人あるべけれど、さにはあらず、彼歌も、
流は、後人の加筆せるものにて、家居爲君と本はありしこと著し、○君之聞都都、上の鳴霍公鳥と
いふを應たり、○追氣奈久毛宇之は、告ぬ事のさても憂しや、と恨みたるなり

反歌。

吾幾許。麻氏騰來不鳴。霍公鳥。比等里聞都追。不告君可母。
幾許は、そこばくと云が如し、○歌意、かくれたるところなし

詠二霍公鳥一歌一首并短歌。

多爾知可久。伊敵波乎禮騰母。許太加久氏。佐刀波安禮騰母。保登等藝須。伊麻太伎奈加受。奈久許惠乎。伎可麻久保理登。安志太爾波。可度爾伊氏多知。由布敵爾波。多爾乎美和多之。古布禮騰毛。比等己惠太爾母。伊麻太伎己要受。

許太加久氏云々は、里は木高くて雖有の意なり、○伎可麻久保理登は、欲聞とにて、聞ま欲とて、と云に同じ、登は登氏の意の登なり、○安之太爾波、すべて此長歌一首に、太字五、多字四ある中に、此の他に太四まで、必濁るべき處に用ひ、多は四ながら、必清べき處に用ひて、清濁きはやかに別たり、故思ふに、安之太も、此處に、太字を用たるを正として、太を濁るべきにや、さらば余がさきに、安之太は、明時の義ならむといへるにも、よく協ふ事なり、此事一卷に、はつゝいひおきたれど、なほ思ひよれるまゝに、更に此にもしるしつるなり、爾波とは、他にむかへていふ詞なり、こゝは、夕にむかへていへり、○廣繩の長歌、前後唯この一首のみなり、元來好き好まれざれども、家持卿より、上件の如く、よみて贈來されたるゆゑに、黙止ことを得ずして、よまれたるにや

反歌。

此二字、舊本にはなし、元曆本にあるに従つ
敷治奈美乃。志氣里波須疑奴。安志比紀乃。夜麻保登等藝須。奈騰可伎奈賀奴。

志氣里は、繁にて、盛といはむが如し、○歌意、かくれたるところなし、十八に、同作者、米豆良之伎吉美我伎麻佐波奈家等伊比之夜麻保等登藝須奈爾加伎奈可奴

右二十三日。拯 久米朝臣廣繩 和。

追和 處女慕歌一首并短歌。

和字、目錄并或校本、官本等には、同と作り、(文粹一卷にも、奉同源澄才子河原院賦、源順云々、とあり、小補韻會に、禮運是謂大同註云、猶和也、平也、周語和同、註一心不二曰同、と見ゆ、)九卷に、田邊福麻呂集に出たる歌三首、高橋連蟲麻呂集に出たる歌三首、以上六首の中、長歌二首あり、これらをさして、追て和へよめるなるべし

古爾。有家流和射乃。久須婆之伎。事跡言繼。知努乎登古。宇奈比壯子乃。宇都勢美能。名乎競争登。玉剋。壽毛須底氏。相爭爾。孀問爲家留。媿媿等之。聞者悲左。春花乃。爾太要盛而。秋葉之。爾保比爾照有。惜身之。壯尙。大夫之。語勞美。父母爾。啓別而。離家。海邊爾出立。朝暮爾。滿來潮之。八隔浪爾。靡珠藻乃。節間毛。惜命乎。露霜之。過麻之爾家禮。與慕乎。此間定而。後代之。聞繼人毛。伊也遠爾。思努比爾勢餘等。黃楊小櫛。之賀左志家良之。生而靡有。

久須婆之伎は、希代なると云意なり、十八、七夕長歌に、許己乎之母安夜爾久須之彌、とある處に、委註り、○知努乎登古宇奈比壯子は、和泉國血沼處士、攝津國菟原處士なり、委く九卷に註り、○相爭爾、岡部氏云、争は、具か共の誤なるべし、アヒトモニと訓べし、○媼婦等之は、次の一句を隔て、春花乃と云へ、直に續て意得べし、歌意、媼婦等之聞者とつゞけるには非ざればなり、(又媼婦等が事實を聞者、といふ意に、聞べき所にもあらず)○聞者悲左は、處女がありし昔語を聞ば、その悲さたとへがたし、と歎きたるなり、さて此一句は上よりも連かず、下へも續かず、たゞ中間にて、歎息すてたる詞なり、(又余がはじめおもひしは、このあたりは、媼婦等之悲左聞者春花乃云々、と言をおき換て、をと女らが悲しさや、さてそのありし事跡を聞ば、春花の云々、といふ意かとも思ひしかども、猶さにはあらじ、又或人は、悲左は、處女が、二人の壯子の争て、妻問することを聞ば悲さにの意なり、されば悲左といふより、下の父母爾云々といふに、つゞけて心得べし、と云るは、いとをさなき説なり、もし悲しさにの意ならむには、悲美とこそいふべけれ、今世にも、長き物語などするをりには、その語の中間にて、語の前後へ續かず、ふと歎息の詞を吐くこと、まゝあることなり、○爾太要盛而は、薰榮而なり、爾太要は、爾保比と云に同じ、(略解に、爾は志、太は奈の誤にて、シナエサカエトなるべしと、岡部氏の説るよしいへれど、いみじきひがことなり)猶此言の事、既く十三に、爾太遙越賣とある處に委釋り、併考べし、○惜身之壯尙(壯字、舊本に、莊と作るは誤なり、今は拾穂本、異本等に従つ)は、身の惜盛をすらの意なり、尙とは、幹はさるものにて、その枝葉までもといふ意の言なり、さればこゝは、人身の壽の惜きは、もとよりさるものにて、その壯の齡にまであれば、いよく惜きものを、との謂なり、○大夫之云々、九卷に、

母爾語久、倭文手纏、賤吾之故、大夫之荒争見者、雖生應合有哉、矣申呂黄泉爾將待跡云々、とある下に註しおきたりつる如く、この處女、血沼處士に心よせられど、相競ふをとこのあるから、心のまゝにあふことも難ければ、互に自害して後に、來世の契を期むと、心の内におもひ定めて、父母にいとまごひせしことを、云々啓別而といへるなるべし、さればこゝの大夫とあるは、血沼處士なり、○海邊爾出立は、ウミヘニデタチと訓べし、(略解に、ウナヒニイデタチと訓るは、例のいみじきひがことなり、すべて海邊を、ウナヒといふは、非なること、并必ウミへとよむべきことなど、既く委辨へたりき、○朝暮爾云々以下四句は、節間をいはむとの序なり、○靡珠藻乃云々、藻にも節々あれば、藻の節間といひ、さてその節と節とは、間の程なければ、たゞ暫ばかりの事にいへり、伊勢が歌に、難波瀉短葦の節間も逢で此よを過してよとや、此と同じ、○露霜之は、過をいはむ料なり、露霜の微く消失る如くに、過去といふ意につゞきたり、○過麻之爾家禮、(禮、官本に流と作るは誤なり)は、死座にければの意なり、婆をいはざるは、古語のならひなり、○奥墓は、既く委註り、書紀に、丘墓、○黄楊小櫛之賀左志家良之は、黄楊の小櫛を其之(處女之なり)指けらし、と云なり、此は處女は自害せむとする時、兼てその墓地を定め置て、後世のしのび種にもなれとて、自頭に指たりける黄楊櫛をぬきて、其地に刺たりけるが、生出て、成木せしと云、かたりつたへのありしなるべし、古事記上に、伊邪那岐命亦刺其右御美豆良之、湯津々間櫛引闕而投棄乃生、(書紀にも同じさまに見ゆ)又書紀神代下に、老翁即取囊中玄櫛一投、地則化成五百箇竹林、などあるを、併考べし、(山海經に、夸父與日競走逐日、渴欲得飲、飲于河渭、河渭不足、飲大澤、未至道渴而死、棄其杖、化爲鄧林)さてかゝれば、九卷長歌の反歌に、墓上之木

枝靡有如聞陳努壯士爾之依仁家良信母、とあるも、この黄楊櫛の生出たり、といひ傳へたる木を、
いへるにやあらむ

カヘシウタ

乎等女等之。後能表跡。黄楊小櫛。生更生而。靡家良思母。

生更生而。三卷伊與溫泉長歌に、三湯之上乃樹村乎見者、臣木毛生繼爾家里云々、この生繼とある
如く、老木になりて、枯れば、又其根より、新に生出するをいへり、○歌意は、處女が後永き世の表
となりて、黄楊櫛の生代生代して、かく思ふ壯士の方に、靡き榮にけらし、さてもあはれや、となり

右五月六日。依與大伴宿禰家持作之。

安由乎疾美。奈吳能浦廻爾。與須流浪。伊夜千重之伎爾。戀渡可母。

安由は、東風なり、既に出づ、○浦廻は、ウラミと訓べし、(ウラワ、又ウラマなど訓は非なり)既
く出て委いへり、○歌意、本句は、彌千重及といはむ料の序にて、千重と重々に、其方を、さても
いよ／＼戀しく思ひて、月日を経渡る事哉、となり

右一首。贈京丹比家。

此上にも、贈京丹比家歌とて、妹乎不見越國敵爾經年婆云々、とあり、丹比氏の女は、家持卿の
親類にぞありけむ

カナシミウタヒトツマタミシカウタ
挽歌一首并短歌。

天地之初時從。宇都會美能。八十伴男者。大王爾。麻都呂布物跡。定有。官爾之
在者。天皇之命。恐。夷放。國乎治等。足日本。山河阻。風雲爾。言者雖通。正不
遇。日之累者。思戀。氣衝居爾。玉梓之。道來人之。傳言爾。吾爾語良久。波之伎餘
之。君者比來。宇良佐備氏。嘆息伊麻須。世間之。厭家口都良家苦。開花毛。時爾宇都
呂布。宇都勢美毛。無常阿里家利。足千根之。御母之命。何如可毛。時之波將有乎。眞
鏡。見禮杼母不飽。珠緒之。惜盛爾。立霧之。失去如久。置露之。消去之如。玉藻
成。靡許伊臥。逝水。留不得常。狂言哉。人之云都流。逆言乎。人之告都流。梓弧。
瓜。夜音之。遠音爾毛。聞者悲彌。庭多豆水。流涕。留可禰都母。

此歌、初十句は、皇大朝廷の、厳しく重しき謂をいへるなり、そも／＼臣連八十伴緒は、大王の
任賜ふ官職のまに／＼、かりにも他心をもたず、畏み敬ひまつりて、一道に従ひ服ひ奉ること、
天地の初發の時より定りたる、神隨の正しき道のまことなるが故に、古人の詞には、さる趣にいへ
ること常なるを、後世に、其をわすれたる人のあるこそ、本意なけれ、○天皇之、天は大と改作べ
し、此事既く委辨云り、オホキミノと訓べし、○夷放とは、夷の方に遠避る意なり、天離といふ
も、天の方に遠避る意、奥離と云も、奥の方に遠避る意にて、皆同例なり、○國乎治等(治字、舊
本に治と作るは誤なり、今は一本、拾穂本、古寫小本等に從つ)は、任國に在りて、官事を執行ふと
て、と云意なり、○風雲爾云々は、使の事なり、八卷七夕歌にも、風雲者一岸爾可欲倍杼母、廿
卷に、伊倍加是波比爾比爾布氣等、又、美蘇良由久久母母都可比等、などよめり、十八池主書牘に、

今勅風雲發遣徵使、○氣衝居爾、これまでは、家持卿の遠國に放り居る勞苦を述たり、○傳言、雄略天皇紀に、流言、また飛聞を、ツテコトとよめり、○吾爾語良久は、吾に語るやうは、といふ意なり、○波之伎餘之君とは、左註にいへる、豊成右大臣の二郎の君をさせり、○宇良左備氏は、心荒而なり、○嘆息伊麻須は、母君の喪を愁嘆て座すなり、ナゲカヒと云は、ナゲキの伸りたるにて、打かたぶきて、絶ず歎きたまふさまを云るなり、○厭家口都良家苦は、憂き事よ、つらき事よ、といふほどの事なり、五卷に、世間能字計久都良計久、○時爾宇都呂布は、時々につらひ散を云、○宇都勢美毛（宇、舊本に守と作るは誤なり、今は古寫本、異本等に從つ）は、現身もといはむが如し、○足千根之は、母のまくら詞にて、既くあまた出たり、○御母之命は、ミハ、ノミコトとよむべし、○何如可毛云々、三卷に、時者霜何時毛將有乎と、あるを、今はおきかへてよめるなり、○珠緒は、身命といはむが如し、大神景井云、十二に、玉緒乃徒心哉云々、とあるは、靈之緒之顯てふ意にて、靈之緒は、やがて命の事なり、と云るぞ宜き、緒は、生緒など云緒なり、されば此も、それに准へて意得べし、○立霧之云々、二卷に、露己曾婆朝爾置而、夕者消等言、霧己曾婆夕立而、明者失等言云々、○玉藻成、一卷に、玉藻成靡寐之兒乎、十一に、敷梯之衣手離而玉藻成靡可宿盪和乎待難爾、○靡許伊臥、五卷挽歌に、宇知那比許許夜斯努禮、とあるに同じく、薨去り給へるさまをいへり、○留不得常は、トビミカネキト又はトビミカネツトなど訓べし、留ることを得ざりけりと、と云意なり、○狂言哉、舊本に、狂を枉に誤れり、今改つ、タハコトヤと訓べし、哉は、都流の下にめぐらして意得べし、○逆言乎、乎は可の誤か、オヨヅレカと訓べし、可も都流の下にめぐらして意得べし、○梓弧、字書に、弧弓別名、又木弓、と見えたり、○爪引夜音之、（引字、舊

本になきは、脱たること著ければ、今姑補へつ、ツマビクヨトノとよむべし、四卷に、梓弓爪引夜音之遠音爾毛君之御事乎聞之好毛、とあり、○遠音爾毛云々は、遙に聞てさへも、悲しさに堪がたくての謂なり、○庭多豆美云々、二卷に、御立爲之鳥乎見時庭多泉流、涙止會金鶴、○留可禰都母は、とよめむとすれども、留むる事のさても得がたや、となり

カヘシウタフタツ
反歌二首。

遠音毛。君之痛念跡。聞都禮婆。哭耳所泣。相念吾者。

痛念は、義を得て、ナゲクとよませたり、（飛鳥井家本に、イタムとあるは、字には近きに似たれど、なほナゲクの方ぞ宜き）○哭耳所泣は、一すぢに哭に泣るゝばかりぞ、となり、○歌意、かくれたるところなし

世間之。無常事者。知良牟乎。情盡莫。大夫爾之氏。

大夫爾之氏は、丈夫にてと云意なるを、かく之の言をそへていへるは、その丈夫なる事を、うけはりて、たしかにいはいはむがためなり、○歌意は、世間の無常は、今にはじめぬことなれば、兼てさることはいはしむべきに、丈夫とある身にて、さばかりに心を盡して、なげき賜ふべきにあらず、心づよくし給へと、なぐさめてよめるなり

右大伴宿禰家持。弔。聳。南。右大臣。家藤原二郎之喪慈母患也。五月二日。

聳は、和名抄に、爾雅云、女子之夫爲婿、作聳聳、和名無古、と見ゆ、迎子の義なるべし、○南右

大臣、南は、南家にて、いはゆる藤原四門（南家、北家、式家、京家を云、南家は、武智麻呂、北家は房前、式家は式部、卿字合、京家は、左京大夫麻呂なり、さて其中三家は果給ひて、北家のみ榮給へり、）の一にて、此右大臣は、武智麻呂長子豊成卿なり、勝寶元年四月丁未、以大納言從二位藤原朝臣豊成、拜右大臣、と見ゆ、傳十七上に委云り、○二郎は、誰といふこと、未詳ならず、○慈母は、豊成卿の家室なり

霖雨晴日。作歌一首。

宇能花乎。令腐霖雨之。始水逝。縁木積成。將因兒毛我母。

本二句は、契沖、五月に長雨ふりて、卯花をくさらするを、卯花くたしといふなり、くたしとは、ここに令腐とかきて、くたすと用によめるをくたしと體によみなして、五月雨の名とするは、此歌よりはじまれる歎、卯花は四月の物なれば、多分五月にかゝるゆゑに、第十には、五月山卯の花月夜とよめり、又第十春相聞歌に、はるさればうの花くたし我こえし妹が垣根はあれにけるかも、此歌は、雨にくつるにあらず、わが度々の花垣を越とて、つぼみをそこなひて、くたすなり、と云り、○始水逝、ミヅハナニとよめり、契沖、みづはなは、俗に、水の出ばなといふに同じ、始をハナといふは、鼻の字のこゝろなり、人の顔の中に、鼻はさし出て、先見ゆるものなれば、鼻の字を、やがてハジメともよめり、（已上契沖代匠記、）中山嚴水云、拾芥抄に、みづはつほのことを、みづはなといへれば、はじめて出し水をも、みづはなといふべし、略解に、春海、逝は邇の誤なるべし、といへり、とあり、さもあるべし、○縁木積成、木積は、廿卷に木糞とかけり、上にもあまた見えた

り、成は如なり、さて此句までは、因といはむための料なり、○歌意は、霖雨の水出に、木糞の磯際に縁來るが如くに、嗚呼吾に歸來む女もがなあれかし、となり

見漁夫火光歌一首。

漁火は、和名抄に、漁子採蘆捕魚者也、和名伊乎止利、漁父、一云漁翁、無良岐美、辨色立成云、白水郎、和名阿萬、日本紀私記云、漁人阿末、萬葉集海人、とあり、その中に、阿麻と云ぞ、ひろき稱なる、○火光、同抄に、夜篝火、師説云、比乎加加利邇須、今按、漁者以鑄作篝、盛照水者名之、此類乎

鮪衝等。海人之燭有。伊射里火之。保爾可將出。吾之下念乎。

鮪衝等は、鮪をば、其喉を窺ひて衝て捕ると云りと、古事記傳に云り、古事記下卷袁祢命御歌に、意布袁余志斯毘都久阿麻余斯賀阿禮婆宇良胡本斯祢牟志毘都久志毘、とあり、此集六卷赤人歌には、鮪釣とよめり、衝ても釣ても獲しものと見えたり、等は、等豆の意なり、○本句は、保といはむ料の序なり、○保爾可將出は、秀に顯し出さむ歎、といふ意なり、秀の言は既に委く註り、○歌意は、密び隠すに堪がたければ、今は吾心裏の思ひを、表に顯はし出さむか、となり、契沖、第三、門部、王の歌に、みわたせばあかしの浦にたけるひのほにぞいでぬるいもにこふらく、此歌を摸せられたりと見ゆ、といへり

右二一首。五月。

五月の下、日を脱せるか、古寫本には、二字ともになし、みながら落たるか
吾屋戸之。芽子開爾家理。秋風之。將吹乎待者。伊等遠彌可毛。

歌意、かくれたるところなし、六月中旬に咲たる芽子なれば、秋風の吹むは甚遠し、といへり、八
卷に、天平十二年六月に、非時藤花と芽子の黄葉とを、坂上大嬢に贈られたる、家持卿の歌二首あ
り、その芽子の歌、吾屋前之芽子乃下葉者秋風毛未吹者如此會毛美照

右一首。六月十五日。見芽子早花一作之。

今も芽子の一種に、六月の中旬より、花開あり

從二京師一來贈歌一首并短歌。

和多都民能。可味能美許等乃。美久之宜爾。多久波比於伎氏。伊都久等布。多麻爾末佐
里氏。於毛徹里之。安我故爾波安禮騰。宇都世美乃。與能許等和利等。麻須良乎能。比
伎能麻爾麻爾。之奈謝可流。古之地乎左之氏。波布都多能。和我禮爾之欲理。於吉都奈
美。等乎牟麻欲比伎。於保夫禰能。由久良由久良耳。於毛可宜爾。毛得奈民延都都。可
久古非婆。意伊豆久安我未。氣太志安倍牟可母。

美久之宜爾は、御櫛等になり、○多久波比於伎氏は、貯置而なり、○伊都久等布は、齋と云なり、
齋とは、忌清て大切にして、秘藏するよしなり、抑海神は、かの鹽盈珠、鹽乾珠をはじめとして、
種々の寶珠を貯へ持給ふよしにて、かくいへり、○多麻爾末佐里氏、五卷に、銀母金母玉母奈爾

世武爾麻佐禮留多可良古爾斯迦米夜母、○安我故は、吾子にて、女子の大嬢をさせり、○麻須良乎
は、聳の家持卿をさせり、○比伎能麻爾麻爾は、引之隨意なり、六卷に、皇之引乃眞爾眞荷春花乃
遷日易、とあり、こゝは家持卿の此方へと引誘ふまゝに、といふ義なり、古事記上卷、八千矛神御
歌に、比氣登理能和賀比氣伊那波、とあるも、比氣は所引にて、自他の差あるのみにて、今と同言
なり、さて坂上大嬢は、今歳（勝寶二年）春の末つ方などにや、越中へは下られるるべし、上
の滑鷓歌よまれば、三月の初ばかり、は、未下られざりしと見ゆること、其處にいへるが如し、
○之奈謝可流は、まぐら詞なり、上に出たり、○波布都多能は、別といはむとての枕詞なり、二卷
に、延都多能別之來者、九卷に、蔓都多乃各各向天雲乃別石往者、などあり、○和我禮は、別
なり、我の濁音の字を用たることよしなし、もとは加可等の字なりけむを、ふと寫誤れるなるべし、
○於吉都奈美、これも等乎牟をいはむとてのまぐら詞なり、奥波浪の、たゆたひ、うねりたわむ意
に、撓と云つゞけたり、○等乎牟麻欲比伎は、撓眉引なり、等乎牟は、多和牟と云に同じ、上に
細眉根乎咲麻我理、とあるに同じく、曲り撓みて、うるはしき眉引と云なり、(文選傳武仲舞賦に、
眉連媚以増撓兮、)眉引は、六卷、十二卷、十三卷等に見えたり、○於保夫禰能は、これもまぐら
詞なり、このつゞき、上にあまた見えたり、○於毛可宜爾云々は、撓眉引のうるはしき貌の、面影
にむざと見ゆるよしなり、○意伊豆久安我未は、契沖、老附吾身なり、秋になるを、秋づけばとよ
めるごとく、老たるを、老付とはいへり、○氣太志安倍牟可母は、蓋將堪かもなり、可は疑辭、母は
歎息辭なり、戀しくおもふに、よく堪忍て、又逢までの命、若在得ることもあらむか、さてもおほ
づかなしや、となり、蓋は若と云に同じ、既く委註り

反歌一首

可久婆可里。古非之久志安良婆。末蘇可我彌。美奴比等吉奈久。安良麻之母能乎。

古非之久志の志は、その一すぢを、おもく思はせむがための助辭なり、(元曆本、飛鳥井家本、并六帖等には、此志字なし、無ても妨はなけれども、ある方ぞ宜しき、此助辭ことに力あればなり)○末蘇可我彌は、まくら詞なり、○美奴比等吉奈久は、契沖、不見日も、不見時も、無なりといへる如し、○歌意は、かくまでに戀しく思はむものと、兼て思ひせば、常に比居て、不見日も不見時もなく、あるべかりしものを、と戀しく思ふあまりにいへるなり、人妻となりては、同じ京にても、別れ居ばかくいへるなり

右二首。大伴氏坂上郎女。賜女子大嬢也。

賜字、官本には贈と作れど、家持卿の私撰なれば、賜といふぞ理なる、此上に、坂上郎女に尊母とさへ書たり、併思ふべし

九月三日。宴歌二首。

廣繩館にて、宴せしなるべし

許能之具禮。伊多久奈布里曾。和藝毛故爾。美勢牟我多米爾。母美知等里氏牟。

歌意は、京家なる妻に、贈示さむがために、黄葉折取むとおもふぞ、此霰雨甚く降ことなかれ、となり、(六帖に、此しぐれいたくなふりそ吾妹子がつとに見せむともみち折てむ、とて、載たり)

右一首。掾久米朝臣廣繩作之。

安乎爾與之。奈良比等美牟登。和我世故我。之米家牟毛美知。都知爾於知米也母。

奈良比等は、廣繩妻の京にあるをいふべし、(略解に、奈良人は、家持卿自をいふといへるは、いかが)○和我世故は、廣繩をさせり、○歌意は、吾兄子が、京に在妻君に、折て贈て見せむがためと、しめおきたまへる黄葉なれば、いたづらにしては、非じと思ふを、さても霰雨の甚く降ことや、しかれども、かくまで心をこめて、しめたまへる黄葉なれば、たとひ、霰雨はふるとも、地に墮て、いたづらになりはてはせじとなり、此歌は、同宴席ながら、廣繩に和へられたる歌なり

右一首。守大伴宿禰家持作之。

左の一首は、十月五日某ぞの宴席などに誦へたる歌なり

朝霧之。多奈引田爲爾。鳴鴈乎。留得哉。吾屋戸能波義。

田爲は、たゞ田なり、爲の言に意なし、既く委辨云り、○留得哉は、トメエメヤモと訓て、留め得よかし、と希ひたる詞とすべし、○誦たる意は、朝霧のたなびきたる田面の方をさして、はるばると鳴行雁を、いかで此處に留得よかし、吾屋外の芽子花よといふなり、さて左註によるるときは、皇后の御作へる意は、契沖もいひし如く、吉野へ行幸し給ふ天皇を、鳴往雁にたとへ、皇后の御みづからを、芽子花によそへさせ給ふにもあらむ、(其時は、第四句、少し斟酌あるべきか)其を十月五日宴席などにて、東人が傳誦しなるべし

右一首歌者。幸ニ於吉野宮之時。藤原皇后御作。但年月未ニ審詳。十月五日。河邊朝臣東人。傳誦云爾。

幸ニ於吉野宮ニは、聖武天皇なり、○皇后は、光明皇后なり、御傳八下に云、○東人は、傳六上に云、故ありて、このほど越中に下り居られしなるべし

○左の一首は、十月十六日饞宴に、作れたる歌なり

足日本之。山黄葉爾。四頭久相而。將落山道乎。公之越麻久。

四頭久相而は、雫落合而といふほどの意ときこえたり、四頭久は、二卷にも見えたり、○歌意は、山の黄葉に雫の落合て、其黄落の散らむ山路を、君がひとり、わびしく心ほそく越往むことの、いとほしく思ひやらるゝよ、となり、(六帖に、足引の山のみちにしづくあひておつる山邊を君や越らむ、とて載たるはいさゝかわろし

右一首。同月十六日。饞ニ之朝集使少目秦伊美吉石竹時守

大伴宿禰家持作之。

饞之、之字、目錄にはなし、(中山嚴水、略解に、之字衍文とす、然るに、下文三十五丁に、大納言藤原家饞ニ之入唐使等、又四十一丁に、閏三月云々、古慈悲宿禰家饞ニ之入唐副使云々、又四十五丁に、林王宅饞ニ之但馬按察使云々、ともありて、みな之字あれば、衍文にはあらず、といへり、)○朝集使は、四度使の隨一なり、上に委辨へたり、(十八下)〔頭註、略解に、石竹の下、之字あるべし、と云り、朝集使、雄略〕

雪日。作歌一首。

此雪之。消遣時爾。去來歸奈。山橋之。實光毛將見。

去來歸奈は、去來とは、いざなふ詞なり、歸は、たゞ往なり、奈は、牟を急にいへるなり、○山橋は、品物解にいへり、雪のふる頃、實の大きに、色こくうるはしくなるものなれば、實光といへり、○歌意、かくれたるところなし、廿卷、同作者、氣能已里能由伎爾阿倍弓流安之比奇能夜麻多知波奈乎都刀爾通彌許奈

右一首。十二月。大伴宿禰家持作之。

月の下、日を脱せるならむ

雪歌一首并短歌。

目錄に、三形沙彌左大臣歌二首とあるは、此所の左註を見誤りて、後人のしるせるものなれば、取に足す

大殿之。此迴之。雪莫踏禰。數毛。不零雪會。山耳爾。零之雪會。由米緣勿。人哉。

莫履禰雪者。

此迴は、此米具利と云に同じ、○山米緣勿は、勤よ、雪のあたりに縁こと勿れ、と云なり、○人哉は、人余と云に同じ、三言一句なり。(○歌意は、大殿のめぐりにふれる雪を、踏ことなかれ、此雪は山にのみ降て、この殿のあたりには、屢も降ざる、いとく希見しき雪ぞ、勤よ勤よ、雪のあ

たりに依、來て、雪を履けがすことなけれよ、となり、最古風の體なり、此三方氏は、いくばくの古人ならぬを、ことにいみじく、古風を好まれけるなるべし

反歌一首。

有都都毛。御見多麻波牟會。大殿乃。此母等保里能。雪奈布美會禰。

有都都毛は、在々年の意なり、○御見多麻波牟會は、左大臣の御覽じ給はむぞ、と云なり、御見は、メシと訓て、御覽じと云意なり、○歌意、かくれたるところなし

右二首歌者。三形沙彌。承。贈。左大臣藤原北卿之語。作誦之也。

聞之傳者。笠朝臣子君。復後傳讀者。越。中國。掾。久米朝臣廣繩是也。

北卿(北字舊本此に誤、今は元曆本、古寫本等に従つ)は、いはゆる北家の卿にて、房前大臣なり、天平九年十月丁未、贈民部卿正三位藤原朝臣房前正一位左大臣、○作字、元曆本に依と作るは、用べからず、○子君は、この外に見えず、傳未詳ならず、○此左註の意は、雪のふる日、左大臣殿に侍候ふ人々と、御物語などしたまふ折から、左大臣の、めづらしく雪のふりたるを、いみじくめで給ひて、人のふみけがさむことを惜みて、のたまへる御詞を承て、やがて其御詞を、沙彌が歌に作せし、といふなるべし

「天平勝寶」三年。

此卷の初より、件の雪歌までに、天平勝寶二年に作る歌、或は古歌を傳誦たるをも、同年のかぎり聞て記され、此より下、十月廿二日、左大辨紀飯麻呂朝臣家宴に作れたる、梨黄葉の歌まで、同三年に作る歌、或は古歌を傳誦たるをも、同年のかぎり聞て記されたるゆゑに、此に如此あるなり

新。年之初者。彌年爾。雪踏平之。常如此爾毛我。

彌年爾は、彌毎年爾といはむが如し、○常如此爾毛我は、常に如此にもがなあれかし、といふ意なり、今按に、爾は、志か之の誤にて、カクシモガなるべし、○歌意は、新しき年の始ごと、豊年の瑞に積れる雪を踏平して、下司の人々と、館舎にて、おもしろき集宴をして、いつも如此あそびてしがな、となり

右一首歌者。正月二日。守館集宴。於時零雪殊多。積有尺焉。即主人

大伴宿禰家持作此歌也。

積有尺は、略解に、積尺有四寸とありしが、かく誤れるなり、末に例ありと云り、下に大雪落積尺有二寸とある、これなり、○年始に、其國々下司に宴を賜ふ例あり、廿卷終に註べし

落雪乎。腰爾奈都美氏。參來之。印毛有香。年之初爾。

腰爾奈都美氏、仁徳天皇紀大御歌に、那珥波譬若須儒赴禰若羅齊許辭那豆彌會能赴尼若羅齊於朋彌赴泥若禮、此集四卷に、如此爲而哉猶八將退不近道之間乎煩參來而、十卷に、卷向之檜原丹立流春霞鬱之思者名積米八方、十三に、夏草乎腰爾莫積如何有哉人子故會通簣文吾子、などあり、こ

こは惱煩て訊來し、勞をいへり、上の歌の左註に、正月二日積こと尺に有れるよし見えたれば、この歌よめるは三日にて、いよく深く、まことに腰にも惱みけむこと、思ひやられたり、○印毛有香は、驗も有哉なり、志留之は、代といはむが如し、○歌意は、腰に至るまで、ふり積れる大雪に惱煩て訊來し、其代ありて、さてもおもしろき年始の集宴にあへる哉、と歡ぶなり

右一首。三日。會集介内藏忌寸繩麻呂之館宴樂時。大伴宿禰家持作之。

介の上、官本并仙覺抄に、越中二字あり、○大伴の上、仙覺抄、古寫小本等に、守字あり

于時。積雪彫成重巖之趣。奇巧綵發草樹之花。屬此。掾久米朝

臣廣繩作歌一首。

彫成重巖之趣、趣字、舊本に起と作るは誤なり、今は拾穂本に従つ、榮華物語に、天地のうけたる年の始にはふるあわゆきも山となるらむ

奈泥之故波。秋咲物乎。君宅之。雪巖爾。左家理家流可母。

雪巖爾は、ユキノイハホニと訓るによるべし、(舊本に、ユキハとよめるはわろし、さては心違へり、)○歌意、なでしこは、秋さくものにこそあれ、おもひがけなく、君宅の雪の巖に咲りける哉、さてもめづらしや、となり、岡部氏、端詞を見るに、雪のつもれる巖上に、紅のなでしこの花を作りてさしたるなり、故に秋さく物をといへり、雪をなでしこと見しにはあらず、といへり、(古今集に、白雪の所もわかずふりしければいはほにもさく花とこそ見れ、といへるは、雪を花と見たるにて、今とは意異れり、)

遊行女婦蒲生娘子歌一首。

蒲生娘子は、傳未詳ならず、代匠記云、いにしへは、うかれめやうのものも、かゝるおもしろき歌の、をりにあひたるをよめるに、今のおきな、まさにはぢざらむや

雪島。巖爾殖有。奈泥之故波。千世爾開奴可。君之挿頭爾。

雪島とは、造り庭の島に雪のふり積れるを、かくいへり、(現存六帖に、雪しまのいはほにたてるそなれ松まつとなきよにしをれてぞふる、とあるは、雪島を、地名と意得たるにや、いぶかし、)○奈泥之故は、これも上の歌に同じく、其時のつくり花をいへり、○千世爾開奴可は、千世に開てがなあれかし、となり、○君とは、主人繩麻呂をいふべし、○歌意、かくれたるところなし、集宴にあづかれるを歡て、主人を祝たるなり

于是。諸人酒酣。更深鷄鳴。因此主人内藏伊美吉繩麻呂作歌一首。

是字、異本には時と作り

打羽振。鷄者鳴等母。如此許。零敷雪爾。君伊麻左米也母。

打羽振は、ウチハブキと訓べし、(ウチハフリとよめるはわろし、)此上に云り、古今集に、五月待山ほとゝぎす打はぶき今もなかなむ去年の古聲、○鷄は、カケとよむべし、(トリとよめるはわろし、)次の歌なるも同じ、古事記、書紀をはじめ、此集みなかゝるところには、可家とのみよめればなり、

○君伊麻左米也母は、嗚呼君が歸り座むやは、といはむが如し、すべて伊座は、來ることにも、歸ることにもいふ言なればなり、(しかるを、イマスは、イニマスの略言ぞと思ふは、いとあらぬことなり)君とは家持、卿を指り、也は、後世の也波の意、母は、歎息、辭なり、○歌意は、たとひ打羽ぶきて鶏鳴、夜は明往とも、かくまでいたくふる雪を凌ぎて、嗚呼歸りまさむやは、歸り賜ふことはあらじ、心せかれずに、宴をせむぞ、となり

守大伴宿禰家持和歌一首。

鳴鷄者。彌及鳴杼。落雪之。千重爾積許會。吾等立可氏禰。

彌及鳴杼は、上にも、霍公鳥伊也之伎喧奴、とよめり、○積許會は、積者社の意なり、○立可氏禰は、立難にすれ、といはむが如し、立とは、發て歸るなり、可氏は、難にて、禰は、不にて、上の許會の結に、奴を禰といへるなり、さて不難ならば立難の反にて、立難ならぬ意と聞ゆるを、立難にするを、不立難といはむは、いかゞなれど、これは難にといふ意なるを、不難にといへると、全同例にて、待にと云意なるを、不待にと云、不所見にと云意なるを、無不所見にと云るなど、皆同格にて、こゝもおつる所は、立難にする意となれるなり、(入かてぬ鴨、知かてぬかもなどいふ加氏奴は、加禰都といふに通ひて、かねつる哉といふ意なり、思混ふべからず)○歌意、かくれたるところなし、集宴のあかす面白きに、雪さへいみじく深く積れれば、いと立去難くするよしなり

太政大臣藤原家之縣犬養命婦。奉天皇歌一首。

太政大臣は、淡海公なり、按に、太政の上に、贈字あるべきが、脱たるなるべし、養老四年八月癸

未に薨たまひ、十月壬寅に、太政大臣正二位を贈たまへるよし、續紀に見えられたればなり、淡海公傳は、三卷中に、既く委くいへり、併考べし、さて彼卷に、故太政大臣藤原家とあるも、故は贈を誤れるならむ、○縣犬養命婦は、三千代にて、淡海公に嫁て、光明皇后などをうみ申されたり、其前に、美努王に嫁て、諸兄公などにも母親なり、さて三千代は、從四位下縣犬養宿禰東人の女なるよし、姓氏録に見えたり、續紀に、元正天皇、養老元年正月戊申、授從四位上縣犬養宿禰三千代從三位、五年正月壬子、授正三位、五月乙丑、正三位縣犬養宿禰三千代、緣入道、辭食封資人、優詔不聽、聖武天皇天平五年正月庚戌、內命婦正三位縣犬養宿禰三千代薨、遣從四位下高安王等、監護喪事、賜葬儀、准散三位、命歸皇后之母也、十二月辛酉、遣云々、就縣犬養宿禰第、宣詔、贈從一位、別敕、莫收食封資人、八年十一月丙戌、從三位葛城王、從四位上佐爲王等、上表曰云々、葛城親母、贈從一位縣犬養宿禰、上歷淨御原朝廷、下逮藤原大宮、事君致命、移孝爲忠、夙夜忘勞、累代竭力、和銅元年十一月云々、二十五日御宴、天皇譽忠誠之至、賜浮杯之橋、勅曰云々、是以汝姓者賜橋宿禰也、云々、是以臣葛城等、願賜橋宿禰之姓云々、廢帝寶字四年八月甲子、勅曰云々、其先朝太政大臣藤原朝臣者云々、宜依太公故事、追以近江國十二郡、封爲淡海公、餘官如故、以繼室從一位縣狗養橋宿禰、贈正一位、爲大夫人、など見えたり、○天皇は、元明天皇、元正天皇、聖武天皇のうち、いづれのを指奉れりとも、定めがたし

天雲乎。富呂爾布美安多之。鳴神毛。今日爾益而。可之古家米也母。富呂爾布美安多之とは、或説に、富呂は、散字なるべし、神代紀上卷に、蹙散此云俱穢籛羅々箇須とある、これなり、といへり、此籛羅々々、富呂と通へば、さもあるべし、(俗に、ばらばら、ばら

りつ、となど云に同じ、安多之は、岡部氏、物語書に、あばたしといふ是にて、塚をあばく、又あ
ばるゝなどいふ、皆ひとし、といへり、(舊説に、アタシは、ワタシなりと云るは非ず、)雷の勢はけし
く、鳴はためくをいふ言なるべし、古今集に、天原ふみとよろかし鳴雷も云々、○歌意は、大空の
雲を踏散して、勢はけしく鳴はためく雷は、ものよりことにおそろしけれども、あなかしこ、今日
日神の御子とます、天皇の御前にめされて、かたじけなき詔を承り、畏ることのかぎりなきには、鳴
呼まさらじ、となり

右一首。傳 誦 掾 久米朝臣廣繩也。

悲傷 死 妻 歌一首并短歌。 未詳。

天地之。神者無可禮也。愛。吾妻離流。光神。鳴波多嬌婦。携手。共將有等。念之
爾。情遠奴。將言爲便。將作爲便不知爾。木綿手次。肩爾取掛。倭文幣乎。手爾取持
而。勿令離等。和禮波雖禱。卷而寢之。妹之手本者。雲爾多奈妣久。

初四句は、妻の病臥し、時、天神地祇に、祈願し、驗なくして、死れるから、神祇を恨奉るやうに
いへり、○光神は、光雷にて、こゝはまくら詞なり、○鳴波多嬌婦、此は其妻名を、鳴波多娘子、と
いへるか、さらば枕詞の光神は、鳴をいはむためなり、(契沖は、機織をとめ、といふ意に解なせり、
機おる女を、機をとめといはむは、あまりに打まかせすぎたるいひざまなるべきにや)又は、波多
娘子といふが、名にてもあるべし、さらば枕詞よりは、鳴はためくといふ意に、いひかけたるなる
べし、(契沖も、雷鳴はためく心に、いひかけたり、と云り、)はためくは、竹取物語に、六月のなり

はためくに、とあり、(四季物語に、かみことく、しうなり、おどろく、しうなりはためきて、)長笛
賦に、雷叩鍛之。炭。峇。令。吳都賦に、雷眼。とあり、(冠辭考には、此妻の名を機娘と云しに
や、刈幡戸辨、榜幡千々比賣など、女に幡もて名づけしこと多し、さて機は音する物なれば、鳴機
ともいふ故に、鳴機娘とつけたり、といへり、)○情遠奴、二卷、日並皇子尊、薨ふ時、舍人等作
歌に、天地與共將終登念乍奉仕之情遠奴、○木綿手次と云より、下六句は、妻の病臥し、ほ
ど、神祇に祈願し、ことを、立かへりていふなり、初句に、その 綱を云て、こゝにその 目を述べ
り、○倭文幣、文を舊本父に誤れり、今改む、幣を、舊本弊に誤れり、今は拾穂本に従つ、○雖禱
は、(舊本に、これをイノレドとよめるは、甚あたらぬことなり、)ノメレドと訓べし、(過去し事を、今
いふことなれば、必かく訓べし、イノレドにては、現在禱りつゝあることにならばなり、)木綿手織
肩にとりかけ、倭文幣を手に取持て、妻離賜ふことなかれ、と懇懃に禱りしかども、その驗なくし
て云々、との意なり、○妹之手本者云々は、火葬の煙の立なびくを、雲に見なしたるなり、三卷に、
土形娘子を、泊瀬山に火葬せしとき、人麻呂の、伊佐夜歴雲、とよまれ、出雲娘子を、吉野に火葬
せし時も、霧有哉吉野山嶺霏霏、とよまれたり、丈部龍麻呂の死ける時も、大伴三中の、於雲棚
引とよめり、其餘かやうによめるは、皆火葬の煙をいふことなり

反歌一首。

寤爾等。念氏之可毛。夢耳爾。手本卷寢等。見者須便奈之。

寤字、舊本に寢と作るは誤なり、今は元曆本、拾穂本等に従つ、古寫本には寤と作り、○歌意は、唯
夢にのみ、相寢ると見ることにすべさよ、いかで此夢に相見ること、その夢たることをわすれ

て、現に袂卷て寝とおもひなされよかし、さらば此かなしみを、なぐさまむにとなり、と中山巖水云り、按に、この念は、空蟬と念し時、又忘て念へやなど云念と同じく、輕き詞にて、初二句は、寤にありてしかもこの謂にて、夢にのみ、相寢ると見るこのすべなければ、嗚呼かゝることの、寤にてありたきこと、と云るにや

右二首。傳誦遊行女婦蒲生是也。

二月三日。會集于守館。宴。作歌一首。

三字、目錄并或本、拾穗本、古寫小本等には、二と作り

君之往。若久爾有婆。梅柳。誰與共可。吾纒可牟。

君之往は、二卷、五卷等にも出たり、往は旅行なり、○歌意は、君が旅行の若久しくて、三月を過るまでも還り来まさずば、誰と共にか、梅柳を纒にして、あそびなくさむべき、となり、(略解に、

梅を挿頭、柳を纒にするなれど、一にいひつゞけたり、といへるは、いかにぞや、五卷に、波流楊奈宜可豆良爾乎利志烏梅能波奈云々、とも見えて、古は梅をも纒に造りしこと、論なきをや、)

右判官久米朝臣廣繩。以正稅帳。應入京師。仍守大伴宿禰家持。作此歌也。但越中風土。梅花柳絮。三月初咲耳。

判官は、掾をいへること、上に度々見えたり、○正稅帳、民部式に、凡進正稅帳者、皆限二月卅日以前、並申送官、○越中風土云々、十八にも、越中風土希有橙橘也、とあり

詠霍公鳥歌一首。

二上之。峯於乃繁爾。許毛爾之波。霍公鳥待騰。未來奈賀受。

繁爾は、志宜美爾といはむが如し、繁き間にの意なり、○許毛爾之波、略解に、毛の下里を脱し、波は、衍文にて、許毛里爾之なるべし、といへり、十八に、敷多我美能夜麻爾許毛禮流保等登藝須伊麻母奈加奴香伎美爾妓可勢牟、○歌意、かくれたるところなし

右四月十六日。大伴宿禰家持作之。

春日祭神之日。藤原太后御作歌一首。即賜入唐大使藤原朝臣清

河。

春日祭神、この時、未今の四所明神は、ましまさざれば、二月十一月、上申日の例祭にはあらず、(この例祭の始れるは、貞觀元年十一月九日なりといへり、)遣唐使の爲に、春日の地におきて、神祇を祭られしなり、續紀に、寶龜八年二月戊子、遣唐使拜天神地祇於春日山下云々、副使少野朝臣石根、重修祭禮也、この例にひとし、○藤原太后は、此上に藤原皇后とあるに同じく、光明皇后にて、淡海公の女、房前公の妹にて、清河のためには、伯母にてましくき、○入唐大使藤原朝臣清河は、續紀に、天平十二年十一月甲辰、正六位上藤原朝臣清河授從五位下、十三年七月辛亥、爲中務少輔、十五年五月癸卯、授正五位下、六月丁酉、爲大養德守、十七年正月乙丑、授正五位上、十八年四月癸卯、授從四位下、勝寶元年七月甲午、爲參議、二年九月己酉、任遣唐使、以從四位下藤原朝臣清河爲大使云々、三年二月庚午、遣唐使雜色人一百十三人、叙位有差、四月丙辰、遣

云々等、奉幣帛於伊勢大神宮又畿内七道諸社、爲令遣唐使等平安也、四年三月庚辰、遣唐使等拜朝、閏三月丙辰、召遣唐使副使已上於内裏、詔給節刀、仍授大使從四位上藤原朝臣清河正四位下云々、寶字四年二月辛亥、在唐大使正四位下藤原朝臣清河爲文部卿、七年正月壬子在唐大使仁部卿正四位下藤原清河爲兼常陸守、八年正月乙巳、授從三位、寶龜六年六月辛巳、以云々爲遣唐大使、云々、七年四月壬申、御前殿賜遣唐使節刀云々、賜前入唐大使藤原清河書曰、汝奉使絕域、久經年序、忠誠遠著、消息有聞、故今因聘使、便命送之、仍賜緇一百匹、細布一百端、砂金大一百兩、宜能努力、共使歸朝、十年二月乙亥、賜故入唐大使從三位藤原朝臣清河從二位、清河、贈太政大臣房前之第四子也、勝寶五年、爲大使入唐、迴日遭逆風、漂著唐國南邊驩州、時遇土人反、合船被害、清河僅以身免、遂留唐國、不得歸朝、前後十餘年、薨於唐國云々、○清河の下、舊本に、參議從四位下遣唐使の九字を細書せり、後人の書加へしなり、古本に、なきぞ宜しき大舶爾。眞梶繁貫。此吾子乎。韓國邊遣。伊波敝神多智。

此吾子乎、(乎字、古本に等と作るは、いかゞ)清河は、光明皇后の御ために御甥なれば、親みて吾子との給へり、神武天皇紀御歌に、伽牟伽能伊齋能于瀾能、於費異之珥夜異波臂茂等倍展、之多儼瀾能之多儼瀾能阿誤豫阿誤豫、之多太瀾能異波比茂等倍離、于智且之夜莽務于智且之夜莽務、とあれば、すべて若子をば、親族なるをばはじめて、さらぬ他人をも呼て、阿誤といへること、後までもしかり、(谷川氏、和訓栞に、乳兒を呼てあごといひしこと、うつほ物語にも見えたり、職人歌合に、あごやう管もてこよと書るも是なり、あごせとも見ゆ、菅家の幼き時、よみ給ふ歌とて、家集

に、梅の花べにの色にも似たる哉あごが顔にもつくべかりけり、菅家系圖に、菅公の幼名も阿兒と書り、吏部王記に、元興寺の僧、童子なる時あごと名づくといひ、著聞集に、あご法師といふ小童子といひ、後撰集に、亭子院に、いまあごとめしける人、新續古今集に、傀儡あご、又後小松院の御清所におあごあり、一休和尚は、あごが腹なりといへり、源氏の抄に、貫之が童名、内教坊のあごくぞといへるは、直に名にもつけたると見えたり、とあり、(頭註、大鏡一に、一品の宮ののぼらせともに候が、さしくしを左にさよれたりければ、阿誤)○伊波敝神多智は、齋ひ護りて、平安にあらしめ給へ神等よ、と云なり、神多智は、即今日祭り奉り給ふ神祇なり、○歌意、かくれなし

大 使藤原朝臣清河歌一首。

春日野爾。伊都久三諸乃。梅花。榮而在待。還來麻泥。

伊都久三諸は、齋御室なり、齋は、此下にも、住吉爾伊都久祝之云々、古事記に、以伊都久神、又伊都伎奉、又拜祭、書紀に、爲天孫所祭、ともあり、御室は、神祇を安置奉る室にて、既に委註り、○歌意は、本句は、親の物をもて、榮といはむための序とせられたり、吾韓國より還り來む日まで、榮え座して待給へと、皇后に申す謂なり

大 納 言藤原 卿 家 餞 之 入 唐 使 等 宴 日 歌 一 首。 卿 作 之。

藤原卿(卿字、舊本にはなし、拾穂本に従てしるしつ)は、仲麻呂卿なり、勝寶元年七月甲午、爲大納言、と續紀に見えたり、委しくは、十七上にいへり、○即主人卿作之の六字、古本にはなし、此は大納言藤原卿家餞之入唐使等宴日歌三首、と題して、各歌の左に、右一首主人云々、右一首民部

少輔云々、右一首大使云々、とあらまほしきところなり

天雲乃。去還奈牟。毛能由惠爾。念會吾爲流。別悲美。

天雲乃は、枕詞なり、すべて雲は、蒼天を往還するものなれば、去還といひかけたり、古今集に、天雲のよそにも人のなりゆくか、さすがに目には見ゆるものから、かへし、ゆき還りそらにのみしてふることはわがるる山の風はやみなり、○毛能由惠爾は、物なるをの意なり、○歌意は、今別れ去て、又還り來むとは知るものから、別の悲しく心ぼそさに、かく物思をこそすれ、となり

民部 少輔多治比真人土作歌一首。

多治比真人土作（比字、舊本になきは脱たるなり、今は一本に従つ、土字、舊本古に誤、今は拾穂本、古寫本、古寫小本等に従つ）は、天平十二年正月庚子、正六位上多治比真人土作授從五位下、十五年三月乙巳、筑前國司言、新羅使薩湊金序貞等來朝、於是遣從五位下多治比真人土作云々於筑前、檢校、供客之事、四月甲午、檢校新羅客使多治比真人土作等言、新羅使調改稱土毛、書與注、物數、稽之舊例、大失常禮云々、同六月丁酉、爲攝津介、十八年四月壬辰、爲民部小輔、勝寶元年八月辛未、爲兼大忠、（紫微）六年四月庚午、爲尾張守、寶字元年五月丁卯、授從五位上、五年十一月丁酉、爲西海道節度副使、七年正月壬子、授正五位下、八年四月戊寅、爲文部大輔、（式部也）神護二年十一月丁巳、授從四位下、神護景雲二年二月癸巳、爲左京大夫、讚岐守如故、七月壬申朔、爲治部卿、左京大夫、讚岐守如故、元年七月庚辰、爲參議、授從四位上、二年六月乙丑、參議治部卿從四位上多治比真人土作卒

住吉爾。伊都久祝之。神言等。行得毛來等毛。船波早家無。

住吉爾云々、住吉大神は、古事記上卷、伊邪那岐大神御身滌の處に、其底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱神者、墨江之三前大神也、と見えて、神名式に、攝津國住吉郡住吉坐神四座、（名神大、月次相嘗新嘗、）とあり、四座といへるは、右の三前大神に、後に神功皇后を、合祭られたるべし、異國に使を遣はさるゝ時、住吉の大神を祭ることは、臨時祭式に、開遣唐船居祭（住吉社）云々、開船居時、神祇官差使向社祭之、祝詞式に、遣唐使時奉幣の詞に、皇御孫尊乃御命以底、住吉爾稱辭竟奉留、皇神等乃前爾申賜久云々、など、かたぐしに見えたり、そもくこの大神は、海上を守りましますがゆゑに、遣唐使の時は、公よりも、殊にいみじく禱り申さるゝことにぞありける、（なほ次下に引神功皇后紀の文、考合べし）なほ六卷石上乙麻呂卿、配土左國之時長歌に、住吉乃荒人神船舳爾牛吐賜云々、とある處に、この大神の事を委註り、併考べし、又次の長歌をも、照見べし、○神言等は、神語に因てといふほどの意なり、神言は、神に禱申す祝辭などをいふことなり、（竹取物語に、よことをはなちて、立居泣々よばひ給ふこと、千度ばかりまうし給ふけにやあらむ、やうく神なりやみぬ、とある、よことは、則今の神言なるべし）皇極天皇紀に、國內巫覡等、折取枝葉、懸掛木綿、伺大臣度橋之時、爭陳神語、入微之語、天智天皇紀に、中臣金連命宣神事、續紀廿八に、出雲國造出雲臣益方奏神事、（これは、この神賀詞をいへり）廿九詔に、因神語有言大中臣云々、（これはかの大祝詞をいへり）などあり、此餘神の詔へる御詞、又すべて神事にあづかる言をば、ひろく神語といへること、古書に往々見えたり、貞觀

儀式に、造酒、神語、佐可都古、また龜抄服、神語、所謂阿良多倍是也、また拍手四度、神語、所謂八開手是也、などの類思合べし、○行得毛來等毛は、行時も來時もの意か、時を等といへること、其證は未見當らず、(夜之不深刀爾など云刀は、時の意にはあらず、尙考べし、又等は、たゞ助辭にて、行も來もの意か、(雖往雖來と云にはあらず、)九卷に、海若之何神乎齋祈者歟往方毛來方毛舟之早兼、(往方來方は、理明らかなり、)○歌意は、住吉に大神を拜奉りて、海上の平安むことを禱申す祝部が、その神語によりて、往時も還來る時も、舟の滯ることなく、早からむぞ、となり

大 使藤原朝臣清河歌一首。

荒玉之。年緒長。吾念有。兒等爾可戀。月近附奴。

兒等爾は、兒等乎といはむが如し、兒等は、妻をさすなるべし、○月近附奴は、發船する月の近着ぬ、となり、○歌意は、年月長く、常に相見てかたらはむ、と思ひて在し、妻に別れて、戀しく思ふべき時の近づきぬ、となり、末句は、次下に載たる、阿倍朝臣の、天雲能云々の歌を、とられしにはあらずや、○上件五首は、清河大使たりし時の歌どもなり

天平五年。贈入唐使歌一首并短歌。 作主

入唐使、この時の大使は、多治比真人廣成なり、此時の歌、五卷、八卷、九卷等にも見えたり、○作主未詳の四字、古本にはなし

虛見都。山跡乃國。青丹與之。平城京師由。忍照。難波爾久太里。住吉乃。三津爾船。能利。直渡。日入國爾。所遣。和我勢能君乎。懸麻久乃。由由志恐伎。墨吉乃。吾

大御神。船乃倍爾。宇之波伎座。船騰毛爾。御立座而。依之與良牟。磯乃崎崎。許藝波底牟。泊泊爾。荒風。浪爾安波世受。平久。率而可敵理麻世。毛等能國家爾。

虛見都は、(見は借字、)天御津にて、山跡の枕詞なるよし、一卷に委辨たり、○住吉乃三津云々、住吉に三津といへるは、たゞ此處のみなり、古事記下卷仁德天皇條に、此天皇之御世云々、又定墨江之津、書紀雄略天皇卷に、十四年春正月、身狹村主青等、共吳國使、將吳所獻手末才伎云々等、泊於住吉津云々、本居氏、三津は、この住吉津を美稱て、御津と云るなり、といへり、又書紀に、神功皇后新羅より歸ります時、御船、攝津國牟古木門に入給はむとするに、御船回て不進とき、底筒男、中筒男、表筒男、三神誨給はく、吾和魂居大津、淳中倉之長峽、使因看往來船、於是隨神教以鎮坐焉、則平得度海、と見えたる、大津は、菟原郡にして、かの住吉大神の、菟原郡に坐しほどより、其地大津にてありしを、後に今の住吉郡の住吉に、大神を遷奉り賜ひしまに、其津をも、共に移し定め賜へるなるべしと、古事記傳にいへり、さてこれまでは、奈良京より難波に下り、難波より陸路を経て、住吉の津より發船せしと聞えたり、遺唐使は、ことに住吉大神を拜祭ること、いみじく嚴重なりければ、其大神のまします津より、船發せしにやあらむ、○直渡は、唐國をさして、直乘にわたるよしなり、○日入國は、唐國をいへり、書紀纂疏に、隋書傳曰、大業三年、其王多利思比孤遣使者曰、聞海西菩薩天子、重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人來學佛法、其國書曰、日出處天子、致書日沒處天子、無恙云々、帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷既自謂日出處天子、不可言大唐之所名、(五雜俎に、倭國有日出天子致書日入天子之語、)○所遣

は、ツカハサルと訓べし、五卷、(今の歌と同時によめる)憶良臣長歌に、唐能遠境爾都加播佐
禮麻加利伊麻勢云々、○懸麻久乃云々、六卷石上乙麻呂卿、配土左國之時歌に、繫卷裳湯々石恐
石、住吉乃荒人神、船舳爾牛吐賜、付賜將島之崎前、依賜將儀乃崎前、荒浪風爾不令遇、莫管見
身疾不有、急令變賜根本國部爾、とあるに似たり、○船乃倍爾は、船舳になり、(船の上にはあ
らず)五卷(今と同時の歌)に、船舳爾(反云)布奈能閉爾(道引麻遠志、云々)船舳爾御手打掛且
云々、とあり、神功皇后紀始に見えたる、墨江大神の御誨言に、和魂服玉身而守壽命、荒
魂爲先鋒而導師船、○字之波伎は、五卷よりはじめて、六卷、九卷、十七卷などにも出て、
既く委註り、○船騰毛爾は、船舳になり、○御立座而、天皇及さるべき神の御うへを申すには、用
言の頭にも、御の辭を冠すること、御佩有、御娶坐、御寢坐、御哭泣、などいふ、其例なり、○率
而可敝里麻世は、引率て、皇朝にかへりませと、大御神に禱申すなり、○毛等能國家爾は、書紀に
も、中國、國家、大國、帝國などみなミカドとよめれば、これも舊本の如く、モトノミカドニと訓
てしかるべし、又右に引六卷歌に、本國部爾とあるに依て、モトノクニヘニと訓べきにや、さらば
家は借字にて、國邊になり

反歌一首。

奥浪。邊波莫越。君之船。許藝可敝里來而。津爾泊麻泥。

邊波莫越、略解に、越は起の誤にてはなきか、といへるは、信に然り、(廿卷に、志保不尼乃弊古祖
志良奈美、とよめるは、船の舳を浪の越を云れど、この歌にては、越といふこといかなればなり、)

も、荒く起ことなかれ、となり
へナミナタチツと訓べし、○歌意は、吾が御船の還り來て、住吉の船津に泊るまでは、奥津浪も邊浪

阿倍朝臣老人。遣唐時奉母悲別歌一首。

老人は、傳未詳ならず、廣成の下司なるべし

天雲能。曾伎敝能伎波美。吾念有。伎美爾將別。日近成奴。

本二句は、三卷に、天雲乃曾久敝能極、天地乃至流左右二、四卷に、天雲乃遠隔乃極遠鷄跡裳、九
卷に、天雲乃退部乃限、又十七に、山河乃曾伎敝乎登保美、ともあり、言意は、三卷に委註り、○
歌意は、吾深く愛しく思へる君に、天雲の遠隔の極み、遠く相別るべき日の、近く成ぬるよ、とな
り、吾念有伎美爾の言を、初句の上へうつして意得べし、(略解に、天地の間に、みつるばかり思へ
るといふ意に、ときなせるはいかゞ、又契沖が、かぎりなく恩を報いばやと思ひ奉りし、といふこ
ろを、行方の遠きよせていへり、といへるも、非なり)

右件(八首)歌者。傳誦之人。越中。大目高安倉人種麻呂是也。但年月次

者。隨二聞之時。載於此焉。

大船爾云々の歌より、長短合て八首をなせり、○種麻呂は、傳未詳ならず

以二七月十日七日。遷任少納言。仍作悲別之歌。贈貽朝集使

掾。久米朝臣廣繩之館二首。

遷_ニ任_一少納言_ニの事、續紀并に舊本三卷、傳註にも漏たり、○貽は、字彙に、遺也貽也、とあり、○朝集使云々は、廣繩は、さきに京に上りて、館にあらぬ間なれば、左の歌を作て、遺_レしとゞめられたるなるべし

既滿_ニ六載_一之期_ニ。忽_ニ值_一遷替_ニ之運_一。於是別_レ舊_ニ之悽_一。心中鬱結_ニ。拭_レ滯_ニ之袖_一。何以能早_ニ。因作_ニ悲_一歌_ニ二首_一。式遺_ニ莫忘_一之志_ニ。其詞曰。

六載之期、家持卿、天平十八年七月に、越中に下られ、今勝寶三年七月に、少納言にめされて、八月に京に上られけるゆゑに、全くは五年なれども、前後合て六載にわたれるから、かくしるせり、五卷を合考るに、天平二年(この勝寶三年より、二十餘年已前)十二月、帥大伴旅人卿の大納言に任れて、京に上り給ふ時、憶良家に餞する日、憶良のよめる歌に、阿麻社迦留比奈爾伊都等世周麻比都々美夜故能提夫利和周良延爾家利、(憶良の任、神龜三年より、天平二年に至りて、凡五年なれば、かくいふならむ)かくて其年もなほ交替なくして、其次の歌に、阿我農斯能美多麻多麻比且波流佐良婆奈良能美夜故爾咩佐宜多麻波禰、とあれば、天平三年に至りて、交替はせられけむ、(この事、なほ委は五卷に註り、)されば前後六年にわたりて、全くは五年を年限と定められたりとおぼえたり、しかるを、此後(この勝寶三年より、凡八箇年後)天平寶字二年の勅に、頃年國司交替皆以四年爲_レ限云々、自今以後宜_レ以_ニ三六歲_一爲_レ限、とあるは、いとうたがはしくおぼゆることになむ、○忽字、舊本に、勿と作るは誤なり、今は一本拾穂本、古寫小本等に從つ、○能字、官本になきはわろし荒玉乃。年緒長久。相見氏之。彼心引。將忘也毛。

彼心引は、引を用言に唱べし、其心を引の意なり、同じ心の人なるゆゑに、心の引さるゝよしなり、續紀宣命に、已可心乃比岐比岐、又、已可比伎比伎、などある、引も同じ、○歌意は、年月久しく相なれむつびてあれば、其心の引されて、そなたたちのことのわすれらむやは、さても得忘れあへじ、となり

伊波世野爾。秋芽子之奴藝。馬並。始鷹獵太爾。不爲哉將別。

伊波世野は、上に出つ、○之努藝は、凌なり、分入るを云、○始鷹獵は、(契沖は、此ハツトガリは、大鷹のとや出したるを、つかひそむるなり、小鷹狩にまぎらはすべからず、といへり、此説はかへりていかとなり)小鷹狩なるべし、時八月なれば、小鷹狩によくかなへり、さて鷹獵は、義を得て書るにて、(鷹にて獵する意)名義は、獵鳥なり、鳥は、鳩、鶉の類を云、此ことはやく委註り、(契沖、トガリは、とりがりにて、其とりは、鷹をいふなり、と云るは、自他をたがへたり、鳥獵の鳥は、獲する鳥をいふことにこそあれ)○歌意は、芽子原に馬のりならべ分入て、石瀬野に小鷹狩のあそびをなるとも、共に爲て、然て別れなば、なほなぐさむべき方もあるべきに、君がなき間なれば、その遊をさへに得せずして、むなく別れなむか、となるべし

右八月四日贈之。

便附大帳使。取八月五日。應入京師。因此四日。設國厨之饌。於介内藏伊美吉繩麻呂館。餞之。于時大伴宿禰家持作歌一首。

國厨、和名抄に、説文云、厨庖屋也、和名久利夜

之奈謝可流。越爾五箇年。住住而。立別麻久。惜初夜可毛。

五箇年、さきに六載といへるは、六年にわたるをいひ、今は全く五年に満たるをいへり、五卷憶良歌に、阿麻社迦留比奈爾伊都等世周麻比都々云々、(全くは上に引り)○立別麻久は、立別牟の伸りたる言にて、此は立別れむことの、といふ意なり、○歌意は、かくれたるところなし、古今集に、おもふどちまるとるせるよはからにきたまをしまくものにぞありける

五日。平旦上道。仍國司次官已下諸僚。皆共視送。於時射水郡大領安努君廣島。門前之林中。預設饌。餞之宴。于時大帳使大伴宿禰家持。和內藏伊美吉繩鷹。捧盞之歌一首。

平旦、天智天皇紀には、トラノトキとよめり、○上道、名例律に、ミチダチ、齊明天皇紀に上路、訓同じ、○諸僚、僚は官僚也と註す、掾目等を云り、○視送、古事記に、天皇見送歌曰云々、廿卷に、和例乎美於久流等、○大領は、和名抄に、國曰守、郡曰大領、(已上加美)孝德天皇紀に、大領、持統天皇紀に、大領、孝德天皇紀に、郡領、同紀并持統天皇紀に、少領、などあり、(顯昭袖中抄に、又るなかに、大領、小領などいふものをば、おほのみやつこ、すけのみやつこ、などいふよし、口遊に見えたり)オホミヤツコと唱へしか、又書紀の訓と、和名抄とを合せて、カミノミヤツコとも唱ふべきか、〔頭註、西宮記に、大領古保乃見ヤツ古、北山抄に、古本乃、〕○廣島は、傳未詳ならず、○捧盞之歌は、繩麻呂がよめるなり、此歌こゝにもれたり玉梓之。道爾出立。往吾者。公之事跡乎。負而之將去。

公之事跡乎、(岡部氏、事跡は、景跡、行跡の意にて、シワザと訓べし、といへれど、いかどなり)本居氏、事跡は、たゞ言にて、繩麻呂が歌をさして云歟、その歌を賞美して、京まで持てゆかむと云意なり、なほその歌の詢に、由こともありけめど、その歌は、こゝにあけざれば、知がたし、言をことゝと云る例は、狂言等など云、是なりといへり、(本居氏又云、谷川氏和訓栞に、余が説をあけて、ことゝは離別の義なり、と云るは、古事記傳に、かの度事戸は、琴を婦家へ歸しやることにて、これ夫婦離別の表なることを云るを、見混へたるものなり、こゝは公之事跡を負て去むと云れば、それとは、太く異なることなり、といへり)猶考べし、○歌意は、道に出立て往吾は、君が言を賞美して、一すぢに大切に於て、京まで負持てゆかむ、といへるにや

正税帳使 掾 久米朝臣廣繩 事畢 退 任 適遇於越 前國 掾 大伴宿禰池主之館 仍共飲樂也 于時久米朝臣廣繩 曠芽子花 作歌一首

正税帳使云々、上に二月三日の歌の左に、判官久米朝臣廣繩、以正税帳應入京師云々、と見えたり、池主は、家持卿一族、殊に二三箇年前まで越中の掾にて、二なき得意なりければ、其館に宿られけるをりしも、廣繩も越中の任に退るに、これも立よりけるゆゑに、適遇て飲樂せられしなり君之家爾。殖有芽子之。始花乎。折而挿頭奈。客別度知。君は、池主をさせり、○挿頭奈(挿字、舊本に梓と作るは誤なり、今は拾穂本、古寫小本等に從つ、古寫本には槌と作り、下なるも同じ)は挿頭むといふことを、急く言るなり、○客別度知は、家持卿は、京師へ、自は越中へ還るゆゑに、旅に別るゝ共、といふなり、度知は、俗に同志といふ意なり、

○歌意、かくれたるところなし

大伴宿禰家持 和歌一首。

立而居而。待登待可禰。伊泥氏來之。君爾於是相。挿頭都流波疑。

伊泥氏來之は、今按に、之字は、且の誤にて、イデテキテなるべし、(なほ次に云を見て考べし)挿字、上にいへるに同じ、○歌意は、君(廣繩)の下るを待ど、待得ざるに堪かねて、出て来て、適こにて遇て、芽子花を共にかざしつるかな、とよろこばるゝなり、さるは上にもいへる如く、廣繩の正税帳使にて、京に上りしが事畢て、任にまかりかへりけるをりしも、池主の館に立よりけるに、家持卿の京に上るとて、來遇て飲樂せし時の歌なれば、わざとをかしく、廣繩を待かねて、出來しごとくにいはれたり、(しかるを、舊本の如く、伊泥氏來之にては、自他の違ありて、解得がたきことなるを、古來註者等、この處に心の附ずして、略解などに、廣繩が、家持卿を待かねて、池主の館まで出來りし意にときなせるは、ひがことなり、人にさしむかひて、其人のうへのことを、立而居而云々とは、云べき理にあらぬをや、熱心をとめて味べし、)

向レ 京路上。依レ興 預作。待レ 宴 應レ 詔 歌一首并短歌。

路字、舊本に洛と作るは誤なり、目錄并定家卿萬事に、路と作るぞ宜き

蜻島。山跡國乎。天雲爾。磐船浮。等母爾倍爾。眞可伊繁貫。伊許藝都追。國看之勢志氏。安母里麻之。掃平。千代累。彌嗣繼爾。所知來流。天之日繼等。神奈我良。君

皇乃。天下。治賜者。物乃布能。八十友之雄乎。撫賜。等登能倍賜。食國之。四方之人乎母。安天左波受。感賜者。從古昔。無利之瑞。多婢末禰久。申多麻比奴。手拱而。事無御代等。天地。日月等登聞仁。萬世爾。記續牟會。八隅知之。吾大皇。秋花。之我色色爾。見賜。明米多麻比。酒見附。榮流今日之。安夜爾貴左。

天雲爾磐船浮云々、浮はウカベと訓べし、(ウケテとよめるは、こゝはわろし、)此は、日子番能邇邇藝命の降臨の御事をいへり、磐船は、神武天皇紀に、抑又聞於鹽土老翁、曰東有美地、青山四周、其中亦有下乘天磐船、飛降者、余謂彼地必當足下、恢弘天業、光宅天下、蓋六合之中、心乎厥飛降者、謂是饒速日、歟、何不成就而都之乎、此集三卷に、久方乃天之探女之石船乃泊師高津者淺爾家留香裳、なほ天探女が磐船に乗て、難波高津に泊しと云こと、攝津風土記にも見えて、三卷に引たるが如し、さて邇々藝命の天降坐に、磐船に乗し、といふことは、古事記、書紀等には載されども、かくいふ一の古傳説のありしによりて、よまれしものなり、(しかるを略解に、神武天皇紀に、饒速日命の天磐船に乗て、飛降ると云る詞をかりて、今は天孫の御事を申すなりといへるは、甚も甚も偏固なる説なり、神代の御事跡を、詔を應を述らるゝに至りては、確據なき事は、よまるべきにあらざれば、註者等も、その心しらひをすべきことにこそあれ、なほざりに見て、みだりに論ふべきことにはあらざるを、その一かたにつきて、きはめ云は、いとくあるまじく、かたはらいたきわざなりけり、いで磐船のことは、右に引如く、三卷及攝津風土記にも見えて、饒速日命のみかぎらざることも、證明なることなるをや、)○等母爾倍爾は、艦に舳になり、○眞可伊繁貫は、此上に

も、眞可伊可氣とよみて、可伊のこと、其所にいへり、○伊許藝都追は、伊は、そへことばにて、磐船を撈乍なり、○國看之勢志氏は、國見爲賜而、といはむが如し、國見は、かの磐船にて、大虚を撈廻らしつゝ、こゝかしこ窺ひ見給ふよしなり、かの神武天皇紀に、饒速日命、乘天磐船而翔行大虚也、睨是郷而降之云々、とある、睨是郷と同意なり、さて國看之の之は助辭なり、と門入源巖雄が云る、さることにて、例のその一すぢなることをいふ辭なり、(しかるを看之は、見之明牟流など云、見之と同言と心得て見を見之ともいふとおもふは、ひがことなり、見之明牟流など云、見之は、ミシにあらす、メシにて見の伸りたる言なれば、見賜と云意なるをや)勢志氏は、爲賜而と云意なり、○安母里麻之は、天降坐なり、既くあまた出たる詞なり、○掃平、廿卷噺歌に、比左加多能安麻能刀比良伎、多可知保乃多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能可未能御代欲利云々、知波夜犬流神乎許等牟氣、麻都呂波奴比等乎母夜波之、波吉伎欲米都可倍麻都里弓云々、神代紀下に、吾欲令撥平、葦原中國之邪鬼、出雲國造神賀辭に、荒布留神等乎撥平、などあると同じく、殘賊強暴横惡之神等を、撥ひ平け給ふなり、初句より此句までに、邇々藝命の御故事を、述竟たるなり、○千代累は、天壤無窮に、皇統の千萬御代を重ね給ふをいへり、○神奈我良は、さきにあまた出たる詞なり、神とましますが隨に、といふ意なり、此よりは、即當代天皇の御事をさして申せり、○八十友之雄は、朝廷に仕奉る八十伴男にて、百官をいへり、○等登能倍賜、一卷に、御軍士乎安騰毛比賜、齊流鼓之音者、三卷に、綱引爲跡網子、調流海人之呼聲、十卷に、左男牡鹿之妻、登鳴音之、廿卷に、安佐奈疑爾可故等登能倍、又、夜蘇加奴伎可古登々能倍弓、などあり、舒明天皇紀に、群卿及百寮、朝參已懈、自今卯始朝之、已後退之、因以鐘爲節、孝德天皇紀に、昔

在天皇等世、混二齋、天下而治、及逮于今、分難失業、なども見ゆ、すべて登登能布と云は、離散るものを、呼立、整齋るを謂言なること、右の語にて心得べし、さればこゝは、朝廷に仕奉る百官人の、離散まじく、齋へ、撫惠み賜ふよしなり、○四方之人は、四海萬民を云、○安天左波受、天は、未を誤りしものにて、アマサハズは不餘の意なり、と岡部氏云り、本居氏云、天は夫の誤にて、安夫左波受、は、放かさずなり、波夫流は、放棄遣る意の古言なり、波と安と通て、溢も同じ、古事記下、輕太子の伊余湯に、流れ給はむとせし時の御歌に、意富岐美袁斯麻爾波夫良婆、續紀卅一詔に、彌麻之大臣之家内子等乎母、波布理不賜、失下賜慈賜波牟、此集十四に、久爾波布利爾爾多都久毛乎、など見ゆ、後の物語書などにも、波夫良加須とも、阿夫良加須とも多く見ゆ、又死人を葬ると云も、家より出しやりて、野山に放らかす、意にて、言の本は同じ、〔頭註、源氏瓦葛に、おとしあふ、手習に、あきまじうて、うしなひ侍ぬと思たまへし人、世におちぶれてあるやうに、ひとのまれば、〕〔雅澄侍りしかな、夢浮橋に、まだいとかくまでおちあふるべききはとは、おもひ給へざりしを、などあり、〕〔雅澄按に、物語文に、あぶると、はふると、用ひさまかはれり、はふるの方は、身をはふらかしなどいひ、あぶるの方は、おとしあぶさず、おちあぶれなどいへり、元は同言なるが、後にいさゝか別れたるものならむか、又云、棄る方に云ときは、島に波夫流など、夫の言濁れるを、溢る方に云ときは、國波布利など、布の言清て、もとより別言のごときこゆ、しかれども、本は同じ言なるが、後にいさゝか轉りて、清濁さへ別になりたるものとするか、又死人を葬ると云は、棄る方に云、波夫流に意はちかきを、言は溢る方に云と同じく、布を清て唱へ來れども、もとは、夫を濁れるを、後に清て唱るは、正しからずとするか、本居氏説は、未盡ざる所あれば、これらのこと、猶よく考へ定むべし、〕○愍賜者、已上四句は、上の物乃布能云々の四句に對へて、普き大御惠の、四海萬民

までに流およべるをいへり、古今集序に、普き御うつくしみの浪、八洲の外までながれ云々、○從古昔は、イニシハヨと訓べし、(ムカシヨリと云は、や、後なり)十七に、二所、伊爾之敝由、又、伊爾之邊遊、十八に、三所、伊爾之敝欲、廿卷に、伊爾之敝由、などあり、○無利之瑞は、ナカリシルシなり、(こゝの瑞を、舊本に、ミヅとよめるは論に足ず)すべて志流斯と云は、吉にまれ凶にまれ、其きざしの前表るゝを志流須と云、(十七に、豊乃登之思流須登奈良思とある、これなり)其を體言になしたるものなり、此瑞字は、其一かたに當て書るものにて、瑞祥の出來む、表の義を、しらせたるものなり、○多婢末禰久(末字、舊本に未と作るは誤なり、今は拾穂本に従つ)は、既に多く出たり、續紀宣命に、遍數久と書る、其意なり、○申多麻比奴は、奏賜ぬなり、度々瑞祥のありしことを、朝廷へ奏すよしなり、賜は尊き方に就て云が常なるを、又尊き方へむかひていふに、も、附て云ること、をりく見えたり、○手拱而、六卷に、手抱而我者御在とある例に依て、こゝもテウダキテと訓べし、なほ彼處に委註り、(こゝは契沖が、書武成曰、停信明義、崇德推功、垂拱而天下治、蔡註曰、垂衣拱手而天下自治、と云るを引たる、其意なり)○記續牟曾は、史官の絶ず記し繼むものぞ、となり、○秋花は、アキノハナなり、時秋なるがゆるにいへり、○之我色色爾は、其之種々にの意なり、○見賜は、メシタマヒと訓べし、見を賣之と云は、聞を伎可之(伎許之とも)知を志良之(志呂之とも)と云と同じ格なり、(しかるを、此をミシタマヒと訓は、大じき非なり、聞を伎々之賜ふ、知を志理之賜ふといふ言なきに准て、ミシタマヒとは、いふまじき理なるを曉べし、且ミシといふときは、聞をキ、シ、知をシリシなど云例に同じくて、過去しことを云言にかぎれば、現在の御うへにはあたらざる言なるをや)なほ此言の事、既く委釋り、○明米

多麻比は、明白に御覽じ給ひ、といふ意なり、續紀卅一詔に、山川淨所者、孰俱加母見行阿加良閑賜牟止、數賜比云々、(本居氏云、阿加良閑は、明らかめなり、すべて阿加と明とは、通ひて同じことぞ)とあるに同じく、數種の秋花を、おもしろみ御覽じ弄給ふを云、契沖、これまで四句の意は、秋野の草花の種々あるを、それくに見弄ぶ如く、諸臣の才器をわかち、應にしたがひて、用ひ給ふことを云へり、と説り、(書紀廿四十八丁に、乞垂審察、とあり)今反歌を合考るに、さる意もあるべきにや、(古今集序に、古の代々の帝、春の花の朝、秋の月の夜ごとに、さぶらふ人々をめして、事につけつゝ、歌をたてまつらしめ給ふ、或は花をこふとて便なき所にまどひ、或は月を思ふとて、しるべなき闇にたどれる心々を見給ひて、賢愚なりとしろしめしけむ、云々、此を合考べし)○酒見附は、十八に見えて、彼處にいへりき、酒宴のことなり、○榮流は、咲榮え坐を云り、○安夜爾貴左は、奇しきまでに、その貴さ、たとへむやうなし、との謂なり、○舊本、この長歌の下にも江字あり、拾穂本、古寫小本等にはなし、前に云る如く、最後人の所爲なれば、除去つ

反歌一首。

秋花。種種爾有等。色別爾。見之明良牟流。今日之貴左。

秋花、舊本、秋の下に時字あり、さてもアキノハナと訓に妨はなし、されど今は、古寫小本になきに従つ、○種種は、長歌に色々と云ると同意なり、舊本種々の重點なし、種の一字にてもクサクとよまるべけれど、今は古寫小本にかくあるに従つ、○色別爾は、色々各別にといはむが如し、○歌意は、長歌の末と同じ

爲壽^{トコトホカムヒダリノオホマヘツキミタチバナノマヘフキミチ} 左大臣^{アラカサメヨノルウケヒトツ} 橋^{ナカ} 卿^ノ 預^{アラカサメヨノルウケヒトツ} 作歌一首。

爲壽、(契沖、漢書に、爲壽、師古曰、凡言爲壽、謂下進爵于尊者、而獻無疆之壽、)とあるをひけり、壽は、コトホクなり、酒壽、言壽など併考べし、上京の後、橋卿にめされて、御酒賜らむとき

の料に、豫^{アラカサメ} 作る壽歌なり、○橋卿は、諸兄公なり
古昔爾^{イニシヘニ} 君之三代經^{キミガミヨヘテ} 仕家利^{ツカヘケリ} 吾王波^{ワガオホキミハ} 七世申禰^{ナ、ヨマラサネ}。

本三句、(契沖が代匠記に、武内宿禰などの事にや、といへるは、うべなひがたし、略解に、諸兄公の母夫人縣、犬養は、天武、持統、文武の三代に仕奉りし故に、かくいへり、といへるは、いかゞ、抑諸兄公の母親、縣、犬養、命婦は、聖武天皇天平五年正月に、薨ぜられたるよし、續紀に見えて、上に引たるごとくなるを、天武云々の三代にのみ、仕へ奉りしといへるは、いたくたがへり、又母親をさして、古昔爾云々仕家利と、打まかせていふべくもなし、)今按に、これも即橋卿をいふべし、君は天皇をさし奉り、さてこの橋卿の事、續紀に、元明天皇和銅三年正月、授無位葛木王從五位下、と見えたるをはじめ、其次に、元正天皇、聖武天皇の御代を経て、今孝謙天皇天平勝寶三年に至れば、當代を除て、聖武天皇より以往、三御代を経て、仕へ奉給ひしを云なるべし、當代を除て云ざるは、御代の初つ方なればなり、故仕家利と、既往の事にいひ結めたり、(用明天皇紀に、女曰^ニ 酢香手姫皇女、歷^ニ 三代、以奉^ニ 日神、)○後拾遺集神祇に、祭主輔親、祖父父孫輔親三代までに、いたゞきまつる皇大神、これは自の代を云るなり、)○吾大王は、これも橋卿をさしていへり、(或校本に、王字を主と作て、ワガオホキミハとよめるは、オホキミといふことを疑ひて、後人のみだりに改めたるなり、オホキミといふ詞は、あるべくもなし、)もと葛城王なりけるがゆゑに、大王と稱り、○七世申禰は、壽長く坐まして、今より將來數御代の天皇に奉仕て、政を執奏させ給ひねと、ことほくなり、七世とは、數代といはむが如し、すべて數の多きを七と云ること、九卷に、堅魚釣鯛釣矜、及七日家爾毛不來而、十卷に、春雨爾衣甚通哉七日四零者七夜不來哉、十七に、知加久安良波伊麻布都可太未、等保久安良婆奈奴可乃宇知波須疑米也母、神功皇后紀に、先日教^ニ 天皇者誰神也願知^ニ 其名、逮^ニ 于七日七夜、乃答曰、云々、用明天皇紀に、自呼^レ 開^レ 門^ニ 七廻不應、續後紀十五、尾張連濱主、と云しが歌に那々都義乃美與爾萬利倍留毛々知萬利止遠乃於支奈能萬飛天萬川流、(この歌意、委しきことは、余が南京遺響にせるせり、)十九興福寺法師等長歌に、是曾此常世之國度語良比呂七日經志加良云々、など見えたる七も、多くは數多きことをいへるにて、同じ、○歌意は、吾王左大臣には、既往三御代を経て、功しく仕へましゝき、なほ今より將來數御代を経て、永く久しく、天下の政をば執奏させ給ひねと、壽^{ホキ} たるなり、○上件荒玉乃云々の歌より此まで、長短九首は、少納言に遷任しより、京師に上り至るまでの歌を、載られたり

に改めたるなり、オホキミといふ詞は、あるべくもなし、)もと葛城王なりけるがゆゑに、大王と稱り、○七世申禰は、壽長く坐まして、今より將來數御代の天皇に奉仕て、政を執奏させ給ひねと、ことほくなり、七世とは、數代といはむが如し、すべて數の多きを七と云ること、九卷に、堅魚釣鯛釣矜、及七日家爾毛不來而、十卷に、春雨爾衣甚通哉七日四零者七夜不來哉、十七に、知加久安良波伊麻布都可太未、等保久安良婆奈奴可乃宇知波須疑米也母、神功皇后紀に、先日教^ニ 天皇者誰神也願知^ニ 其名、逮^ニ 于七日七夜、乃答曰、云々、用明天皇紀に、自呼^レ 開^レ 門^ニ 七廻不應、續後紀十五、尾張連濱主、と云しが歌に那々都義乃美與爾萬利倍留毛々知萬利止遠乃於支奈能萬飛天萬川流、(この歌意、委しきことは、余が南京遺響にせるせり、)十九興福寺法師等長歌に、是曾此常世之國度語良比呂七日經志加良云々、など見えたる七も、多くは數多きことをいへるにて、同じ、○歌意は、吾王左大臣には、既往三御代を経て、功しく仕へましゝき、なほ今より將來數御代を経て、永く久しく、天下の政をば執奏させ給ひねと、壽^{ホキ} たるなり、○上件荒玉乃云々の歌より此まで、長短九首は、少納言に遷任しより、京師に上り至るまでの歌を、載られたり

萬葉集古義十九卷之下

十月二十一日。於左大辨紀飯麻呂朝臣家宴歌三首。

是より已下、家持卿京師に歸られて後の歌を載られたりと見ゆ、○飯麻呂は、續紀に、天平元年八月癸亥、外從五位下紀朝臣飯麻呂授從五位下、五年三月辛亥、授從五位上、十二年九月丁亥、藤原朝臣廣嗣反、勅以某爲大將軍、從五位上紀朝臣飯麻呂爲副將軍云々、十三年閏三月乙卯、授從四位下、同七月辛亥、春宮大夫從四位下紀朝臣飯麻呂爲右大辨、十六年九月甲戌、爲畿内巡察使、十七年五月甲子、地震、遣云々飯麻呂掃平城宮、十八年九月己巳、爲常陸守、天平勝寶元年二月壬戌、爲大倭守、七月甲午、授從四位上、五年九月乙丑、爲太宰大貳、六年四月庚午、爲大藏卿、九冠丙申、爲右京大夫、十一年辛酉朔、爲西海道巡察使、寶字元年六月壬辰、爲右京大夫、七月乙卯爲右大辨、八月庚辰、正四位下紀朝臣飯麻呂爲參議、二年八月甲子、參議紫微、大弼正四位下兼左大辨紀朝臣飯麻呂等、奉勅改易官號、三年六月庚戌、授正四位上、十一月丁卯、爲義部卿(刑部)、阿波守如故、四年正月戊寅、爲美作守、六年正月癸未、授從三位、七月丙申、散位從三位紀朝臣飯麻呂薨、淡海朝大納言贈正三位大人之孫、平城朝、式部大輔正五位下古麻呂之長子也、仕至正四位下左大辨、拜參議、授從三位、病久不損、上表乞骸骨、詔許之、と見ゆ、契沖、寶字元年にこそ、左大辨にはなられるを、こゝには極官をかける歟、さらば右大辨を誤けるにや、と云り、もし極官をもてしるされしとせば、參議とあるべし、さらば、右大辨と改べき歟

手束弓、手爾取持而。朝獵爾。君者立之奴。多奈久良能野爾。

手束弓、契沖云、第五には、たつか杖ともよめり、弓もつかねてもつものなれば、手束弓とはいへり、古歌に、あさもよい紀の關守がたつか弓ゆるす時なくあがもへるきみ、此歌をかたく執して、きのせきもりが弓ならでは、手束弓とはいふまじきやうにおもふは、ことちに、にかはつけたるなり、○君者立之奴、(之)字、舊本には去と作り、今は仙覺校本に、松殿本、京兆本、基長卿本共に、去を之と作りとあるに従つ、君は、天皇をさし奉るなるべし、立之奴は、立給ひぬる、といはむが如し、○多奈久良能野は、神名式に、山城國綴喜郡棚倉孫神社、(大、月次新嘗、)とある處の野なり、久邇京より程近きよし、○歌意は、かくれたるところなし

右一首。治部卿船王傳誦之。久邇京都時歌。未詳作主也。

船王は、傳六卷下に云り、治部卿になり賜ひしこと、續紀に漏たり

明日香河。河戶乎清美。後居而。戀者京。彌遠會伎奴。

河門乎清美は、河戶の清きが故にの意なり、(略解に、河戶を清みは、たゞ其地のけしきのよきをいふのみ、と云るは、いさゝかわろし、清河邊爾とやうに云ずして、清美と云るには、要あることにこそ)○遠會伎奴は、遠避ぬる、といふなり、○歌意は、思ふ人に遣れ居る、己が里の明日香河の清きが故に、思ふ人のあらば、共に出遊すべきをと戀しく思ふに、更に京の遷ひかはるまゝに、いよく其思ふ人に遠ざかりぬるよ、といふなるべし、契沖云、此歌は、飛鳥淨御原宮より、藤原宮にうつらせ給ひ、藤原より奈良へうつらせ給ひて後、淨御原宮にちかく住ける人のよめるなるべし、

さればこそ、こふればみやこいよく、遠のくとはよみけめ、第一に明日香宮より、藤原へうつらせ給ふ時、志貴皇子御歌に、たわやめの袖ふきかへすあすか風都をとほみいたづらにふく、藤原の宮より、奈良へうつらせ給ふ時、元明天皇の御歌に、飛鳥のあすかの里をおきていなば君があたりは見えずかもあらむ、此二首を引合て見べし

右一首。左中辨中臣朝臣清麻呂傳誦古京時歌也。

清麻呂は、續紀に、天平十五年五月癸卯、正六位上中臣朝臣清麻呂授從五位下、六月丁酉、爲神祇大副、少歟、十九年五月丙子朔、爲尾張守、勝寶三年正月己酉、授從五位上、六年四月、爲神祇大副、七月丙午、爲在中辨、寶字元年五月丁卯、授正五位下、三年六月庚戌、授正五位上、六年正月癸未、授從四位下、八月丁巳、令文部大輔從四位下中臣朝臣清麻呂等、侍于中宮院、宣傳勅旨、十二月乙巳朔、爲參議、七年正月壬子、爲左大辨、四月丁亥、爲兼攝津大夫、八年正月乙巳、授從四位上、九月丙午、授正四位下、神護景雲元年正月己亥、授勳四等、十月辛未、行幸紀伊國、爲御後次第司長官、十一月庚辰、詔曰、神祇伯正四位下中臣朝臣清麻呂、其心如名、清慎勤勞、累奉神祇官、朕見之誠有喜焉、是以天皇喜曰、其心如名、特授從三位、景雲二年二月癸巳、爲中納言、神祇伯如故、三年六月乙卯詔因神語、有言大中臣、而中臣朝臣清麻呂、兩度任神祇官、供奉無失、是以賜姓大中臣朝臣、寶龜元年十月己丑朔、授正三位、二年正月辛巳、大納言正二位大中臣朝臣清麻呂爲兼東宮傅、二月癸卯、左大臣暴病、詔攝行大臣事、三月庚午爲右大臣、授從二位、十一月癸卯、行大嘗之事、奏神壽詞、賜純六十疋、三年二月戊辰、幸右大臣第、授正

二位、五年十二月乙酉、上表重乞骸骨、優詔不許、十一年四月辛丑、勅備前國邑久郡荒廢田一百餘町、賜右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂、天應元年六月庚戌、上表乞身、詔許焉、因賜几杖、延曆七年七月癸酉、前右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂薨、曾祖國子、小治田朝小德冠、父意美麻呂、中納言正四位上云々、薨時年八十七、○古京といへるは、奈良京なるべし、當時は恭仁都なればなり

十月。之具禮能常可。吾世古河。屋戸乃黃葉。可落所見。

十月を、可美那月といふ、名義は既く委註り、○之具禮能常可、略解に、大平が説を載て、常は零の誤なるべし、といへるは、甚宜し、又落の誤にてもあるべし、草書の形考べし、九卷に、黃葉常敷とあるも、常は落の誤ならむよし、其所に註り、併思べし、可は、方字などの誤なるべし、さらば此一句は、シグレノフレバと訓べし、(可にては、尾句にかけあはず)○歌意、かくれたるところなし

右一首。少納言大伴宿禰家持。當時曠梨黃葉。作此歌也。

梨黃葉、十卷に、黃葉之丹穗日者繁然、鞆妻梨木乎手折可佐寒、又、露霜聞寒夕之秋風丹黃葉、爾來毛妻梨之木者、などあり

天平勝寶四年。

天平云々の六字、舊本こゝにはなくて、二首を載て、歌の左にあり、今は類聚抄に従て記しつ、但天平勝寶の四字は、前にゆづりて削るべし、五年の條にも、年號は、前にゆづりて、五年とのみ記せり、さて件の梨黃葉の歌より、上新年之初者云々の歌までは、天平勝寶三年に作る歌、或

は古歌を傳誦たるをも、同年のかぎり聞て記され、此より下、十一月二十七日、林王宅饗宴歌三首までは、同四年に作る歌、或は古歌を傳誦たるをも、同年のかぎり聞て記されたるがゆゑ、必此處に、かく紀年の標あるべきことなり

壬申年之亂。平定以後歌二首。

壬申云々は、天武天皇元年にて、大友皇子との御いくさなり、後々まで諸臣卒去贈位等につき、以壬申年之功、とあまたたび見えたり、又有勤勞於壬申年役、と年を経て褒賞給ふことも見えたり、寶字元年十二月壬子、太政官奏曰、旌功錫命、聖典收重、褒善行封、明王所務、我天下也、乙巳以來、人々立功、各得封賞、但大上中下雖載令條、功田記文或落其品、今故比按昔令、議定其品、大織藤原内大臣、乙巳年功田一百町、大功世々不絶、贈小紫村國連小依、壬申年功田十一町、贈正四位上忌寸禰麻呂、贈直大壹丸部臣君手、並同年功田各八町、贈直大壹文忌寸智德、同年功田四町、贈小錦上置始連菟、同年功田五町、五人並中功、合傳二世、正四位下下毛野朝臣古麻呂、贈正五位上調忌寸老人、從五位上伊吉連博德、從五位下伊余部連馬養、並大寶二年、修律令、功田各十町、四人並下功、合傳其子、贈大錦上佐伯連古麻呂、乙巳年功田三十町六段、被他驅卒、效力誅姦、功有所推、不能稱大、依令上功、合傳三世、從五位上尾治宿禰大隅、壬申年功田三十町、淡海朝廷諒陰之際、義興警蹕、潛出關東、于時大隅參迎奉導、掃清私第、遂作行宮、供助軍資、其功實重、准大不及、比中有餘、依令上功、合傳三世、贈大紫星川臣麻呂、壬申年功田四町、贈大錦下坂上直熊毛、同年功田六町、贈正四位下黃文連大伴、同年功田八

町、贈小錦下文直成覺、同年功田四町、四人並歷涉戎場、輸忠供事、立功雖異、勞効是同、比校一同、村國連小依等、依令中功、合傳二世、大錦下笠臣志太留、告吉野大兄密、功田二十町、所告微言、尋非露驗、雖云大事、理合輕重、依令中功、合傳二世、從四位下上道朝臣斐太都、天平寶字元年功田二十町、知人欲反、告令其除、論實雖重、本非專制、依令上功、合傳三世、小錦下坂合部宿禰石敷、功田六町、奉使唐國、漂著賊洲、橫斃可矜、稱功未愜、依令下功、合傳其子、正五位上大和宿禰長岡、從五位下陽胡史眞身、並養老二年、修律令、功田各四町、外從五位下矢集宿禰虫麻呂、外從五位下鹽屋連吉麻呂、並同年功田各五町、正六位上百濟人成、同年功田四町、五人並執持刀筆、刪定科條、成功雖多、事匪匡難、比校一同、下毛野朝臣古麻呂等、依令下功、合傳其子、と見えたり、壬申年功田のさだ、かくの如し、功田の事は、こゝにことさら用なけれど、壬申年の亂のことを云因に引たるなり、○平定、神代紀に、ムケシヅムと訓たり

皇者。神爾之座者。赤駒之。腹婆布田井乎。京師跡奈之都。

皇者云々、三卷に、皇者神二四座者天雲之雷之上爾廬爲流鳴、又、皇者神爾之座者眞木之立荒山中爾海成可聞、などあるに同じ、爾之といへるは、さだかにしかりとする意を思はせたる辭なり、○赤駒之腹婆布田爲乎、契沖、天武天皇紀に、鯨(人名也)乘白馬以逃之、馬墮湍田、不能進行云々、とあるを引て、深田にて、駒も得進まで、はらばふなり、と云り、今按に、腹婆布は、駒にて田を耕ことにて、田をすくには、馬の速く歩むことなければ、匍匐ごとくに、見ゆるゆゑにいふにもあるべし、(略解に、赤駒のはらばふとは、放ちおける馬をいふといへるは、いかなる

意にていへるにか、さてこゝは、たゞ水田のさまをいへるのみにて、みさかりなる京都のことを云むためなり、腹婆布は、字鏡に、匍匐也、波良波比由久、靈異記に、匍匐、波良波不、などあり、田爲は、たゞ田なり、爲の言に意なし、既く云り、○京師跡奈之都、六卷に、荒野等丹里者雖有大王之敷座時者京師跡成宿、○歌意は、大王の神とも神とまします、ありがたき御徳によりて、水田なりし地を家並敷て、みさかりなる京都となしつるよ、となり

右一首。大將軍贈右大臣大伴卿作。

大伴卿は、御行卿にて、四卷左註にいはゆる、高市大卿これなり、書紀に、天武天皇四年三月乙巳朔庚申、諸王四位栗隈王爲兵政官長、小錦上大伴連御行爲大輔、十三年十二月戊寅朔己卯、大伴連云々、五十氏賜姓曰宿禰、十四年九月甲辰朔辛酉、是日云々、大伴宿禰御行云々、凡十人賜御衣袴、持統天皇二年十一月乙卯朔乙丑、布勢朝臣御主人、大伴宿禰御行遙進誅（朱鳥元年九月、天武天皇崩に仍てなり、）五年正月癸酉朔乙酉增封云々、大伴御行宿禰八十戸、通前三百戸、八月己亥朔辛亥、詔十八氏、（云々大伴云々、）上進其祖等墓記、八年正月乙酉朔丙戌、以正廣肆、授直大壹布勢朝臣御主人與大伴宿禰御行、增封人二百戸、通前五百戸、並爲氏上、十年十月己巳朔庚寅、假賜資人八十人、續紀に、文武天皇三年八月丁卯、授正廣參、大寶元年春正月己丑、大納言正廣參大伴宿禰御行薨、帝甚悼惜之云々、宣詔、贈正廣貳右大臣、御行、難波朝右大臣大紫長徳之子也大王者。神爾之座者。水鳥乃。須太久水奴麻乎。皇都常成都。未詳。

須太久水奴麻乎、多集水沼なり、十一に、葦鴨之多集池水云々、○歌意、大かた上なるに同じ

右件一首。天平勝寶四年二月一日聞之。即載於茲也。

閏三月。於衛門督大伴古慈悲宿禰家。餞之入唐。副使同胡鷹宿禰等二歌二首。

三月の下、日を脱せるか、○古慈悲は、續紀に、天平九年九月癸巳、從六位上大伴宿禰祐信備授外從五位下、十一年正月丙午、授從五位下、十二年十一月甲辰、授從五位上、十四年四月甲午、河内守祐志備授正五位下、十八年三月己未、河内國守大伴宿禰古慈悲解僞、於所部古市郡内獲白龜一頭、十九年正月丙申、授從四位下、勝寶元年十一月己未、授從四位上、八年五月癸亥、出雲國守從四位上大伴宿禰古慈悲、坐誹謗朝廷、無人臣之禮、禁於左右衛士府、丙寅詔放免、寶字元年七月庚戌、土左國守大伴古慈悲便流任國、寶龜元年十一月癸未、復無位大伴宿禰古慈悲本位從四位上、十二月丙辰、爲大和守、二年十一月丁未、授正四位下、六年正月己酉、授從三位、八年八月丁酉、大和守從三位大伴宿禰古慈悲薨、飛鳥朝常道頭贈大錦吹負之孫、平城朝越前按察使從四位下祖父麻呂之子也、少有才幹、略涉書記起家、大學大允、贈太政大臣藤原朝臣不比等、以女妻之、勝寶年中、累遷從四位上衛門督、俄遷出雲守、自見疎外、意常鬱々、紫微内相藤原仲滿、誣以誹謗朝廷、左降土左守、促命之任、未幾、勝寶八歲之亂、便流土左、天皇宥罪入京、以其焦老、授從三位、薨時年八十三、この名、初のほどはみな祐信備とあるは、古慈悲とは、清濁倒なり、契沖もいひしごとく、小館などの義にて負たるなるべし、（天智天皇紀に、吉士小館、天武天

皇紀上に、民直小鮪など云あり、後に古慈悲とのみ書たるは、所思ありて改められけるなるべし、○入唐副使、これ清河大使たりしときの副使なり、○胡麻呂は、旅人卿の姪なるよし、四卷に見ゆ、續紀に、天平十七年正月乙丑、正六位上大伴宿禰古麻呂授從五位下、勝寶元年八月辛未、爲左少辨、二年九月己酉、爲遣唐副使、三年正月己酉、授從五位上、四年閏三月丙辰、召遣唐副使已上於内裏、詔賜節刀、仍云々副使從五位上大伴宿禰古麻呂授從四位上、六年正月壬子、入唐副使從四位上大伴宿禰古麻呂來飯、四月庚午、爲左大辨、壬申、授正四位下、八歲五月乙卯、遣云々等奉幣帛於伊勢大神宮、寶字元年六月壬辰、左大辨正四位下大伴宿禰古麻呂爲兼陸奥鎮守將軍、同日爲陸奥按察使、甲辰、山背王復告、橘奈良麻呂、備兵器、謀圍田村宮、古麻呂亦知其情、七月庚戌、下獄拷掠窮問、杖下死、と見ゆ、謀反のことによりて、拷問せられてみまかれり

韓國爾。由伎多良波之氏。可敵里許牟。麻須良多家乎爾。美伎多氏麻都流。

由伎多良波之氏は、往満足而なり、往とゞきて、といはむが如し、此詞に、公事を執行意をもたせたり、○麻須良多家乎は、丈夫武雄なり、○美伎多氏麻都流は、獻御酒にて、爵を獻るなり、客人をうやまひていへる詞なり、○歌意、かくれなし

右一首。多治比真人鷹主。壽副使大伴胡鷹宿禰也。

鷹主、此集にはこゝのみに出たり、續紀に、都字元年七月庚戌、詔更遣藤原永手等、窮問東人等、欸云云々、其業者云々、多治比鷹主云々、自餘業者、闇裏不見其面、梳毛見自。屋中毛波可自。久左麻久良。多婢由久伎美乎。伊波布等毛比氏。作主未詳。

梳毛見自、仙覺、人のものへ行たるあとには、三日家の庭はかず、つかふ櫛を見ずといふことのあるなり、といへり、今按に、見自は、たゞ目に不見といふのみにはあらず、取見じといふにて、取持用ふまじ、と云義なるべし、○屋中毛波可自、今世にも、人の出去し跡を、やがて掃くことを忌り、本居氏(玉勝間十)云、人の出行し跡を掃くことをいむは、葬の出ぬる跡を、はくわざある故なり、台記に、久壽二年十二月十七日、傳聞今夜刻、高陽院入棺云々、即奉遷福勝院云々、出御之後、民部大夫重成、以竹箒拂御所、○伊波布等毛比氏は、齋と思ひて、齋ふとて、と云むが如し、思の辭軽く意得べし、齋とは、人の旅行し跡にて、家人の屋中を穢し過つことのあるまじく、齋清めて慎み居るを云、若慎ずして屋中を穢し過つことのあるときは、その旅行人に禍あるべし、となり、十五、新羅國に遣れし雪連宅満が、到壹岐島、忽遇鬼病死去之時作歌に、可良國爾和多流和我世波、伊倣妣等能伊波比麻多禰可、多太未可母安夜麻知之家牟云々、(これ家人の齋ひ慎て不待ばか、疊を過ち穢せるゆるか、旅中にて、鬼病遇て死れる、と云意の歌なり、)又古事記下卷、輕太子の伊余湯に流給はむとする時の御歌に、意富岐美袁斯麻爾波夫良婆布那阿麻理伊賀幣理許牟叙和賀多々彌由米、(吾疊を齋慎なり、)ともあるごとく、屋中にて、疊は朝暮常に敷座具なれば、ことさら齋慎みて藏めたくはへ、又常に身に隨へし櫛巾の類までも、斂めおきて、取いらふことなく、大切にするぞ、上古よりのならひにてありけむ、○歌意、かくれなし。此は唐に遣さるゝ人の妻の意に擬てよめるなるべし

右件(三)首歌傳誦。大伴宿禰村上。同清繼等是也。

村上は、八卷に出たり、○清繼は、こゝのみに出たり、傳未詳ならず

勅ニ 從四位上高麗朝臣福信。遣於難波。賜酒肴入唐使
藤原朝臣清河等御歌一首并短歌。

勅は、孝謙天皇のにて、聖武天皇の大御意なるべし、○福信は、字音に唱べし、續紀に、天平十年三月辛未、從六位上背奈公福信授外從五位下、十一年七月乙未、授從五位下、十五年五月癸卯、從五位上背奈王福信授正五位下、六月丁酉、爲春宮亮、十九年六月辛亥、賜背奈王姓、二十年二月己未、授正五位上、勝寶元年七月甲午、授從四位下、八月辛未、中衛少將從四位下背奈王福信爲兼紫微少弼、十一月己未、授從四位上、二年正月丙辰、賜高麗朝臣姓、寶字元年五月丁卯、授正四位下、七月戊申、遣高麗朝臣福信等、率兵追捕小野東人、答本忠節等、並皆捉獲禁著左衛士府、四年正月戊寅、爲信部(民部)大輔、七年正月壬子、爲但馬守、神護元年正月乙亥、授從三位、景雲元年三月己巳、造宮卿但馬守從三位高麗朝臣福信、爲兼法王宮大夫、寶龜元年八月丁巳、爲兼武藏守、四年二月壬申、初造宮卿高麗朝臣福信、專知造作楊梅宮、至是宮成、七年三月癸巳、爲兼近江守、十年三月戊午、從三位高麗朝臣福信賜姓高倉朝臣、天應元年五月乙丑、從三位高倉朝臣福信爲彈正尹、延曆二年六月丙寅、爲兼武藏守、四年二月丁未、上表乞身、優詔許之、賜御杖並衾、八年十月乙酉、散位從三位高倉朝臣福信薨、福信武藏國高麗郡人也、本姓背奈、其祖福德、屬唐將李勣、拔平壤城、來歸國家、居武藏焉、福信即福德之孫也、初任右衛士大志、稍遷、天平中授外從五位下、任春宮亮、勝寶初、至從四位紫微少弼、改本姓賜高麗朝臣、遷信部大

輔、神護元年、授從三位、拜造宮卿、兼歷武藏近江守、寶龜十年上書言、臣云々、伏乞改高麗以爲高倉、詔許之、天應元年、遷彈正尹兼武藏守、延曆四年、上表乞身、以散位歸第焉、薨時年八十一、○賜酒肴云々の事、續紀に漏たり、故左註にも、其事見えたり、○御歌は、孝謙天皇の御製歌なり、(略解に、御の下、製字を脱せり、と云るは、非なり、製字のこと、既に辨たり、) 虛見都。山跡乃國波。水上波。地往如久。船上波。床座如。大神乃。鎮在國會。四船。船能倍奈良倍。平安。早渡來而。還事。奏日爾。相飲酒會。斯豐御酒者。

鎮在國會、イハヘルクニソと訓ぞ宜き、(舊訓に、シヅムルクニソとあるは宜しからず)守護ませる大神等の、鎮座ます國ぞ、と云意なり、上にも、伊波做神多智、とよめり、鎮は、鎮齋の義もて書るなり、七卷旋頭歌に、三幣取神之祝、我鎮齋杉原云々、續後紀十九、仁明天皇四十の御賀に、興福寺僧等が獻れる長歌に、萬世鎮布云々、鎮牟止許會云々、鎮申世利云々、皇乎鎮倍利云々、鎮倍留事者などあり、さて初御句より、此までの意を、とりすべていへば、この日本國は、たとひ遠境にいたるとも、見はなしたまふことなく、水上は、地の上を往もかはることなく、船上は、床座に居るも同じごとく、まもります大神等の、鎮齋ひ座す御國なるぞ、との謂なり、○四船は、大使、副使、判官、主典の船なり、○船能倍奈良倍は、船舳並なり、○還事は、古事記上に至子三年、不復奏云々、神代紀に、不報聞、却遷崇神祝詞に、返言不申支、神賀詞に、返事申給久、などかたぐいに見えたり、本居氏云、加做理事は、使人の還て申言、と云意にて、加做理は、其使に係る言なり、然るを、今京になりて後、答歌を返しと云から、加做理言をも、彼方の答言の

意と思ふは、違へることなり、○相飲酒會云々、六卷に、天平四年、聖武天皇、酒を節度使、卿等に賜へる時に、御製る長歌の末にも、將還來日相飲酒會此豐御酒者、とあり、○此長歌、中院家本、阿野家本、古寫本等には、都波久乃會爾の語辭の字を細書せり、古の一の書法なり

反歌一首。

四船。早還來等。白香著。朕裳裾爾。鎮而將待。

早還來等は、早く還り來よと、といふ意なり、○白香著は、三卷坂上郎女祭神長歌に、奥山乃賢木之枝爾白香付木綿取付而云々、とあり、十二にも見えたり、白香の事は、三卷に、本居氏説を擧ていへるごとく、白紙なるべし、さて白紙著木綿は、木綿に白紙を切かけて取添るを云べく、今の大御歌は、たゞ白紙のみを用ひ給ひしなるべし、されば此御句は、シラガツケと訓て、第四御句の次へうつして意得べし、○朕裳裾爾云々、御裳の裾に白紙著て、齋ひ給はむこと、少しいかゞとおもはるれども、古せしわざにやありけむ、(一説に、裾のうちかひなどよみて、あふものなれば祝て著給ふか、と云り、いかゞあらむ)かの五卷に載たる、鎮懷石をよめる歌の端に、古老相傳曰、往者息長足日女命、征討新羅國之時、用茲兩石、挿著御袖之中、以爲鎮懷、とありて、註に、實是御裳中矣、と見え、(この御事を、書紀には、取石挿腰、といへり)風土記には、挿著裙腰、とあれば、其御事などを思食けることもあるべきか、(されど其は、懷妊る御腹を齋鎮賜ふなれば、事のさま異れり、)猶考べし、○大御歌意は、唐に遣はさる、四の船の、平安く渡りて、早く還り來よと、吾裳の裙に白紙を著つ、齋て待座むぞ、と詔ふなり

〔右發遣勅使。并賜酒樂宴之日月。未得詳審也。〕

爲應詔儲作歌一首并短歌。

安之比奇能。八峯能宇倍能。都我能木能。伊也繼繼爾。松根能。絕事奈久。青丹余志。奈良能京師爾。萬代爾。國所知等。安美知之。吾大皇乃。神奈我良。於母保之賣志氏。豐宴。見爲今日者。毛能乃布能。八十伴雄能。島山爾。安可流橘。宇受爾指。紐解放而。千年保伎。保伎吉等餘毛之。惠良惠良爾。仕奉乎。見之貴左。

八峯は、彌津岑なり、上にあまた見えたり、○都我能木能は、枕詞なり、一卷、三卷、六卷等にも見えたり、○松根能、これも枕詞なり、三卷に、松根也遠久寸、とつゞけたるが如く、遠長く蔓延るを以て、不絶といふ言につゞきたり、○豐宴、古事記に、豐明とも、豐樂とも書たり、書紀に、宴、また讌、宴樂、宴會、宴饗、肆宴、などあるをも然訓り、本居氏云、豐は、例の稱辭、明は、もと大御酒を食て、御御顔色の赤らみ坐を申せる言にて、大嘗祝詞に、天津御食乃長御食能遠御食登、皇御孫命乃大嘗聞食奉爲故爾云々、千秋五百秋爾、平久安久聞食且、豐明爾明坐牟皇御孫命能云々、中臣壽詞に、(台記の大嘗會別記に載れり、)悠紀主基乃黒木白木乃大御酒遠、大倭根子天皇我、天津御膳乃長御膳乃遠御膳止、汗仁毛實仁毛、赤丹乃穗仁所聞且、豐明仁明御坐且云々、などある、是なり、さて此は、大嘗、新嘗には限らず、何時にても云名なるを、後世には、新嘗の節會に限れる如くにて、是を豐明節會と云りと、なほ古事記傳三十二に詳に註り、○見爲今日者は、メスケフノヒハと訓べし、(舊訓に、ミセマスケフハとあるは、論のかざりにあら

す、又略解などに、これをミシセスケフハとよめるは、大じき非なり、ミシセスといふ詞、例もな
く、あるべくもなし、次の反歌、第四句合見べし、三卷に、見爲明米之、とあるをはじめて、賣須
に、見爲と書る例なほあり、賣之、賣須といふ言の義は、既く委註り、今日をケフノヒとよむ例も、既
に云り、十卷に、春野爾云々、來之今日者云々、十二に、日低人可知今日云々、○島山は、禁庭の御
池の中島などをいふべし、○八十伴雄能は、八十伴男が、と云意なり、○安可流橋は、此下に
も、島山爾照有橋宇受爾左之、とよめり、契沖、安可流は、熟するなり、日本紀に、熟字をアカ
ムとよめり、應神天皇の御製に、髮長姫を橋によそへて、みつぐりのなかつえのあかれるをとめ、と
よませ給へり、といへり、十八にも、和我佐世流安加良多知婆奈、とよめり、(但しこの十八なるは、
夏の行幸の時の歌なれば、實にはあらで、花の白く清らなるをいふよし、荒木田氏説を引て、彼處
にいへり、)○宇受爾指は、髻華に指なり、十三に、神主部之雲聚山蔭、とある歌に、委註り、○紐
解放而は、宴樂に打とけたる形容を云るなり、五卷に、紐解佐氣豆多知婆志利勢武、九卷に、歡登
紐之緒解而、家如解而會遊、などあり、同意なり、契沖、欽明天皇紀に、願王開襟緩帶、恬然自
安、勿深疑懼、とあるを引たり、其意もあるべし、○千年保伎は、十八に、安之比奇能夜麻能許奴
禮能保與等里天可射之都良久波知等世保久等會、とある歌に委註り、此卷末にもあり、續後紀十九、
興福寺僧長歌に、高御座萬世鎮布、五八能春爾在氣利、とある、萬世鎮布に意同じ、○保伎吉等餘
毛之は、伎字は、もと佐とありしを、上の千年保伎に見まがへて、寫し誤りしなり、保伎吉は、神
代紀に、中臣遠祖天兒屋命則以神祝々之、註に神祝々之、此云加武保佐根保佐根、とありて、保
吉といふと同意なり、(しかるを、本居氏の、吉は言字の誤にて、古事記倭建命段に、言動爲御室樂、

とあるに同じく、保伎言動しなるべし、といへるをはじめて、略解に、神功皇后御歌に、このみき
はわがみきならず、くしのかみとこよにいます、いはたすすくなみかみの、とよほきほきもとほ
し、かむほきほきくるほしまつりこしみきぞ、と有ば、保伎吉は、保伎保伎と重ねいふを、中略せ
る語か、といへるなどは、共にあたらしめ説なるを、余が考にて、いと易く明らかにはなりたるなり、
等餘毛之は、令響にて、祝壽の聲の物に響き應るよしなり、此詞の事、既く委註り、神代紀に、扇
天、扇國、とあるをも、考合べし、○惠良惠良爾、神代紀に、囀樂を、エラクと訓、(字書に、囀同
囀、囀大笑也、)雄略天皇紀には、歡喜盈懷を、エラキマスと訓り、續紀廿六、大嘗會豐明の詔に、黒
紀白紀能御酒乎、赤丹乃保仁多末倍惠良伎云々、又卅卷詔にも、黒紀白紀乃御酒食倍惠良伎云々、と
あり、本居氏云、惠良久とは、咲榮樂むを云、左字、阿野本并官本には、者と作り、いづれにもある
べし、○此長歌の終にも、また舊本に、江説二字を註り、今除去つ、拾穂本、古寫小本等にはな
し、上に委辨たり

反歌。

須賣呂伎能。御代萬代爾。如是許會。見爲安伎良目米。立年之葉爾。

見爲安伎良目米は、見明らかめ賜はめ、といはむが如し、見爲をメシと訓こと、上の長歌なると同じ、
(略解に、ミシとよめるは、大じき非なり、)○立年之葉爾、續後紀十九、興福寺僧長歌に、瀛津波起
川、毎年爾春波有禮度云々、○歌意、かくれたるところなし

右一首。大伴宿禰家持作之。

天皇太后。共幸於大納言藤原家之日。黃葉澤蘭一株拔取。令持内侍佐佐貴山君。遣賜大納言藤原卿并陪從大夫等御歌一首。

天皇は、世に孝謙天皇と稱すこれにて、少くましくし時、阿倍内親王と申しき、聖武天皇の皇女にて、御母は、光明皇后にましくしき、天平十年、皇太子にさだまり賜ひ、勝寶元年に、即位しめし、寶字二年、御位を、大炊王(廢帝)に譲らせ賜ひしが、後その御位をおひおろし賜ひて、神護元年、ふたゝびあまつひつぎしろしめしき、これを高野天皇と申し、世に稱徳天皇と稱す、これなり、その後大御病ましゝて、寶龜元年と云に、つひにかむあがりましゝき、續紀に、寶字四年六月乙丑、天平應眞仁正皇太后(光明皇后)崩、聖武皇帝備貳之日、納以爲妃、神龜元年、聖武皇帝即位、授正一位、爲大夫人、生高野天皇及皇太子云々、同紀に、天平十年正月壬午、立阿倍内親王爲皇太子、勝寶元年七月甲午、皇太子受禪即位於大極殿、寶字二年八月庚子朔、高野天皇禪位皇太子(大炊王)神護元年十一月癸酉、先是廢帝既遷淡路、天皇重臨萬機、寶龜元年八月癸巳、天皇崩于西宮寢殿、春秋五十三、丙午、葬於大和國添下郡佐貴郷高野山陵、諸陵式に、高野陵、(平城宮御宇天皇、在大和國添下郡、兆域東西五町南北三町、守戸五烟)○太后は、光明皇后なり、傳八卷下に、委註り、○藤原家、(家の上、目錄并拾穂本に卿字あり、これ然るべきに似たれども、この下にも、左大臣橋家とあれば、今は舊本に従つ)仲麻呂家なり、傳十七上に委註り、○澤蘭は、品物解に註り、○拔字、舊本に拔と作るは、誤なり、拾穂本に従つ、○内侍は、宮女をいふなるべし、○佐々貴山君は傳未詳ならず、此姓は、雄略天皇紀に、近江狹々城君韓備言云々、續紀

に、天平十六年八月乙未、詔授蒲生郡大領正八位上佐々貴山君親人、從五位下云々、神前郡大領正八位下佐々貴山君足人正六位上云々、勝寶八歲五月乙卯、太上天皇崩云々、丙辰、從五位下佐々貴山君親人爲養役夫司、寶字三年七月丁卯、從五位下佐佐貴山君親人爲中宮亮、神護元年正月己亥、正六位上佐々貴山公足人授外從五位下、延曆四年正月癸亥、近江國蒲生郡大領外從六位上佐々貴山由氣比、詔授外從五位下、六年戊寅從七位下佐々貴山君賀比授外從五位下、など見ゆ、又神名式に近江國蒲生郡沙々貴神社、とあり、契沖、次に見えたる命婦は、すなはちこの内侍佐々貴山君にて、親人がむすめなどにや、と云り、○陪從大夫は、行幸に供奉れる諸臣なり、○御歌は、天皇のか、太后のか、わきまへがたし

命婦誦曰。

命婦、仁徳天皇紀に、ヒメトネ、天武天皇紀に、ヒメマチキミと訓り、さてこれ契沖がいへる如く、右の内侍なるべし、〔頭註、刀禰といふ禰のこと、古事記〕○誦曰は、澤蘭を、諸臣のさぶらふ所へ持行て、御歌を吟誦ふるなり

此里者。繼而霜哉置。夏野爾。吾見之草波。毛美知多里家利。

御歌意は、未秋もふけねば、なべてはさのみ霜は置ざるを、夏野にて、近頃吾見たりし草の色付たるは、此里には、打つゞきて、早く霜の置る故にやあらむ、となり、(略解に、夏の野にて、さきに見させ給ひし草の色付たるは、此里は、冬より打つゞきて、霜の置るかとなり、といへるは、まぎらはし、)

十一月八日。太上天皇。在_ニ於左大臣。橋朝臣宅。肆宴歌四首。

太上天皇は、聖武天皇なり、此四字、舊本になきは脱たるなり、目錄にかくあるぞよき、○橋朝臣は、諸兄公なり、續紀に、孝謙天皇勝寶二年正月乙巳、左大臣正一位橋宿禰諸兄賜朝臣姓、と見ゆ、○肆宴、雄略天皇紀に、トヨノアカリと訓り、上に委註り

余會能未爾。見者有之乎。今日見者。年爾不忘。所念可母。

見者有之乎は、者は、乍字の誤なるべし、乍の草書をもと見て、誤寫せしものなり、ミツ、アリシヲと訓べし、(舊本に、ミレバアリシヲとよめるは、いふにたらず、又ミテハアリシヲと訓て、外にのみ見ては、さてありしをと云御意なりと、助ていはゞいはるべけれど、平穩ならず、必誤字なる事うつなし)十卷に、外耳見筒戀牟紅乃末探花乃色不出友、○年爾不忘は、年中不忘といふ意にて、不忘間の久しき謂なり、すべて年に戀、年にしぬふなど云は、一年にわたるを云ことなればなり、○大御歌意は、今までは此宅を、たゞ外目にのみ見つ、在來りしを、今かく入居て見たれば、甚興ありておもしろければ、今よりのち、年中久しく忘れずに、此宅のこの慕はれむか、さても樂しや、となり

右一首。太上天皇御製。

製字、舊本には歌とあり、今は古寫小本に従つ
半具良波布。伊也之伎屋戸母。大皇之。座牟等知者。玉之可麻思乎

歌意は、大皇の幸むものと、兼て知ましかば、葎蔓わたれる賤しき宿にはあれども、掃ひ清めて、玉敷滿て待ましものを、不意いでませるによりて、かくはえなくもてなし侍るが、かたじけなく侍る、となり、右の御製に和へ奉る心なり、六卷に、豫公來座武跡知麻也婆門爾屋戸爾毛玉敷益乎、十一に、念人將來跡知者八重六倉覆庭爾珠布益乎、十八に、此左大臣、保里江爾波多麻之可麻之乎大皇乎美敷爾許我牟登可年且之里世婆

右一首。左大臣橋朝臣

松影乃。清濱邊爾。玉敷者。君伎麻佐牟可。清濱邊爾。

清濱邊は、或説に、此左大臣、井手に住ひ給へれば、井手左大臣と名に呼來れり、さるやり水のほとりを、濱邊とはいへるなり、と云り、○歌意は、この松陰の清き濱邊に、玉敷滿てあらば、大皇の繼て幸し給ひなむか、となり、終句を打かへしいへるは、慇懃に念ふ心をあらはせる、古歌のすがたなり、此歌は、左大臣歌をうけてよめり、大和物語に、さゞれなみまなくも岸をあらふなり汀きよきは君とまれとか

右一首。右大辨藤原八束朝臣。

八束朝臣は、傳三卷に出しつ

天地爾。足之照而。吾大皇。之伎座婆可母。樂伎小里。

足之照而は、若は照足之而とありしが、錯れたるにはあらずや、テリタラハシテとこそ、あらまほ

しけれ、○之伎座婆可母は、即左大臣宅に、天皇の御在せばにや、嗚呼さても樂しきと、つゞく意なり、可は疑辭、母は歎息辭なり、○小里は、即その宅地をさしていへり、小は、小泊瀬、小筑波など云類にて、そへていふ詞なるべし。○歌意は、天地の極み、普く御威光の輝たらはせる我大王の降臨ませる、其御徳によりてか、殊更に此里の樂しくおもはるゝならむ、嗚呼さても尊や、となり

右一首。少納言大伴宿禰家持。奏。未

二十五日。新嘗會肆宴。應詔歌六首。

二十五日、新嘗會は、四時祭式下に、十一月、新嘗祭奠幣案上神三百四座、(並大)社一百九十八所、座別云々、前一百六座、座別云々、右中卯日、於此官齋院官人行事云々、と見えて、中卯日に行れけるとおぼゆるに、或説に、續紀を考るに、(十月甲戌朔、十二月癸酉朔、前後を以て按るに、十一月朔は、癸卯甲辰のうちなり)、二十五日は、卯にして、辰にしても、終のなり、上古と中古とたがへるか、此集の頃まで、始中終のさだはなかりけるにや、といへり、今按に、二字は、若は衍にて、十五日にはあらざるか、十一月朔を癸卯と見るときは、十五日は丁巳なり、おほよそ新嘗會は、中寅日より事はじまりて、卯辰兩日、まさしく奠幣ありて、巳日五位以上に宴を賜はり、午日は、職事六位已下に宴を賜りしとおぼえたればなり、なほ考べし、○新嘗會は、此は即天平勝寶四年に行はれけるにて、毎年十一月の新嘗祭の事なり、(踐祚大嘗には非ず、但し後世には、踐祚大嘗祭をば、大嘗と云、毎年行はるゝをば、新嘗と云て分てれども、古は大嘗、新嘗と云名目の差なし、いでその別なかりしことをいはむに、まづ古事記上卷に、天照大御神云々、聞看大嘗とある、そ

の同事を書紀には新嘗と書し、同紀清寧天皇卷に、同度のを、前には大嘗、後には新嘗と書き、又皇極天皇踐祚大嘗をも、新嘗としるされ、又次に引神祇令にも、踐祚のをも、毎年のを、共に大嘗と書れ、北山抄にも、踐祚大嘗祭、毎季大嘗祭、とあるなどを思ふべし、さここれをば、ニヒナヘマツリと訓べし、古事記下卷、雄略天皇條、三重、姦が歌、また太后の御歌に、爾比那閉夜、とある、これ正しき訓の據なり、(十四東歌に、多禮會許能屋能戸於曾夫流爾布奈未爾和我世乎夜里伊波布許能戸乎、とあるは、爾比那閉を、東語にかくいへるなり、本居氏、新嘗を、書紀にはニハノアヒとも、ニハナヒとも、ニハナヘとも、ニヒナメとも、ニヒヘとも、ニハヒとも、さまざまに訓を附たれども、皆正しからず、といへり)ニヒナヘとは、新之饗の約りたるなり、其は後には、もはら朝家の祭式となれることなれど、その元は、然のみにあらず、貴賤なべて爲事にて、其は神祇にも奉り、人にも饗、自も食わざにてありしこと、十四、下總國の歌に、爾保杼里能可豆思加和世乎爾倍渾登毛會能可奈之伎乎刀爾多氏米夜母、とあるにつきて、いへるがごとし、(爾閉は、即新之饗の約りたるなり、)かゝれば新穀を以て饗するより、起りたる稱なること知べし、さてや、後に、朝家の祭式となれるより、嘗字をば書たるなり、(ナヘに云を、嘗字の義にかけては見べからず)さるは漢土にては、嘗を秋社祭名とせる故に、此字を借たるなるべし、(本居氏云、嘗字を書は、しばらく朝家のニへに付て借たるなり、必しも此字になつむべからず、又大嘗、新嘗は、十一月に行はせ給ふことなれども、秋に依る事なる故に、此字をば書なり、と云る如し、さて大爾閉と云は、即大新饗と云ことにて、大は尊みて添たる言、新は新穀の義なること、上にことわれるごとし、續紀廿六詔には、大新嘗ともあり、)職員令義解に、大嘗(謂嘗新穀)以祭神祇也、朝者諸神之相嘗祭、夕者供新

穀於至尊也。神祇令義解に、凡大嘗者、毎世一度、國司行_レ事、以外毎年所司行_レ事、(謂所司者、在京諸司預_ニ祭事_一者也。)

天地與。相左可延_ニ牟等_一。大宮乎。都可倍麻都禮婆。貴久宇禮之伎。

歌意は、天地と共に長く久しく、大御代の相榮え坐むがためと、新嘗大宮を造り仕奉れば、貴く歡しき、となり

右一首。大納言 巨勢朝臣。

巨勢朝臣は、奈氏麻呂なり、傳十七上に委_レ云り

天爾波母。五百都綱波布。萬代爾。國所知牟等。五百都都奈波布。

天爾波母は、天は、次に本居氏説を引て云る如し、爾波は、他に對ていふ辭、母は、歎息辭なり、○五百都綱波布、本居氏云、綱波布は、如何なるにか、續紀十九に、聖武天皇御母の謚を、千尋葛藤高知天宮姫尊、と奉りたまふ、是も葛藤は、天宮によれることなり、これに因て思へば、天とは、新嘗宮の屋根を賀て云るにて、同じことならむ、(古事記傳に、登陀流天之御巢云々、天之とは、今世は、竈上の炊烟のかゝる處を、阿麻と云て、尼の音の如く呼ぶ、其にや、とあり、其天とは別か、)中山嚴水、此はかりに造れる宮なれば、屋根は、たるき、えつりなどは用ひずして、多くの綱を縦横に引延て、その上を、假にかや以て取ふけるにや、旅の假慮なども、古はしかせしにこそ、さて今の俗、殿中ならで、猿樂芝居などする、くも天井と云ものをおもふに、是ももとは綱延して、その上をとりふけるが、その綱引はへたる形の、蜘蛛のるに似たれば、くも天井とはいひ傳へしにや、さらば古より習ひ傳へしことにて、即ちこの五百都綱といへる、なごりなるべし、結固めたる綱ならば、波布とはいふべきに非ず、されば此綱は、假宮の屋根の料に、引はへたるを云こと著し、大嘗會標引の事、本朝世記にも見えたり、こゝに引べし、五百津綱延は、即ちこの標のことなるべし、と云り、猶よく考べし、神代紀一書に、汝應住日隅宮者、今當_ニ供造_一、即以_ニ千尋梶繩_一、結_ニ百八十紐_一、顯宗天皇紀室壽に、築立_ニ稚室葛根_一、築立柱、大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地波、底津磐根乃極美、下津綱根云々、出雲風土記に、五十足天日栖宮之、縱横御量、千尋梶綱持而、百八十結結下而、此天御量持而、所造_ニ天下_一、天神之宮造奉、請而云々、などあるを思ふに、上古の殿造は、大宮をはじめ、すべて多くの綱もて結堅めしこと、百八十結と云ことの多きもて、そのさましるべし、さてやゝ後に、柱、桁、梁など、きはやかに構作り、削成世となりても、なほ新嘗宮は、上古のさまを思ひて、多くの綱を用ひしことなるべし、さらば結固めたる綱ならずともいふべからず、引延て結堅むるを、波布と云まじきにもあらず、さて百八十結と云も、五百都綱波布と云も、實は同じことなるべし、〔頭註、綱事於延、喜式可考、〕○歌意は、萬世に長久く、國しろしめさむと云瑞に、新嘗宮の屋根の上には、五百箇綱延ならむ、さても尊や歡しやと、五百箇の祝言を以て、新嘗宮を賀申せるなるべし、○舊本、此歌の下に、似古歌而未詳の六字あり、最後人の書加へなること著ければ、削去つ

右一首。式部 卿石川年足朝臣。

年足は、續紀に、天平十一年六月甲申、賜_ニ出雲守從五位下石川朝臣年足_一、絶三十疋、布六十端、正稅三萬束、賞_ニ善政_一也、十二年正月庚子、授_ニ從五位上_一、十五年五月癸卯、授_ニ正五位下_一、十六年九月甲

成、爲東海道巡察使、十八年四月己酉、爲陸奥守、同月癸卯、授正五位上、九月己巳、爲春宮員外亮、十一月壬午、爲兼左中辨、十九年正月丙申、授從四位下、三月丙戌、爲春宮大夫、勝寶元年七月甲午、授從四位上、八月辛未、式部卿從四位上石川朝臣年足爲兼大弼(紫微)、十一月己酉、八幡託宣向京、甲寅、遣參議從四位上石川朝臣年足云々等、以爲迎神使、三年四月丙辰、遣參議左大辨從四位上石川朝臣年足等、奉幣帛於伊勢大神宮、五年九月乙丑、授從三位、爲太宰帥、寶字元年六月壬辰、爲神祇伯、同日爲兵部卿、神祇伯如故、八月庚辰、爲中納言、兵部卿神祇伯如故、二年八月庚子朔、授正三位、三年丙辰、正三位中納言兼文部卿神祇伯勳十二等石川朝臣奏曰云々、伏乞作別式、與律令並行、四年正月丙寅、爲御史大夫、五年十月壬戌、賜稻四萬束、六年九月乙巳、御史大夫正三位兼文部卿神祇伯勳十二等石河朝臣年足薨、時年七十五、詔遣攝津大夫從四位下佐伯宿禰今毛人、信部大輔從五位上大伴宿禰家持、吊賻之、年足者、後岡本朝、大臣大紫蘇我臣牟羅志會孫、平城朝、左大辨從三位石足之長子也、率性廉勤、習於治體、起家、補少判事、頻歷外任、天平七年、授從五位、任出雲守、視事數年、百姓安之、聖武皇帝善之、賜緇三十疋、布六十端、當國稻三萬束、九年、至從四位兼左中辨、拜參議、勝寶五年、授從三位、累遷至中納言兼文部卿神祇伯、公務之閑、唯書是悅、寶字二年、授正三位、轉御史大夫、時勅公卿各言意見、仍上便宜、作別式二十卷、各以其政繫於本司、雖未施行、頗有據用焉、と見えたり、文政三年庚辰三月廿六日、攝津國島上郡眞上郷光徳寺村、莊屋、田中六右衛門と云もの、領る地より、年足朝臣の墓誌を掘出せり、その墓誌云、武内宿禰命子、宗我石川宿禰命十世孫、從三位行左大辨石川石足朝臣長子、御史大夫正三位兼行神祇伯年足朝臣、當平城宮御宇天皇之世、天平寶字六年、歲次壬寅九月丙子朔乙巳、春

秋七十有五、薨于京宅、以十二月乙巳朔壬申、葬于攝津國島上郡白髮郷酒垂山墓、禮也、儀形百代、冠蓋千年、夜臺荒寂、松柏□□、嗚呼哀哉、とあり、松柏の下の闕たる二字は、含煙とありしなるべし、といへり

天地與。久萬氏爾。萬代爾。都可倍麻都良牟。黑酒白酒乎。

黒酒白酒乎、續紀廿六、詔に、由紀須伎二國乃獻禮留黒紀白紀能御酒乎云々、宇治左大臣頼長公の台記の、康治元年の大嘗會別記に載られたる、中臣壽詞に、悠紀主基乃黒木白木乃大御酒遠云々、(なほ白紀黒紀のこと、踐祚大嘗祭式、造酒式宮内式、江次第十卷、新嘗會、節會次第等にも見ゆ、北山抄亦同じ、)本居氏云、黒紀白紀は、色の黒きと白きと、二種の酒なり、上代の酒の名にぞありけむ、其造法を考るに、儀式に、以藥灰、和御酒、五斗和內院白黒二酒、五斗和大多米院白黒二酒、と見えたる、藥灰といふ物は、灰焼として、此灰を焼く役人有て、山に入て焼得ることなり、さて件の文に依に、此藥灰、白酒にすると、黒酒にすると二種有て、各其を和すに依て、其色白と黒とになるごと、きこえたり、然るを造酒式には、新嘗白黒二酒料云々、其造酒者云々、熟後以久佐木灰三升、和一糞、是稱黒貴、其一糞不和、是稱白貴、とあるは、かの儀式の、黒白共に灰を和すと異なり、式の如きは、白酒は、灰は和さざる、尋常の酒と聞えたり、世々を経るまゝに變りぬるにや、又中原康富記には、二酒共に醴酒なりとして、白者自其色也、黒者上聊振烏麻粉、といへるは、又後の事にて、いさゝか其色を見せたるのみなり、〔頭註、仁弘式、新嘗會白黒二酒料云々、熟後以久佐木灰三升和一糞、是稱黒貴、其一糞不和、是稱白貴、〕
○歌意は、天地と共に、長く久しく萬代までに、黒酒白酒の御酒を造り、奉仕むぞ、となり

右一首 從三位文屋智奴麻呂真人

智奴麻呂は、智努王のことにして、傳十七上に、委云り、續紀に、勝寶四年八月乙丑、從三位智奴王等賜文室真人姓、と見ゆ、後に名を淨三と改められしこと、既くいへり、さて續紀には、智努とのみあるを、こゝに麻呂字加りたるはいかゞ、もし續紀には、二字を脱せるにもあらむ

島山爾。照在橋。宇受爾左之。仕奉者。卿大夫等。

本句は、此上の長歌にも見えたり、但し彼處には、安可流橋とあり、こゝは照在と書たれば、なほ字のまゝに、テレルと訓べし、大嘗祭式に、阿波國所獻云々、乾羊蹄躑鴉橋子各十五箇云々、とあれど、それまでではなく、たゞ非時にめでたき果なるが故に、賀て新嘗會に用ひしなるべし、○仕奉者は、者は名字の寫誤なるべし、(七卷に、吾妹子之赤裳裾之將染渥今日之靄霖爾吾共所沾名、とある歌の名字も、舊本には者と作、一本には名と作り、これ名を者に誤れる例なり、)ツカヘマツラナと訓べし、仕奉名は、將奉仕と云ことを、急くいふ時の言なり、既く委註り、(略解に、者は爲の誤にて、ツカヘマツラスか、といへるは非ず、又本居氏の、者は布の誤にて、ツカヘマツラフならむか、といへるもわろし、すべてかうやうに、卿大夫等とやうに、いひ絶たるは、卿大夫等余と呼かけ誘ふ意のある言様に、見賜へ吾君、いで來吾妹子、船出せむ子等など云も、みな吾君余、吾妹子余、子等余、と呼誘ふ意にて、今と同例なるを思ふべし、なほ此事は既に委辨云り、さればこゝは、マツラスにても、マツラフにても、終句に照應はねばわろし、されば決て余が考の如く、名なりけむを知べし、)○歌意は、島山に照光れる橋を、髻華に挿て、今日の新嘗會に奉仕む、い

右一首 右大辨藤原八束朝臣。袖垂而。伊射吾苑爾。鷺乃。木傳令落。梅花見爾。

袖垂而は、無事安らかに、樂み遊ぶさまを、いふなるべし、されば此句は、終句へつゞけて意得べし、○伊射吾苑爾は、いひさして、言を含ませたるなり、率而將行と云詞を加へて意得べし、○鷺乃云々、鷺は、時になはぬ物なれど、梅をいはむ縁に、設けたるのみなり、十卷に、何時鴨此夜之將明、鷺之木傳落、梅花將見、○歌意は、袖垂て無事安樂に、梅花を見に、率吾苑に引率て行む、といふにて、新嘗祭式の事執竟て、肆宴きこしめし、後、永手朝臣の私宅へ、諸臣を誘ふ意なるべし、(契沖、江次第十卷、新嘗會裝束次第を引て、此日の興に、舞臺の四角三面に、梅柳を、樹らるゝことあれば、梅をよめるなるべし、といへれど、吾苑爾とよまれたれば、私宅へ誘るゝこと、異議なかるべきにや、)次下の家持卿の歌に、相照して考べし

右一首 大和國守藤原永手朝臣。

永手朝臣、(手字、舊本に、平と作るは誤なり、今は拾穗本に従つ)續紀に、天平九年九月己亥、從六位上藤原朝臣永手授從五位下、勝寶元年四月甲午朔、授從四位下、二年正月乙巳、授從四位上、四年十一月乙巳、爲大倭守、六年正月壬子、授從三位、寶字元年四月辛巳、中務卿藤原朝臣永手等言、曰云、五月丁卯、爲中納言、七年正月壬子、爲兵部卿、八年九月乙巳、授正三位、神護元年正月己亥、授勳二等、九月癸丑、以從二位藤原朝臣永手、爲御裝束司長官、以欲幸紀伊國一也、二年正月甲

子、以三大納言從二位藤原朝臣永手爲右大臣、同月癸酉、幸右大臣第、授正二位云々、十月壬寅、詔曰、右大臣藤原朝臣遠婆、左大臣乃位、授賜比治賜、神護景雲三年二月壬寅、幸左大臣第、授從一位、五月乙酉、賜稻一十萬束、寶龜元年六月辛丑、攝近衛外衛左右兵衛事、八月癸巳、天皇崩云々、左大臣從一位藤原朝臣永手受遺宣曰云々、十月己丑朔、授正一位、十二月乙未、賜山背國相樂郡出水郷山二百町、庚戌、贈太政大臣功封依舊賜之、二年二月癸卯、左大臣暴病、己酉、左大臣正一位藤原朝臣永手薨、時年五十八、奈良朝、贈太政大臣房前之第二子也、母曰正二位牟漏王、以累世相門起家、授從五位下、勝寶九歲、至從三位中納言兼式部卿、寶字八年九月、任三大納言、授從二位、神護二年、拜右大臣、授從一位、居二歲、轉左大臣、寶龜元年、高野天皇不念時、道鏡因播籙恩、私勢振内外云々、定策遂安社稷者、大臣之力居多焉、及薨、天皇甚痛惜之、とありて、光仁天皇の、深くいたみをしませ給へる詔も見えたり

足日木乃。夜麻之多日影。可豆良家流。宇倍爾也左良爾。梅乎之奴波牟。

夜麻之多日影は、山下日蔭にて、其日蔭草は、もはら山間に生るものなれば、山下とはいへるなるべし、古事記に、天香山之天之日影、書紀には、蘿と書て、此云比軻礙と註し、古語拾遺には、蘿葛者、比可氣、とも見えたるものにて、なほ此草の事は、委く品物解に載、さて新嘗祭に預る人、小忌衣を著、日蔭を縵にかくること、上古よりの禮式なり、齋宮式、供新嘗料物に、日蔭二荷とも、日影葛二荷とも見え、其他北山抄、公事根原等にも、其趣見えたり、かくて和名抄に、祭祀具には、蘿葛、此加介加郎、と見え、若願には、蘿比加介、と別記載たるに思ふに、此草、常には日蔭

とのみ云を、縵に用る方につきては、日蔭縵とぞ稱けむ、さて後々は、此草を用ることやみて、其代に、絲をくみて用るを、日蔭の絲とぞ云める、○可豆良家流は、縵に爲るといふ意なり、此言の事、上に云り、○歌意は、日蔭縵をかざして、肆宴にあづかれる今日なれば、何一あかぬことはあるまじきを、國守のしかのたまへば、此上に、又更に梅花を賞むか、と云にて、上の國守の歌に、和へられたるなり

右一首。少納言大伴宿禰家持。

二十七日。林王宅。餞。之但馬按察使橘奈良麿朝臣宴歌三首。

林王は、傳十七上に委云り、○按察使は、續紀に、養老三年秋七月庚子、始置按察使云々、其所管國司、若有非違及侵百姓、則按察使親自巡省、量狀黜陟、其徒罪以下斷決、流罪以上錄狀奏上、若有聲教條修、部内肅清、具紀善最言上、丙午、補按察使典、四年三月己巳、改按察使典、號記事、乙亥、按察使向京、及巡行屬國之日、乘傳給食、五年六月乙酉、太政官奏言、國郡官人、漁獵黎元、擾亂朝憲、故置按察使、糾彈非違、肅清奸詐、既定官位、宜有料祿、請以按察使准正五位官、賜祿并公廩田六町、仕丁五人、記事准正七位官、賜祿并公廩田二町、仕丁二人、並折留調物、便給之、詔曰、朕之肱股、民之父母、獨在按察、寄重務繁、與群臣異、加祿一倍、便以當土物、准度給之云々、○奈良麻呂は、諸兄公の第一男なり、傳、六卷下に出せり

能登河乃。後者相牟。之麻之久母。別等伊倍婆。可奈之久母在香。

能登河乃^{ノトガハノ}は、登^トと知^チと、親^{チカ}く通^ツふゆゑに、都我^{ツガ}乃^ノ樹^キ之^ノ繼^ヰと連^ツくる類^ルにて、後^{ノチ}をいはむ料^{リョウ}の枕詞^{マクソノ}に設^セけたるなり、十二^ニに、能登^{ノト}瀬^セ乃^ノ河^{カハ}之^ノ後^{ノチ}將^{マシ}合^{カフ}、とあるも同じ、四^シ卷^{マキ}に、後^{ノチ}瀬^セ山^{ヤマ}之^ノ後^{ノチ}毛^モ將^{マシ}合^{カフ}君^{キミ}、又^{マタ}、後^{ノチ}湍^{ハヤ}山^{ヤマ}後^{ノチ}毛^モ將^{マシ}相^{マシ}常^ト、などもあり、此^{コノ}河^{カハ}は、十^{ジュウ}卷^{マキ}に、能登^{ノト}河^{カハ}之^ノ水^{ミヅ}底^{ソコ}并^ニ爾^ニ光^{ミツ}及^ツ爾^ニ、とある歌^{ウタ}に註^ツり、○後^{ノチ}者^{モノ}相^{マシ}牟^ム、ノ^ノチ^チニ^ニハ^ハア^アハ^ハムと訓^ツては、末^{マシ}句^クに應^{オウ}がた^タければ、此^{コノ}句^クの下^ノに、雖^レ然^シなど云^イ詞^ジを、姑^ニく加^カへて意^イ得^{トク}べきにや、(契^{ケイ}沖^{チュウ}、後^{ノチ}には相^{マシ}むをと、をの字^ジをそへて心^{ココロ}得^{トク}べし、と云^イる、同じこゝろばえなり、)されど猶^レ穩^ニならざるごと思^{オモ}はるれば、若^シは、牟^ムは、常^ト字^ジなど^ノの誤^{サマシ}寫^{シヤウ}にはあ^アらざるか、さらば、ノ^ノチ^チハ^ハメ^メドと訓^ツべし、(か^カくするときは末^{マシ}句^クへよく照^{テウ}合^{カフ}て、た^タしかにきこゆ、と余^{オノ}はおもふを、)○之^シ麻^マ之^ノ久^ク母^モは、暫^{シラカク}もといふに同^{ドウ}じ、○歌^{ウタ}意^イ、か^カくれたる^{トコロ}なし

右一首。治部卿船王。

治部卿船王^{チベウケイセンノウ}は、船^{フネ}親^{ミコ}王^ノと申^{マウ}し、を、後^{ノチ}に諸^{シヨ}王^ノに下^シされて、隱岐^{インギ}國^{クニ}に流^ハたれ賜^{タマ}ひき、さてそれよりさき、寶^{ホウ}字^ジ四年^ニに、中^{ナカ}務^ム卿^{ケイ}になり賜^{タマ}ひて、治部^{チベウ}卿^{ケイ}になられしことは、續^{ツキ}紀^キに見^ミえず、なほ傳^{デン}六^{ロク}卷^{マキ}下^ノに、委^イ出^デせり

立別。君我伊麻左婆。之奇島能。人者和禮自久。伊波比底麻多牟。

君我伊麻左婆^{キミガイマサハ}は、君^{キミ}が往^キ給^{タマ}は、と、といふ意^イなり、すべて伊座^{イマス}は、往^キ給^{タマ}ふと云^イ意^イにも用^{ツカ}ふ詞^ジなり、(し^シかるを略^{リョク}解^ゲに、いますは、去^イますの略^{リョク}ぞ、と云^イるは、言^{コト}の由^ユ來^{ライ}る所^{トコロ}を知^チぬ説^{セツ}にて、例^{レイ}のい^イみじき^キひがこ^コとなり、さ^サるは、此^{コノ}歌^{ウタ}など^ノにては、去^イまさばの略^{リョク}として、意^イは聞^キゆれど、人^{ヒト}の此^{コノ}方^{カタ}へ來^キれるを、君^{キミ}を伊座^{イマス}とやうに、い^イへることの多^{オホ}き、それをも去^イませての略^{リョク}ぞといは

むに、通^ツゆべきかは、すべて一^{イツ}偏^{ペン}につきて、古^コ言^{ゴン}を説^{セツ}むとするときは、推^{オシ}及^ツして、解^ゲがたきことぞ多^{オホ}かる、なほ此^{コノ}言^{ゴン}の事^{コト}は、さ^サきに委^イ云^イたり、)○之^シ奇^キ島^{シマ}は、大^{ダイ}和^ワ國^{クニ}をさす、抑^{オシ}之^シ奇^キ島^{シマ}といふは、古^コ事^ジ記^キに、天^{アメ}國^{クニ}押^{オシ}波^ハ流^{リウ}岐^キ廣^{コウ}庭^{テイ}天皇^{テンノウ}者^{モノ}、(欽^{キン}明^{メイ}天皇^{テンノウ})坐^イ師^シ木^キ島^{シマ}大^{ダイ}宮^{ミヤ}、治^チ天下^{テンカ}一^{イツ}也^ヤ、と見^ミえ、書^{シヤク}紀^キにも、同^{ドウ}天皇^{テンノウ}卷^{マキ}に、元^{ゲン}年^{ネン}秋^{アキ}七^{シチ}月^{ゲツ}丙^{ヘイ}子^シ朔^{シヤク}己^キ丑^{シュ}、遷^{ウツリ}都^ツ倭^{ヤマト}國^{クニ}磯^{イソ}城^{シヤウ}郡^{クニ}磯^{イソ}城^{シヤウ}島^{シマ}、仍^{シラカク}號^{ケツ}爲^ニ磯^{イソ}城^{シヤウ}島^{シマ}金^{キン}刺^シ宮^{ミヤ}、とありて、此^{コノ}天皇^{テンノウ}の都^ツの地^チ名^ナより起^ヒりて、遂^{スヘ}におのづから大^{ダイ}和^ワ一^{イツ}國^{クニ}の號^{ケツ}となれるものなり、か^カく都^ツし給^{タマ}ふ地^チの名^ナの、一^{イツ}國^{クニ}の名^ナとなれるは、秋^{アキ}津^ツ島^{シマ}は、孝^{コウ}安^{アン}天皇^{テンノウ}の都^ツの地^チ名^ナなるが、後^{ノチ}に大^{ダイ}和^ワ一^{イツ}國^{クニ}の名^ナとなれると、全^{ケン}同^{ドウ}例^{レイ}なり、た^タとへば、夜^ヤ麻^マ登^トといふも、も^モと一^{イツ}國^{クニ}の號^{ケツ}なるが、古^コもはら大^{ダイ}和^ワ一^{イツ}國^{クニ}に都^ツし給^{タマ}ひしから、轉^{テン}りてひろく天^{アメ}下^カの總^{ソウ}號^{ケツ}となれるが如^ニし、なほ本^{ホン}居^イ氏^シの國^{クニ}號^{ケツ}考^{コウ}合^{カフ}見^ミべし、○人^{ヒト}者^{モノ}和^ワ禮^{レイ}自^ジ久^ク、本^{ホン}居^イ氏^シ云^イ、中^{ナカ}昔^{シヤク}の物^{モノ}語^ゴ書^{シヤク}に、女^メめきたるを、女^メしくといへるは、今^{イマ}の俗^{ソク}言^{ゴン}に、女^メらしくといふにあたりて、す^スべて某^{ナニ}らしくと云^イは、め^メくといふに、い^イと近^{チカ}き意^イなり、さればこゝも、和^ワ禮^{レイ}自^ジ久^クは、我^ワらしくの意^イにて、大^{ダイ}和^ワ國^{クニ}の人^{ヒト}は、たれもく、君^{キミ}を我^ワ身^ミのことらしく祝^{イハヒ}て待^マむなり、續^{ツキ}紀^キ廿^ニ二^ニ詔^{ミコトノコト}に、又^{マタ}此^{コノ}家^ケ自^ジ久^ク母^モ、藤^{フジ}原^{ハラ}乃^ノ卿^{ケイ}等^ト乎^ヤ波^ハ、掛^{カケ}畏^{オソ}、聖^{セイ}天^{テン}皇^{クニ}御^ミ世^セ重^{シウ}旦^{タン}、於^オ母^モ自^ジ伎^キ人^{ヒト}乃^ノ自^ジ門^{メン}波^ハ、茲^{ココ}賜^{タマ}比^ヒ上^{シヤウ}賜^{タマ}來^{ライ}流^{リウ}家^ケ奈^ナ利^リ、とあるも、藤^{フジ}原^{ハラ}氏^シをば、なべてみな仲^{ナカ}麻^マ呂^ロが家^ケらしく、同^{ドウ}じことにおぼしめさるゝよしなり、といへり、か^カげろふの日記^{ニヒギ}に、たゞ今^{イマ}は此^{コノ}大^{ダイ}夫^フを、人^{ヒト}々^々しくてあ^アらせ給^{タマ}へなどばかりを、申^{マウ}給^{タマ}へとかくにぞ云^イ々、とあるも、人^{ヒト}々^々しくの意^イなり、枕^{マクソ}冊^{ソク}子^シに、こ^コま犬^{イヌ}しくとあるも、こ^コま犬^{イヌ}めくと云^イ意^イなるを、合^{カフ}思^シふべし、○歌^{ウタ}意^イ、君^{キミ}が但^タ馬^バへ立^タ別^{ベツ}れ往^キ給^{タマ}は、大^{ダイ}和^ワ國^{クニ}の人^{ヒト}は、誰^{ナニ}も誰^{ナニ}も、君^{キミ}を我^ワ身^ミのことらしく、齋^{イハヒ}禱^トて、還^{イハヒ}り來^キ坐^{イハヒ}む日^ヒを、待^マつゝ居^{イハヒ}むぞ、となり

右一首。右京少進。大伴宿禰黑麻呂。